

文學士林森太郎著

有職故實 全

東京 文會堂發行

2100PH7894

有職故實

緒言

一大日本帝國は、古來諸般の制度、燦然として具に備

儀禮、宮城の構造より、下は個人の裝束、飲食の瑣事に至る、凡百の事

項に關する故實は、いかてか小冊子の裡に、收容するを得べき。さ

れば國文を解釋するに、最も必要なるを採らむの主義より、打算し

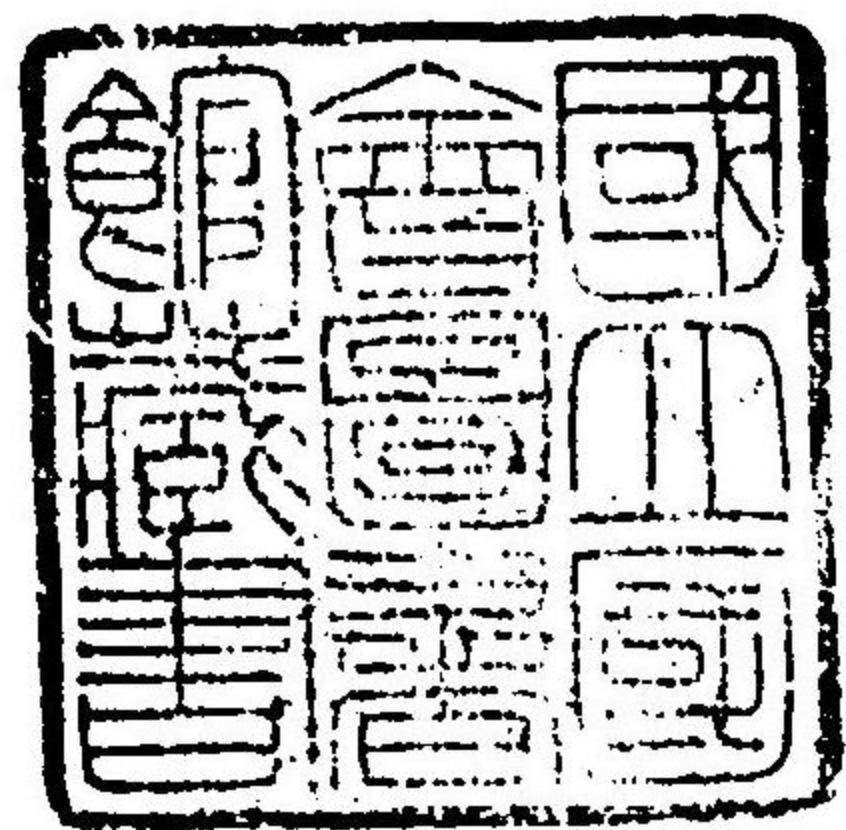
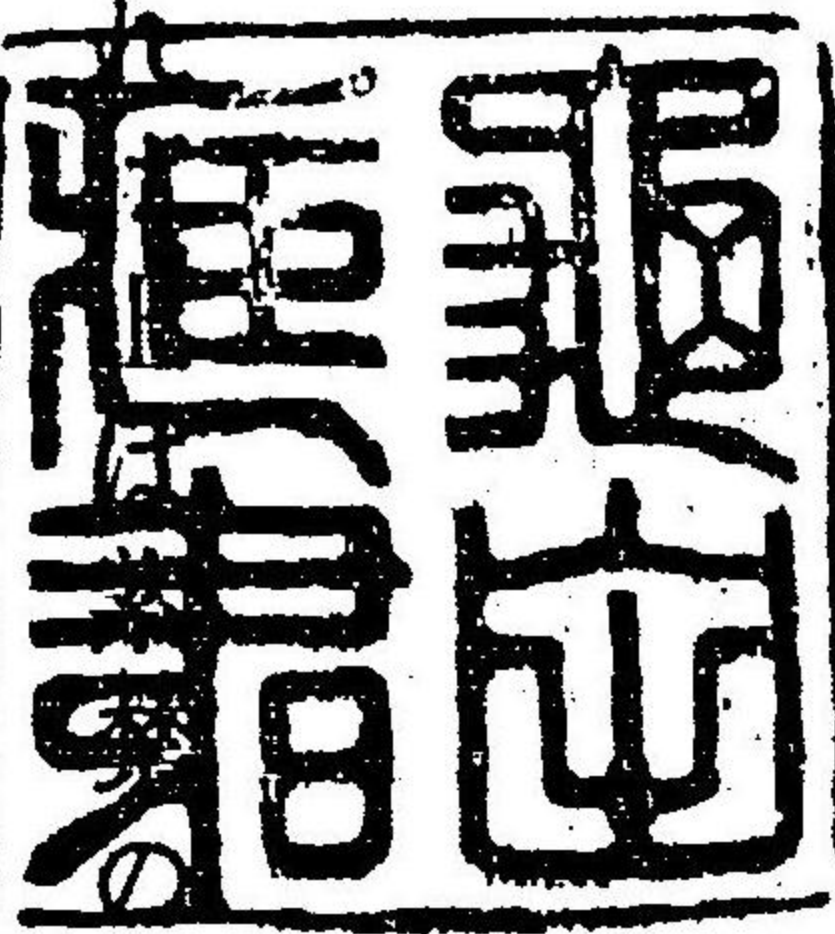
て、要を撮り旨を摘みて、爰に四百餘頁に約めぬ。

二國文と云ふも、甚だ廣義なるが故に、これ亦略範圍を限りて、主とし

て中近古文に定めたり。蓋し當代の文學は、後世の國文の基礎を、

作れる者なればなり。かゝれば、成る可く例證を、其の時代のより

選びつ。要するに著者は、中近古時代の國文の解釋に、必要なる有



260969

職故實を物せるなりけり。

三解説中勉めて多く例を引けるは、且つは國文との連絡を保たしめむが爲、且つは幾分の興趣を添へむが爲なり。されば本文として述ぶ可き事をも、猶引例に譲れる所甚だ多かり。蓋し制度やうの記事は、ともすれば、無味乾燥に流れ易きものなれば、爰に古代の寸錦斷繡を借り來りて、嚼蠟の嫌なからしめむと試みたるなり。

四凡そ學問は、研鑽する事愈深ければ、愈極まる所を見ず。我が有職の學も、益其の琢磨を重ねるに従ひ、新事實發見せられて、自ら前説の錯誤獨斷を啓發する事ある可し。換言すれば、推究に推究を積まむ數年後には、かゝる不備の著を公にせしを、愧づるに至らむと思へど、或必要より、非才の身のおほけなくも、此の書を出すに至りぬ。こゝらの缺點あらむは、固より豫め期する所なれば、願はくは

大方の諸士、幸に高教を垂れ給はゞ、其の謬れるを棄て、足らざるを補ひて、以て他日の完成を期する事を得む。

五先哲の遺著、並に先輩の研究は、此の書の撰述に與る事、甚だ多きは云へば更なり。爰に泉下の英靈に對して、はた現時の碩學に向つて、厚く感謝の意を表す。

明治三十九年十一月十日

京都の東神樂岡の麓にて 著者識す

有職故實目次

總説

有職。有職家。有職の學。故實。伊勢氏と小笠原氏と。故實の學。有職故實の範圍。部門の區別。

第一編 儀式典例

第一章 皇位繼承

皇位繼承。踐祚と即位との異同。踐祚の儀。即位の式。

第二章 三種の神器

三種の神器。八咫鏡。神鏡の災。天叢雲劍。寶劍の沈没。八尺瓊勾玉。神璽と云ふ語。

第三章 天皇

天皇の御名目。詔勅、宣命、宣旨。行幸。謚號。山陵。皇族。

第四章 后妃

第五章 祭祀……………五二

皇后。妃。夫人。嬪。女御。更衣。御息所。
祭祀の區別。大嘗祭。悠紀。主基。御禊。祭儀。加茂祭。同
臨時祭。齋王。齋宮。齋院。

第六章 朝儀……………六七

朝廷の儀式。朝賀。元日節會。白馬節會。除目。踏歌節會。
射禮。及賭弓。曲水宴。灌佛。端午節會。乞巧奠。相撲節。
駒牽。重陽宴。五節。荷前。追儺。誕生。元服。算賀。賜
節刀。大喪。

第七章 宮城……………九六

宮城。內裏。紫宸殿。仁壽殿。常寧殿。貞觀殿。宜陽殿。
溫明殿。校書殿。清涼殿。其の他の殿舎。朝堂院。豐樂院。
宮城の沿革。里內裏。烏丸土御門殿。閑院殿。富小路殿。
東洞院土御門殿。

第八章 都府……………一二六

平城京。桓武天皇の遷都。平安京の造營。右京の寂寞。白
河の繁盛。平安京の東漸。上下兩京。應仁以後の荒廢。京
都の恢復。

第二編 官職位階

第一章 官職總說……………一三九

官職。任官に關する成語。大寶の官制。大寶後の沿革。平
安朝の四部官。其の官制。

第二章 神祇官……………一四八

職掌及位置。四部官。神祇官代。

第三章 攝政、關白……………一五〇

攝政。關白。攝關の異名等。准攝政。內覽。

第四章 太政官……………一五七

位置及職掌。太政大臣。左大臣。右大臣。三公三槐。內大

臣。大臣の名稱。准大臣。大納言。中納言。參議。封戸職田。少納言。辨。外記。史。太政官の三局。

第五章 八省

中務省。中務卿。侍從。內舍人。內記。監物。中務省の被官。式部省。其の被官。治部省。其の被官。民部省。其の被官。兵部省。其の被官。刑部省。其の被官。大藏省。其の被官。宮内省。其の被官。

第六章 警察、武官

彈正臺。近衛府。大將。中將。少將。羽林。三笠山。將監。將曹。其の他の官。衛門府。衛門官。兵衛府。衛府の沿革。馬寮。兵庫寮。檢非違使廳。別當。佐。尉。志。其の他の官。

第七章 地方官

京職。市司。太宰府。主神。帥。權帥。大貳。少貳。監典。

國司。守。介。揚名介。椽目。就職の次第。俸給及役得。任期。大介。國司代。目代。檢非違使。押領使。追捕使。按察使。鎮守府。秋田城。郡司。郷司。

第八章 藏人所

藏人所の職掌。別當。頭。五位藏人。六位藏人。藏人總説。非藏人。雜色。瀧口。

第九章 院司

院司。上皇の御名目。別當。年預。判官代。主典代。北面。西面。召次。隨身。

第十章 春宮坊

春宮坊。皇太子の名稱。傅。學士。舍人監。主膳監。主藏監。主殿署。主工署。主馬署。帶刀。

第十一章 位階

位階。位階の制。勅授。奏授。判授。位階の異稱。叙位の例。

五位以上の待遇。大夫。官位相當。借位。勳位。……………三〇三

第拾二章 公卿殿上人、地下……………

第三編 殿舎装束

第一章 殿舎……………三二二

寢殿造の構。寢殿。對屋。廊。釣殿。泉殿。車宿。雜舎。垣屋。塗籠。放出。門。立葺。切掛。垣。

第二章 輿車……………三二八

輿の制度。鳳輦。葱花輦。腰輿。網代輿。四方輿。張輿。塗輿。車の制度。唐庇車。兩眉車。檜榔庇車。檜榔毛車。糸毛車。半葺車。八葉車。轆車。車の乘法、出衣。

第三章 調度……………三四四

調度と道具と。帳臺。簾。壁代。軟障。几帳。疊。茵。倚子。床子。胡床。圓座。膝突。文杖。覽篋。柳篋。厨子。

二階棚。鏡臺。唐櫃。燈樓。燈臺。臺盤。高坏。折敷。銜重。懸盤。禮盤。犬防。

第四章 冠帽……………三六五

冠。有紋、無紋。纓の種類。類の種類。掛緒綫。烏帽子。立烏帽子。風折烏帽子。侍烏帽子。細烏帽子。額烏帽子。採烏帽子。烏帽子のさび。其の塗。

第五章 男裝束……………三八一

正服。縫腋の袍。闕腋の袍。袍の染色。半臂。下襲。袴。單。大帷。表袴。大口袴。石帶。魚袋。平緒。飾太刀。笏。襦袢。正服着用の次第。平服。布袴。衣冠。冠直衣。直衣。衣。指貫。直衣着用の次第。略服、並に武家の服裝。狩衣。半尻。水干。直垂。長絹。素襖。大紋。

第六章 女童裝束……………四一七

女裝束。正裝。釵子。比禮。裙帶。晴の服。唐衣。裝。裝の

腰掛帶。袴。打衣。單。五衣。十二單。單重ね。袴。晴の
服着用の次第。褰の服。小袴。細長。武家の女装。童裝束。
細長。汗衫。

第七章 甲冑……………四三九

甲冑。兜の名所。半首。面頬。半頬。猿頬。鎧の名所。鎧の袖。
栴檀の板。鳩尾の板。鎧の威毛。脇立。脇當。膝鎧。鎧着用
の次第。腹巻。腹當。弓矢。刀劔。

繪畫

- 第一圖 宮城の圖……………一
- 第二圖 内裏の圖……………二
- 第三圖 清凉殿の圖……………二
- 第四圖 平安京の圖……………三
- 第五圖 術府の分擔の圖……………四

- 第六圖 寢殿構の圖……………四
- 第七圖 車の乘法の圖……………五
- 第八圖 厨子の圖……………五
- 第九圖 二階柵の圖……………五
- 第十圖 鏡臺の圖……………五
- 第十一圖 冠の圖……………六
- 第十二圖 纒の種類の圖……………六
- 第十三圖 綛の圖……………六
- 第十四圖 烏帽子のさびの圖……………六
- 第十五圖 袍の圖……………七
- 第十六圖 下襲の圖……………七
- 第十七圖 束帯の圖……………八
- 第十八圖 直衣の圖……………八
- 第十九圖 狩衣の圖……………八

第二十圖 直垂の圖……………八

第廿一圖 唐衣の圖……………九

第廿二圖 裳の圖……………九

第廿三圖 女晴服着用の圖……………九

第廿四圖 兜の圖……………〇

第廿五圖 鎧の圖……………〇

第廿六圖 鎧の袖の圖……………〇

第廿七圖 脇立の圖……………〇

第廿八圖 鎧着用の圖……………一

第廿九圖 腹巻の圖……………一

第三十圖 腹當の圖……………一

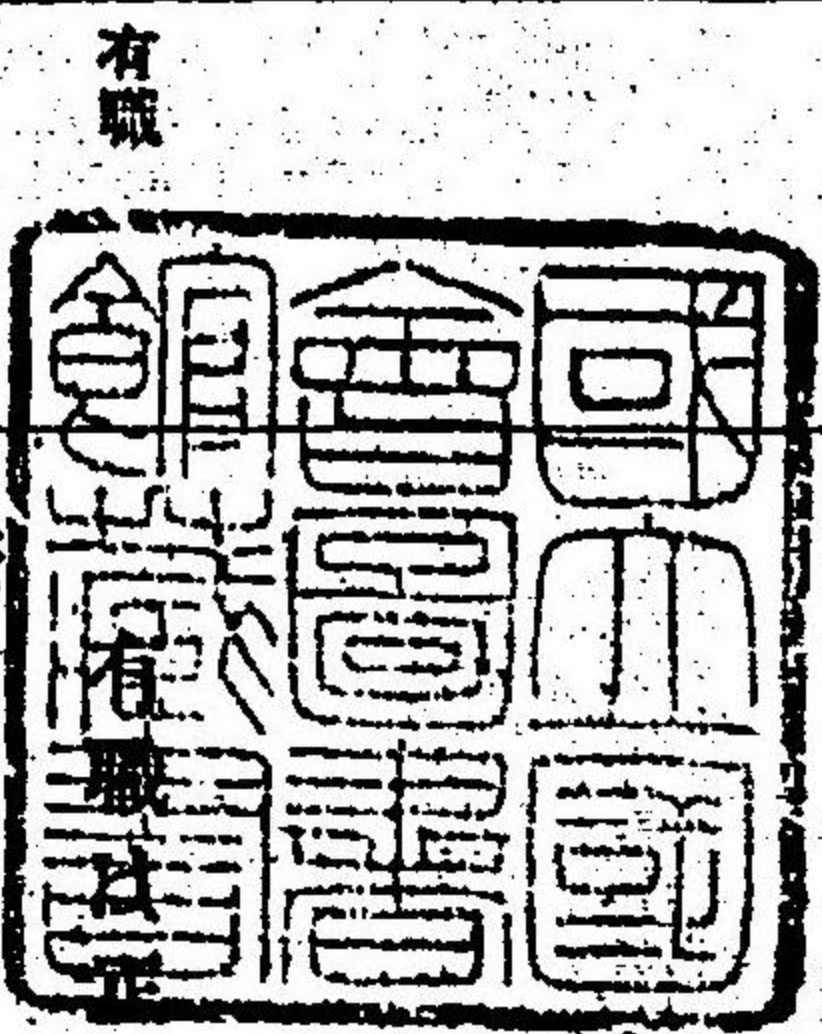
索引……………一一二

有職故實目次終

有職故實

文學士 林 森 太郎 著

總 說



有職。有職家。有職の學。故實。伊勢氏と小笠原氏と。
故實の學。有職故實の範圍。部門の區別。

術に至るまで、博く通達せる者の稱にして、今云ふ「物知り」の義なり。さるは、宇津保物語(後)に、俊隆の事を、中納言になる可かりし身を、沈みてし人なり、さるはいみじきいさそくなり、源氏物語(女)に、夕霧の學才ある事を、緘に天の下並ぶ人なき、いさそくには物せらるめれどなど見え、降りて三條西實枝(永正七年)の三内口訣に、殿上人參會の時、櫻應に用ふる三方折敷等の事を論じて、依此義諸家之勝劣令混亂歟、無有職之所至也とあれば、室町時代までも、貴紳の間に、此の語ありしを知る可し。

有職家

さて平安朝の有職は、先づ藤原忠平の二子、小野宮實頼(昌泰元二)九條師輔(延喜一七)、四天を推す可く、後世の有職家、皆此の二家を祖述せり。されば古今著聞集(公事)にも、正朔の節會より、除夜の追儼に至るまで、公事の禮一つに非ず、行ひ來る儀まぢまぢに分れたり、……小野宮九條殿の兩流、口傳故實其のかはりゆ多く侍りとかや、有職の家に習ひ傳へて、今は絶ゆる事なし、いみじき事なりと見えたり。爾後源高明(延喜四)藤原佐理(長慶七)藤原公任(長久二)大江匡房(長久二)源有仁(長安三)など、何れも有職の聞え高かりき。降りて室町時代となりては、必ずや一條兼良(應永九)を推さざるを得ず。所謂開黒時代に於て、眞に國學の柱石たりし者は、實に此の人にて、當時は朝廷の式微愈甚だしく、累代の大禮儀式は全く其の迹を絶たむとし、又朝家の故實を知る可き名家の記録さへ、兵燹の爲に概ね焼失散亂したれば、あらゆる舊章の命脈は、あはれ消えなむとせし時なりき。抑も古典の學は、武門の世となりてより次第に廢れ、降りて南北朝となり、亂序甚だしきに憤慨して、源親房(永平九)は職原抄を著して、歴代の官職の沿革、補任の次第等を記せり。其の後には、二條良基(元應二)斯の道に堪能の譽高く、智彥と

有職の學

稱せられ、百寮訓要抄等を物し、時人有職故實の不審は、彼に質して明むるを得たり。其の子にして、出で、一條家を継ぎし經嗣(正平二五)亦此の學を修めて、經嗣公記等を著し、兼良は實に其の子なれば、身は名門攝籙の家に生れ、父祖二代の古典智識の精粹を集めて、桃花坊の文庫は其の涉獵の儘にて、有職故實は彼が得意の學問なりき。されば公事根源、桃華葉葉、御代始抄、二判問答、職原位階考など、斯の道の著述も夥しく、兵馬倥傯の間に流轉しつゝ、温故知新の研究に焦慮し、以て能く國學の命脈を維持せし功績は、千古没すべからず。兼良の子冬良(寛正五)亦父の薰陶を受けしが、此の人逝きて、もはや三條西實枝の時代には、げに有職なかりしなり。

江戸時代となりて、泰平の餘澤により、寛永頃には、諸家の舊記を探り、古典を穿鑿する緝紳漸く現れて、久しく廢絶したりし儀式作法も、稍復舊せられしかど、當時未だ記録世に乏しく、錯誤失考多かりき。是を寛永有職と云ふ。其の後文運勃興と共に、下流の者も朝禮、官位、裝束等の事實を研究せむとし、元祿の頃より、京都に壺井義知(明保三〇)の如き、斯の道の専門學者も起り、遂に是等の事實を研鑽

するを有職の學と稱し、爰に始めて一道の學問となりぬ。即ち有職學とは、朝家の儀式、官位の制度より、貴紳の裝束、車輿、家屋の構造、調度の製作までを、古書に依りて討究する學問を云ふ。義知はわきま官職裝束に造詣深く、職原抄通考、官職浮説或問、裝束要領抄、源氏男女裝束抄、枕草紙裝束抄、昔傳拾葉、故實秘要抄等、其の手に成り、公卿中にも教を受けし者ありき。多田義俊(元祿一三)速水房常(明和六)の二人は其の高弟にして、義俊は故實纂要、職原抄辨講など、房常は職原墮要等を物せり。江戸幕府にても、漸く京家の禮式を尋ねべき志ありて、寶永七年新井君美(明保一〇)内命を受けて上京し、中御門天皇御即位の大儀を拜觀せし序に、時の有職家野宮定基(寛文九)に就きて、故實を質問し、それを記録せる者を、新野問答と云ふ。猶本朝故實記、裝束温故抄の如きは定基が撰なり。爾來京都にては、紀宗直(元祿一四)滋野井公麗(享保一八)裏松光世(元文元)山田以文(寶曆一三)等、斯の道の學者續々出でぬ。宗直は寶石類書と名づくる、有職の故事を輯めたる名著を物し、又清紫兩殿の圖の古に考正せるを、勅命に依りて奉りし事あり。其の父宗恒も亦聞えたる有職學者なりき。公麗は裝束着用圖、禁秘抄階梯、滋草拾露等を

著し、其の祖父公澄管見野水抄を書けり。光世は實に大内裏圖考證の撰者なり。當時武内式部、京都に在りて、盛に垂加流の神道を唱へ、皇室の尊嚴を説きしかば、就きて學ぶ公卿も多かり。光世も亦彼と相往來せしが、遂に幕府に忌まれ、永く整居の身となりぬ。大内裏圖考證は即ち此の籠居の折の著なり。然るに天明八年内裏炎上して、老中松平定信(文政一八)皇居造營の事を掌り、光世に就きて諮問す。即ち其の著考證を示し、かば、定信大に歎賞し、奏して其の整居を解きぬ。是より參内の恩命を蒙り、内裏造營に關して種々献替し、寛政二年造營功を竣へて、往古の大内裏の制に復せしは、實に光世が力多しと云ふ可し。當時堂上にては、高倉山科の二家、衣紋を世業とせしにより、其の傳授を受けざれば、裝束着用し難かりしかば、武家は臣下をして其の門人たらしめ、幕府の儀式の時、束帶衣冠の着用に資する所ありき。二家の系圖左の如し。

- (高倉家) 永孝(慶長一四) — 二葉 — 永慶(寛文四) — 永敦(天和元) — 永俊(明曆四) — 永重(享保一三)
- 永福(享保一〇) — 永房(寶曆五) — 永秀(寛政一) — 永範(文化二) — 永彰 —
- (山科家) 言經(慶長一六) — 言緒(元和四) — 言總(文元) — 言行(文五) — 持言(文二)

故實

一 幾言(寶曆元)一 頼言(明和七)一 敬言(安永七)一 忠言

故實とは、古例の法令、儀式、作法等の義にて、公家故實と武家故實との兩派あり。公家故實とは、即ち前に述べたる有職にて、京家の事のみに關せり。武家故實とは、鎌倉幕府創立以來、流鏑馬、笠懸、犬追物など、弓馬の藝術を始めとして、元服、嫁娶の式、家作、衣服、書札、飲食の瑣事に至るまで、武家には自ら武家の禮法存し、京家のと異なる所あるを云ふ。殊に室町幕府の世に至りては、武家の禮法具に備りて、當代禮法を掌りし家に、伊勢氏と小笠原氏とありき。

伊勢氏は代々殿中惣奉行を職として、殿中の禮儀作法は、皆此の家にて掌れり。小笠原氏亦武家の禮法を傳へて幕府に仕へ、尊氏、義滿、義教、義政などの師範たりき。左に二家の系圖を掲げむ。

- (伊勢家) 貞繼(明和二卒)一 貞信(應永八)一 貞行(應永一七)一 貞經(不詳)一 貞國(不詳)一 貞親(文和五)
- (小笠原家) 政長(貞治四卒)一 長基(應永一四)一 政康(源治二)一 持長(寛正三)一 清宗(文明五)
- 一 長朝(文應元)一 貞朝(永正一)一 長棟(天文一八)一 長時(天正一一)

伊勢氏と小笠原氏

故實の學

右の中、貞陸は伊勢貞陸自筆記を、貞忠は犬追物手組日記を、持長は射禮私記、犬追物事、犬追物集書を、長時は小笠原家禮書、書札口傳、元服之次第を著せり。

降りて江戸時代となり、五代將軍のころ、小笠原の末流に、水島卜也(元禄一〇二)と云ふあり。冠婚の作法より、進退周旋の節度に至るまで、種々の禮式を教授し、又四季法禮、女子輯禮等の著あり。彼は古禮のみに據らず、私意を以て斟酌すれば、杜撰の事もありきと雖、天和元年、將軍綱吉の子徳松元服の時、堀田對馬守正英の命に依り、其の白髪を獻じてより、名聲大に噴々たりき。爾來新井君美(出前)加茂真淵(元禄一〇)荷田在滿(寶永三)出で、遂に伊勢貞丈(天明四)に至り、斯の學の根柢を固めぬ。君美は新野問答の外に、本朝軍器考、白石小品等を著し、其の室の弟朝倉景衡亦故實に名ありて、愚得隨筆を物せり。真淵亦襲の色あひ、古器考、古冠考等の著あり。在滿は有名なる荷田春滿の甥にして、養はれて子となり、家學を承けて、最も律令及び故實に精しく、享保年中江戸に出づ。初め春滿幕府より召されしかど、辭して在滿をして代りて仕へしめたり。抑も大嘗會の大祀は、爾來久しく廢絶せしを、一たび東山天皇の時再興せしかど、中御門天皇の時又

其の事行はれず、櫻町天皇の時幕府二たび大嘗祭を興せり。在滿が大嘗會具釋、大嘗會便蒙は、此の程の著述にして、此の外裝束色彙等の撰あり。貞丈は名門に生れて、幼より有職故實を好み、博覽の識を以て、其の家説を擴張し、弓馬の藝術を始め、武家故實に係る事は、悉く研鑽して、此の學を大成し、又公家の故實にも涉り、貴重す可き著書甚だ夥し。其の主なる者は、武器考證、四季草、軍用記、坐右衛、貞丈雜記、安齋隨筆、安齋叢書、安齋小説なり。八代將軍の子田安宗武(正和五)は、殊に此の學を好み、在滿、真淵を顧問とし、服飾管見、玉函叢説、服飾漫語等の著書あり。爾來、大塚嘉樹(享保一六)、塙保己一(延享三)、松平定信(寶曆一八)、屋代弘賢(寶曆一三)、石原正明(寶曆一〇)、松岡辰方(天明一四)、澤田名垂(安永四)、本間百里(天明元)、中山信名(天明七)、内藤廣前(寛政三)、松岡行義(嘉永元)、栗原信充(寛政六)等續々出でて、大抵公武の兩派を兼ねたり。先づ嘉樹は、其の學和漢を貫徹して、其の研究の該博精確なる、敢て貞丈に譲らず、晩年に至つて、名聲一時に揚りぬ。古實考、服飾類聚、服色部類、乘輿品目、儀同三司考、園司園造考、著梧隨筆等は、其の著なり。保己一の絶倫非凡なりし事は、今云ふ迄もなく、其の正續群書類從の、また故實の學に

有職故實の範圍

貢獻する所多きは、云へば更なり、武家名目抄は、鎌倉幕府以來、武家の職制、公事、衣服、武器等、凡百の事項を研究して餘蘊なし。且つや弘賢、正明、辰方、信名、皆其の門弟にて、弘賢の弟子に信充を出し、辰方の子行義なるを思へば、塙門の斯の學に於る功勞、また大なりと云ふ可し。定信は宗武の子にして、輿車圖考、集古十種等の名作あり。弘賢以下の學者、とりどり著述もある中に、正明の冠位通考、辰方の冠帽圖會、裝束織文圖會(但し後者は名垂の家屋雜考、百里の尙古鎧色一覽、服色圖解、廣前の大内裡圖、行義の後松日記最も著名なり。)

斯くて有職故實の學は、其の範圍實に廣く、従つて既刊の書のみにては、優に棟に充ちぬ可し。況や未刊本、其の外彼の堂上有職家の記録などは、實に無數なるをや。左に斯の學の主なる研究項目を列舉し、これに關する數部の書名、及び著者を掲げむ。

- (一) 朝廷の儀式。内裏式(藤原冬嗣等)、貞觀儀式(藤原氏宗等)、西宮記(源高明)、北山抄(藤原公任)、江家次第(大江匡房)、建武年中行事(後醍醐天皇)、公事根源(一條兼良)
- (二) 禁中の故實。禁秘抄(順德天皇)、禁省日中行事(後醍醐天皇)

(三) 武家の故實。今川大雙紙(今川了俊)宗五大雙紙(宗五)貞丈雜記、四季草、安齋叢書以上、貞丈武家名目抄(保己一)

(四) 官職位階。延喜式(藤原時平等)職原抄(源親房)百寮訓要抄(二條良基)武家職官考(水本成美)冠位通考(正明)

(五) 殿舎車輿。大内裏圖考(證光世)大内裡圖(廣前)風闕見聞圖說(源宗隆)家屋雜考(名垂)輿車圖考(定信)

(六) 冠帽服飾。雅亮裝束抄(雅亮)筋抄(源通方)桃華葉葉(一條兼良)裝束圖式(不詳)裝束拾要抄(不詳)裝束無言抄(山科持言)裝束要領抄(義知)裝束寶類抄(不詳)裝束集成(不詳)服飾管見(宗武)裝束着用圖(公麗)冠帽圖會(辰方)服色圖解(百里)

(七) 調度。類聚雜要抄(不詳)丹鶴圖譜(水野忠央)古器考(加茂真淵)

(八) 武具。本朝軍器考(君美)武器考(證軍用記)以上、貞丈尙古鎧色一覽(百里)

(九) 書札。武家書札禮節(不詳)書札作法抄(不詳)消息耳底秘抄(守覺)法親王

(十) 庖丁。厨事類記(不詳)武家調味故實(不詳)料理物語(不詳)

終りに部門の區別を述べむ。余は便宜の爲に、左の三編に分つ。

部門の區別

第一編 儀式典例。先づ皇位繼承の制度を擧げ、次に天皇后妃に關する諸般の事に涉り、さて朝家の祭祀、其の他年中行事に及び、終りに宮城都府の事を述べ。

第二編 官職位階。先づ官職に就きて總説し、次に神祇官以下諸官省の官を述べ、終りに位階の事、堂上地下の制を説く。

第三編 殿舎裝束。先づ殿舎輿車より始め、緋紳の調度に涉りて説明し、次いで冠帽及び男女裝束の故實、終りに甲冑に就きて辯ず。

第一編 儀式典例

第一章 皇位繼承

皇位繼承

皇位繼承。踐祚と即位との異同。踐祚の儀。即位の式。

皇位繼承に二途あり。一は先帝の崩後を承け所謂諒闇登極、一は其の禪讓を受く。古くは先帝崩御の後、皇太子直ちに皇位を繼承する法なりしかば、神武天皇以下、武烈天皇に至るまで、二拾五代の間、皆て讓位と云ふ事なかりき。繼體天皇位を安閑天皇に讓りて、即日登遐し給ひしを讓位の嚆矢なる。其の後七代を隔て、皇極天皇位を孝德天皇に讓り、持統天皇位を文武天皇に讓り給ひしより以來、讓位受禪が殆ど恒例の如くなるに至りぬ。凡そ皇太子の皇位を繼承するは、古今の恒典なれども、時に依りて必ずしも然らず。後白河、後嵯峨、後柏原、正親町、後西院等の天皇は、親王たりしのみにて登極し、後堀河、後花園等の天皇は、親王の宣下も蒙らずして、皇位を繼承し給へり。其の他互に帝位を讓りて、始めて天皇たりし仁徳、顯宗、孝德等の天皇も、猶皇太子には非ざりき。女帝の登極も亦然

踐祚と即位との異同

り、推古、皇極、持統等の天皇は、先帝の皇后なり、元明天皇は皇太子(草壁皇子)の妃なり、元正、孝謙、明正、後櫻町等の天皇は、何れも皇女たりしのみ。固より是等の違例は、當時の事情止むを得ざるに出でし者多く、殊に皇極天皇と孝謙天皇との、再び皇位を繼承し給ひしが如きは、異例の最も甚だしき者とす。今皇室典範(第十)には、天皇崩する時は、皇嗣即ち踐祚し、祖宗の神器を承くとあれば、向後は最早御讓位と云ふ事なく、斯くて常に先帝の崩後を承くる規定なるは、古代の風に回復し給へるなりけり。

登極は、崩後を承くると、禪讓を承くるとに論なく、並に是を踐祚と云ふ。されば讓位の式は、新帝に就きて云へば、受禪の式なり、踐祚の式なり。踐祚は實は踐阼にて、禮記(文王世)に、成王幼不能治阼、周公相踐阼而治とあるをも思ふ可し。さりながら、支那にても古くより阼を祚にも作り、我が國にては踐祚とのみありて、令義解(神祇)にも、天皇即位謂之踐祚、祚位也、福也と注せり。さて踐祚に古代と後世との別あり、古代にありては、踐祚即ち即位にして、其の區別なかりしを、後世には、踐祚の後更に即位を行はるゝ事となりぬ。即ち踐祚とは、神器を承けて高御

座に上る式を云ひ、即位とは、踐祚したる旨を百官萬民に布宣する式、所謂御即位の大禮を行はるゝを云ふ。斯くて踐祚の後、更に即位の禮を行ひしは、桓武天皇を權輿とす、天應元年四月三日、光仁天皇より受禪ありて、同十五日即位式を行はれしより、踐祚と即位とは日を異にするに至りぬ。さりながら、當時は未だ踐祚即位の名を以て之を分たず、判然區別して以て定例とせしは、蓋し是より後の事なり。

天慶九年四月拾九日受禪踐祚、同月廿八日於大極殿即位、年廿一歲(扶桑略記上)
正元元年十一月廿六日(後深)讓位の儀式常の如し、十二月廿八日(龜山)御即位、萬めでたく、有るべき限りにて、年も還りぬ(増鏡紅葉)

踐祚の儀

踐祚の儀は、清和天皇貞觀時代に至つて、大に整備し來りし事は、貞觀儀式を見ても知る可く、此の儀式は、紫宸殿に於て行はるゝを例とす。當日天皇紫宸殿に御し、皇太子亦殿上の座に着き、親王以下文武の百司、庭上に參列し、爰に宣命大夫宣命を朗讀して、讓位の事を宣すれば、皇太子南階を下り、北へ向つて拜舞す。次に神器渡御の事あり、即ち内侍神璽寶劔を執りて、新帝に扈從し、少納言傳國の璽

櫃、鈴、印、鑰等を奉じて進む。是を御國讓の節會と云ふ。

御國讓の節會行はれて、劔璽内侍所渡し奉らるゝ程こそ、限りなう心細けれ(徒然草二七)

右の傳國の璽とは、太刀と契との事なり。太刀は百濟國より貢獻せし物にて二口あり、護身の劔と破敵の劔となり、契は魚契とも云ひ、魚形をなせる發兵符なり。鈴とは驛路の鈴にて、公用の爲、驛の人馬を出すに用ふる物。印とは内印とて方三寸、文に天皇御璽とあり。鑰とは彼の太刀契の唐櫃の鑰なり。要するに是等は、神器に次ぎて重寶なる物なり。さて父子に非ずして禪讓する時は、新帝上表の禮あるを常とす、蓋し表を上りて位を辭するなり。若し父子の場合には、子たる道、萬父の命を背く可き理なきによりて、義讓の事なし。されど此の上表は、固より儀式たるに留りて、許されず。又此の儀式を行ふには、必ず警固固關の儀あり、式終りて後數日にして、開關解陣するを例とす。蓋し天下の重事なれば、其に非常を警めむ爲にて、警固とは衛府の官人をして、司々固め守らしむるを云ひ、固關とは、昔は奥州の蝦夷、動もすれば、都に亂入せむとせし事のありしによりて、其

即位の式

の用心の爲、東山東海の關を固めしむるなり、今は伊勢の鈴鹿の關、近江の逢坂の關、美濃の不破の關を専ら守らしむるなり」と、御代始抄に見えたり。

即位の式古くは詳ならず、三種の神器授受の儀など、一に神代の故事の如くせし如し。其の後隋唐の交通開けてよりは、概ね彼の制に倣ひしが、貞觀に至つては、本邦固有の式に、唐制を折衷して、其の儀整然と定まるに至りぬ。最早當時は、踐祚と即位と、時日を異にするに至りたれば、式をも別々に擧げられたり。即位の禮は、大極殿にて行はるゝを法とす。さて即位式の前には、上卿をして、擬侍從、宣命使、典儀以下の職員を選定せしめ、又禮服御覽として、當日天皇のめし給ふ可き冠服を、豫め天覽に供じ、或は即位式の無事ならむ事を、社寺に祈禱せしめらるゝ等の事あり。其の他由、奉幣として、伊勢神宮に幣帛を奉りて、即位せむとする由を申さしめ給ひ、又告陵使を遣して、山陵及び功臣の墳墓に告げしめらる。即位の日は、大極殿の高御座を裝飾し、擬侍從、少納言高御座の左右に列座す。南階を去る事十一丈に、銅鳥の幟を立て、其の東に、日像の幟、朱雀、青龍の旗等を、其の西に、月像の幟、白虎、玄武の旗等を樹つ。其等の幟と南階との間に、火爐二つ置く。總べ

て文武の百司參列例の如し。主上禮服をめして、後房より出御ありて、高御座に若かせ給へば、内侍、命婦前後に候す。御座定まりて後、十八人の女孀、翳を執りて左右より進む、是は龍顏を左右なく人に見せざらむが爲なり。次に裳帳の女王二人、亦左右より進みて、高御座の南の帳を褰ぐ。此の時女孀翳を伏すれば、宸儀始めて顯れ給ふ。典儀顧みて再拜を稱し、贊者承り傳へば、群臣再拜す。主殿、圖書寮の官人、火爐の許に就きて、主殿生火し、圖書香を焼く、これ天皇位に即かせ給ふ由を、天に告ぐる焼香なり。宣命使宣命を朗讀して、御即位の由を宣すれば、群臣又再拜舞踏し、武官の叢旗を振りて、萬歳を稱す。事終れば、女孀翳を奉る事先の如く、裳帳の二人進み寄りて帳を垂る。其の後主上後房へ歸り入らせ給ひて、儀式終りを告ぐ。即位後には、伊勢の齋宮、加茂の齋院を卜定し、又太上天皇、及び皇太后の尊號を奉り給ふ。さて陽成天皇の時は、大極殿火災に罹れりしを以て、豊樂殿に即位し、冷泉天皇は、不豫によりて紫宸殿を用ひ、後三條天皇は、大極殿又燒亡せりしかば、太政官廳に行ひ、安徳天皇は、紫宸殿に、後鳥羽天皇は、又太政官廳を用ひしより以來、官廳即位が例となり、後柏原天皇以後は、又紫宸殿のみにて即

位する事となりぬ。當時皇室式微を極め、舊儀皆廢す。同天皇の立つや、用途不足の爲、即位の禮を行ふ能はざる事二十餘年、本願寺より經費を献じて、始めて大禮を遂ぐるを得たり(明應九踐位)。後奈良天皇立ちて十年、始めて大禮を行ふ、大内義隆其の資を供し奉りしによれり(天文五六踐位)。斯くて當時も、流石に即位の禮は廢絶する事なく、かた許りながら舉行せられき。徳川時代に至り朝儀再興し、即位の式も稍復舊せしが、其の儀固より貞觀延喜の盛なるに及ばずと雖、大に室町時代の衰微を回復せり。願れば古くは即位の時、老を恤み、貧を賑し、租税を免するなど、朝廷の財政極めて豊富なりしを、後世には却りて進献と云ふ事起り、徳川時代に至つても、將軍を始め天下の諸侯にも、各其の分に應じて進献の禮を取らしめ、大に用途の助けとし給ひき。皇室典範(第十條)に「即位の禮及び大嘗祭は、京都に於て之を行ふ」と規定せられたれば、此の大禮は向後も京都にて行はるゝなり。

〔備考〕中務内侍日記に、伏見天皇御即位の記事あり、文長ければ之引かず。當時は皇室衰へて、古來の儀式も、敬慮の儘ならぬが多かりきとは云へ、此の御即位

三種の神器

式の様流石に猶舊體を存せしを見る可し。

第二章 三種の神器

三種の神器。八咫鏡。神鏡の英。天叢雲劍。寶劍の沈没。
八咫瓊勾玉。神璽と云ふ語。

皇位繼承に關して述ぶ可きは、三種の神器の事なり。三種の神器とは、寶鏡即ち八咫鏡、寶劍即ち天叢雲劍、神璽即ち八咫瓊勾玉の總稱にして、始め天照大神、皇孫彥穗瓊杵命を、豊葦原の中つ國の主と定めて、此の三種の神器を授けて、天降し給ひてより、彦火々出見命、鸕鷀草葺不合命を経て、大祖神武天皇に傳はりぬ。爾來歷朝皇位を繼承するには、必ず神器(鏡劍は後に御璽)を授受して、其の信憑とせられしを、彼の後鳥羽天皇の、神器を受けずして踐祚し給ひしは、實に古今の大變にて、當時藤原兼實の、いたういさめ奉りしは實に理なり。南北分立の際、南朝の天皇蒙塵の時も、猶神器を奉じて失ふ事なかりしかば、北朝の天皇は、僞器を假用し、以て天璽として、踐祚するに至りぬ。要するに、此二つの場合は、實に違例の甚

だしき者なりしなり。三種の神器の事、和歌には、三種の寶、三つの寶などあり。

三種の寶物の心を

從一位教良

神代より、三くさのたから、傳はりて、豐葦原の、しるしとぞなる(玉葉集十)

題知らず

後村上院御製

四つの海浪もをさまる、しるしとて、三つの寶を身にぞ傳ふる(新葉集十)

八咫鏡

(一)八咫鏡。八咫は彌わたの義にて、あたは手の古言、手を二つ並べて八咫と云ひ、一手の廣さ四寸、兩手にて徑八寸程なる大きさを云へる者にて(皇國度)八花形などと思像するは失考なり。此の鏡は岩戸の變の時、伊弉許理度賣命の鑄造に係り、其の始め鑄たりし鏡、諸神の心に合はず、次に鑄給へる鏡、麗しくましましければ、諸神悦び崇め給ふと神皇正統記(地神部)に見えたる再度の御品なり。日本書記(卷一)に據れば、頭に小瑕あり、鏡を岩戸の裡にさし入れし時、戸に觸れし痕迹なりと云ふ。天祖の詔に隨ひて、神武天皇以來、猶同殿に齋き奉りしを、崇神天皇の時、神靈を畏みて、宮中を出し奉り、皇女豐鋤入姫命に托して、大和國笠縫邑に遷し、神籬を立て、齋ひ奉りて、爰に神宮皇居別々になりぬ。垂仁天皇の世、皇女倭姫

神鏡の災

命代りて之を奉じ、遂に伊勢國五十鈴川上に、齋宮を建て、鎮め奉り給ひき。さて崇神天皇の、護身の御璽として、模造せられし神鏡は、後世温明殿内に遷し奉り、伊勢大神宮に擬へて奉祀し給ひ、此處を賢所とも、内侍所とも云へり、女宮内侍守護し奉るが故なり。轉じて直ちに神鏡を、畏所又は内侍所と唱へ奉れり。内侍所は、昔は清涼殿に定め置かせ、參らせられけるを、自ら無禮の事もあらば、其の恐ある可しとて、温明殿に遷されにけり、此の事何れの御時の事にか覺束なし、彼の殿、清涼殿よりさがりたる便なしとて、内侍所に定められたる方をば、板敷を高く敷き上げられたりけるとぞ(古今著聞集神祇) 村上天皇天徳四年以後、一條天皇寛弘二年、後朱雀天皇長久元年、此の三度の火災に、神鏡の罹りしこそゆゑしけれ。天徳の時は、火災後灰燼の中に在りて、幸にして焼け損せざりき。 天徳年中にや、始めて内裏に炎上ありて、内侍所も焼けにしが、神鏡は灰の中より出し奉る、圓規損する事なくして、分明に表れ出で給へり、見奉る人驚嘆せずといふ事なしとぞ、御記に見え侍る、此の時に、神鏡の南殿の櫻に懸らせ給ひけ

るを、小野宮實頼の大臣、袖に受けられたりと申す事あれど、僻事をなむ云ひ傳へ侍るなる(神皇正統記上)

越えて五十五年、寛弘の災には、御形も失はれて、唯帶と云ふ所のみ残りぬ。當時改鑄すべきか、はた其の儘安置し奉る可きかと議せられしかど、猶奇しき御光の、殿内に照り輝きしかば、其の帶を藏め奉りて、改造せざりき。其の後三十五年、長久の災には、帶と云ふ所も焼亡して、唯猶靈光ありし燈餘を收めぬ。されば崇神天皇の朝の模造の神鏡は、殆ど絶えたりと云はざるを得ざるぞ、いと畏き。

内侍所は……それより其の焼けさせ給ひたる灰を取りて、唐櫃に入れ奉りて、今おはします是なり、世の降りさま、神鏡の御様にて見えたり、神威いつとても、なじかは變り給ふ可きなれども、世の降り行く様を示し給ふ故に、斯くなり行かせ給ふにこそ、今行末如何ならむ、悲むべき事なり(古今著聞集神祇)

安徳天皇壽永の亂には、平家神器を擁して、遂に西海に走り、壇浦の合戦關にして、神鏡も將に海底に沈まむとしき。

大納言、佐、局は、内侍所の御唐櫃を脇に挟んで、海に入らむとし給ひけるが、袴の

裾を舐に射付けられて、氣惑ひ仆れ給ひけるを、武士ども取り止め奉る、其の後御唐櫃の錠をぬち切り、御蓋を既に開かむとす、忽に目くれ鼻血垂る、平大納言時忠卿は、生捕にせられておはしけるが、此の由を見奉つて、それは内侍所のわたらせ給へば、凡夫は見奉らぬ物ぞと宣へば、兵ども皆逃げ去りぬ、其の後時忠卿判官に申し合せて、元の如くからげ納め奉らる(平家物語十一段●能)幸にして其の後曲玉と共に恙なく、再び都に入らせ給ひぬ。南北朝争亂の際、正平六年、後村上天皇山城入幡を立ち退き給ひし時、途にして神鏡異靈を表せり。主上は玉體恙なくして、東條へ落ちさせ給にけり、内侍所の櫃をば、始め給つて持たりける人が、田の中に捨たりけるを、伯耆太郎左衛門長生着たる鎧を脱捨て、自ら荷擔したりける、後より追ふ敵ども、時捨る様に射ける矢なれば、御櫃の蓋に當る音、板屋を過る村雨の如し、されども、身には一筋も立たざりければ、長生兎角かゝぐり付て、賀名生の御所へぞ參ける、多の矢ども御櫃に當りつれば、内侍所も矢や立せ給たるらむと淺猿くて、御櫃を見參らせたれば、矢の跡は十三丈で有けるが、纒に薄き檜木板を、射徹す矢の一筋も無りけるこそ、不思議な

れ(太平記三十一●南帝八幡御退失)

其の後後花園天皇嘉吉三年、凶徒禁中に亂入して、劍璽を奪ひ取りしかど、内侍所は賊手に渡らず、其の威靈眞に畏む可く、賢所の稱此に於て益驗あり。之を要するに、神鏡長久の災に罹りし時には、燼中より光さし添ひ、壽永には御筥を開けむとせし者、目眩き鼻血垂り、正平には御瓶に矢の透らざりしなどを、能く勘合して、只燼餘なりと、畏くも思ひ奉る可きに非ず。神鏡後世には、八咫の鏡とも云へり。

題知らず

大江廣秀

曇りなきやたの鏡や、岩戸あけし、天照る神のみかけなるらむ(新拾遺集六)

天鏡雲劍

(二)天、叢雲、劍。須佐之男命、出雲國にて八股の大蛇を斬り、其の尾より得し者にて、日本書紀(卷一)に、蓋大蛇所居之上、常有雲氣、故以名歟とあり。須佐之男命是を神劍として、天照大神に奉り、大神更に瓊々杵命に授け給ひき。是も崇神天皇の時、寶鏡と共に宮中を出し奉り、後又伊勢に在りしを、景行天皇の世、日本武命之を奉じて東征し、野火の難に遇ひて、此の劍して草を薙いで免れ給ふ。因つて改めて草薙劍と名づけ、歸りて尾張國に到り、美夜受比賣と婚して、其の家に遺し、後遂

寶鏡の沈没

に其處に奉祀す、熱田大神宮是なり。釋日本紀(七)に引ける、尾張國風土記に、熱田社者、昔日本武命、巡歷東國、還時、娶尾張連等遠祖、宮酢媛命、宿於其家、夜頭向、圃以隨身劍、掛於桑木、遺之入殿、乃驚更往取之、劍有光如神、不把握之、即謂宮酢媛曰、此劍神氣、宜奉齋之爲吾形影、因以立社、由鄉爲名也、と見えたるは、正しき古傳説と聞ゆれば、美夜受比賣の在世の程を思ふに、大凡其の祭りそめたる時も、推量せらる。其の後天智天皇七年、新羅の沙門道行、草薙劍を盗みて、本國に行かむとし、路にして風雨に迷はされて、難波津に漂着す。道行劍を抛棄して、罪を免れむとせしが、劍身を離れず、術盡き力窮りて、遂に自首して、斬刑に處せられぬ。神物の靈威、是に依りても見る可し。是より一時朝廷に納め置かれしを、天武天皇の時、御祟ありて、天皇不豫なりしかば、即ち熱田社に還し奉りぬ。此の神劍の現狀に就きては、神器考證に、玉鏡集と云ふ書の裏書を引きて述べたれど、畏くて轉載せず。さて崇神天皇の時、神鏡と共に模造せられし寶劍は、代々禁中夜御殿に在りしが、壽永の亂に、平家と共に海底に沈みて、失せ給ひしぞ口惜しき。後白河法皇大に御歎あり、蚤に仰せて深く探らしめしかど、遂に見えざりき(源平盛衰記)(四)老十四

尋劍（若松）の所説は、餘りに荒誕不稽なれば引かず。爾來土御門天皇承元の末まで、二十餘年間は、清涼殿なる晝御座の劍を以て、彼の寶劍に代用せさせ給ひしが、是より先き伊勢内宮一の禰宜、夢想ありし由にて、上洛して御劍を奉れり。承元讓位の時、此の劍を以て寶劍と定めて、永く神器とし給ひぬ。禁秘抄（上）には、此劍普通蒔繪也」と記させ給へり。

因に曰く、晝御座の劍は、御讓位の前に、攝關に付して、之を新帝に奉るを例とし、行幸には隨從す。此の劍屢盜難に會うて紛失せしが、後小松天皇應永九年、足利義滿が奉りしより以來、復物に見えぬが如し。

或所の侍ども、内侍所の御神樂を見て、人に語るとて、寶劍をば其の人ぞ持ち給へるなど云ふを聞き、うちなる女房の中に、別殿の行幸は晝御座の御劍にてこそあれと、忍びやかに云ひたりし、心にくかりき、其の人古き典侍なりけるとかや（徒然草 八段 百七十）

後花園天皇嘉吉三年、凶徒禁中に亂入して、火を放ち劍璽を奪ひ取り、騒動云ふ計りなし、南方の宮を取り立てむとせしなりけり。但し寶劍は、清水寺の傍にうち

八尺瓊勾玉

棄てたりしを、寺僧拾ひ取り恙なく還し奉りて、爾後異變なし。

(三)八尺瓊勾玉。委しく云へば、八尺の勾瓊の五百個の御統の玉（古事記上）或は、八坂瓊之五百個御統（和一本）にて、多くの勾玉を、一の緒して貫ける丈の長きを入尺と云へり。是亦岩戸の變の時、玉祖命の造り奉れる者なり。此の寶は崇神天皇の時、御模造もなく、常に天皇の御守として、御劍と共に夜御殿に安置せられ、其の御篋は、注（し）の御箱と稱し奉れり。

七月六日より（堀河）御心地大事に重らせ給ひ……せめて苦しく覺ゆるに、かくして試みむ、休まりやすると、仰せられて、枕上なるし。の箱を、御胸の上に置かせ給ひたれば、誠に如何に堪へさせ給ふらむと見ゆるまで、御胸のゆるぐ様ぞ、この外に見えさせ給ふ（讚岐典侍日記 三）

壽永の亂にも、神璽は海上に浮びけるを、常陸國の住人、片岡經春取り上げ奉りて、神鏡と共に恙なく都に歸りぬ。されば禁秘抄（上）に、神璽自神代子今不替、壽永自海底求出とありて、猶上以青色絹裹之、以紫糸結之如網、内侍持之間、下緒指入程緩と記させ給へり。

御劔は勾當給はる、璽はこれの役なり、右の御脇に參る、殿下の仰せに、其の璽の御箱の上に掛けたる網を、指に懸けつれば、取りはづして過はせぬぞと、仰せあるに、御情の有難く、心も強々しく覺えて過なし(中務内侍日記 伏見天皇位)嘉吉の變、御劔は間もなく還りしかど、神璽は久しく元に歸せず。越えて十五年、長祿二年、赤松の遺臣天下第一の忠賞に預り、赤松家を再興せさせむとの望にて、神璽を吉野より奪還して、爾來永く朝廷に安置せり。されば勾玉は、古來嘗て水火の難に毀損せし事なし。勾玉和歌にはまがりの玉とも詠めり。

家集

中原師光朝臣

やまとにもまがりの玉と、草薙の劔はくいのたからなりけり(夫木集三十)

かゝれば三種の神器の、天祖手授の者は、一は伊勢、一は尾張、一は禁中に在りて、模造の鏡劔は、或は損じ或は失せしかど、神代以來の眞器は、嚴に現存して異變なきは、貴き限りと云ふ可し。

神璽と云ふ語は、元三種の神器を云ひしならむを、後には(一)鏡劔を云ふと(二)勾玉のみを云ふと(三)印璽を云ふとの、三つの差別あり。

神璽と云ふ語

(一)忌部上神璽之鏡劔(神祇令)此即以鏡劔稱璽(同義解)

以爲護身御璽是今踐祚之日所獻神璽之鏡劔也(古語拾遺 崇)

(二)神璽自神代于今不替壽永自海底求出(禁秘抄上)

神璽は八坂瓊の曲玉と申す、神代より今に變らず、代々の御身を離れぬ御守りなれば、海中より浮ひ出で給へるも理なり(神皇正統記 後鳥羽)

(三)天子神璽内印方三寸五位以上位記及下諸國公文即印(公式令)

同じ大寶令に、鏡劔をも印璽をも、等しく神璽と稱せるは、甚だ紛はし。

第三章 天皇

天皇の御名目、詔勅宣命宣旨、行幸、臨觀、山陵、皇族。

天皇の御名目は甚だ夥し。或は國語にて稱ふるあり、うへ、うち、みかど、おはやけ、おはさみ、すめらぎ(統君 萬葉集にすめらぎ)すめらみこと(統尊)すめみまのみこと(統御孫尊)あきつみかみ(明御神)の如し。

御所は猛火と燃上る、庭上は兵亂れ入たり、如何すべき様もなかりけるに、七條

天皇の御名目

侍從信清、紀伊守範光、只二人付進らせて、汀にぞありける御船に乘せ奉り、池の中へさし出す、斯りければ、御船へ矢の參る事、降る雨の如し、信清聲を高うして、「是は内の渡らせ給ふなり、如何にかく狼藉をば仕るぞ」と宣ひければ、木曾は國王を内と申し進らす事をば、知らざりける間、内とは己等が妻を云ふぞと心得て、内とは妻が事にや、女とても所をや置くべき、只皆射殺せ」と下知しければ、いと、矢をぞ進らせける、信清心得て、船底に主上を懷き進らせて、高聲に、御船には國王のわたらせ給ふぞや」と叫びけるにこそ、武士も鎮まりたりけれ（源平盛衰記 三十四 ● 明雲八）

或は支那の帝號に依るあり、主上、今上、至尊、皇帝、宸儀、天子、乘輿、車駕（天皇は天下を乗りて巡行す）、一天主の如し。或は支那の熟語に、我が國の一種の讀法あるあり、公家、當今、一人の如し。

たゞ西院になむ、籠りておはすると云ふ事聞えたれば、……是只事には非じ、公家を如何にし奉らむとする事を構へたるぞなど、いみじき事をおし計らせ給ふも、ゆゑしう恐しうて（榮華物語の浦々）

鳥羽院、美福門院の御計ひに任せて、御恙もましまさぬ新院を、押下し進らせて、近衛院を御位に即け奉り、嫡孫を聞きて、第四の宮當。今御受禪ありし故に、此の亂出來せり（保元物語 三 ● 無）
元暦二年の春の暮、如何なる年月にて、一人海底に沈み、百官波上に浮ぶらむ（平家物語 所十一 ● 内侍）

其の他、御所内裏、禁裏の如き、御座所より云へる者、萬乘の主、十善王、金輪聖主の如き、支那の故事、或は佛典より出づるありて、悉くは列擧するに遑わらず。萬乘の主とは、天子の畿内地方千里にして、出車萬乘なれば云ふ。十善王とは、先世に於て十善を修むれば、其の功德によりて、此の世に天子と生ると云ふ佛説より起る。蓋し十善とは、不殺生、不偷盜、不邪淫、不妄語、不兩舌、不惡口、不綺語、不貪欲、不瞋恚、不邪見是なり。金輪聖主とは、元來金輪寶として、七寶の一なるを、そを得たるを金輪王と云ひ、是を天子の名とす。

何くより射るとも知らぬ流矢、主上（光）の左の御脇に立にけり、……忝も萬乘の主、卑き匹夫の矢先に傷けられて、神龍忽に釣者の網にかゝれる事、淺ましかり

し世の中なり太平記皇御洗上

十月十六日御即位三なり……まめやかに、そこらの上達部殿上人御おくり仕う奉り給ひて、御輿の捧げられ給へる程こそ、猶限りなき十善の王におはしますすめれ榮華物語の日経

又天皇の御位の事を高御座、天つ日嗣、南面の尊、九五の尊など云ひ、天皇の御系統の事を御裳濯川とも云ふ。天つ日嗣とは天津日、大御神、即ち天照大神の命に従ひ、其の大御業を嗣ぎ行く意、南面の尊とは、天皇の南嚮するより、九五の尊とは、周易上乾に九五飛龍在天、利見大人とあるより云ふ。御裳濯川とは、伊勢五十鈴川の上流にして、内宮の前を流るゝ川なり。内宮は天照大神の御靈の鎮ります處なれば、其の御系統をやがて御裳濯川と云ふ。

保元に、崇徳院の世を亂り給ひしに、故院後白の御位にて、打勝ち給ひしかば、天照御神も御裳濯川の同じ流れと申しながら、猶時の帝を守り給はする事は、強きなんめりとぞ、古き人々も聞えし増鏡守新島猶又龍顔逆鱗、綸言乙夜の覽など、特に天皇にかゝる詞多し。

詔勅宣命官言

古くは總べて王言をみこと、又は大みことと稱へしが、隋唐の風を採用するに及びて、詔勅の制あり。凡そ臨時の大事に詔と唱へ、通常の小事に勅と云ふ。詔書を出さるゝには、先づ上卿大御言を奉じて、内記に命じて草案を作らしむ。可なる時は、其の年月の下に、日を宸署し給ふ。御晝日終れば、是を中務省に賜ひ、卿受けて大輔に宣し、大輔奉じて少輔に付す。卿は之を傳宣する義にて宣の字、大輔は奉の字、少輔は行の字を、各名の下に書く。さて御晝日ある者は、留めて案とし、別に一通を寫して太政官に送る。太政大臣以下連署して、更に念の爲に之を覆奏す。此の時年月日の次に、可の字を宸署し給ふ。即ち御晝可ある者を、太政官に留めて案となし、別に敷通を寫して、天下に發行するなり。其の書式、西宮記四に留めて案となし、次に勅旨は、勅命を受けたる者、直ちに中務省に傳ふ。中務省覆奏終れば、其の勅旨式によりて、別に署を取り、太政官に送る。官更に覆奏せざるが故に、御晝可の儀もなし。又宣命と云ふあり、國語にて布宣する詔勅の詞なり。上代は總べて宣命體なりしを、漢文の詔勅の制始まりて後は、神社山陵の告文、即位、讓位、立后、任大臣、節會等に、猶宣命を以て、宣告せられたり。先づ上卿勅

を奉じて、内記に仰せて作らしめて、之を奏す。禁秘抄(下)に、神社宣命御湯殿後覽之、諸宣命只覽之と書かせ給へり。さて告文及び朝儀の宣命は、近世まで行はれしを、維新後其の稱を廢せられぬ。

内より御使あり、三位の位贈り給ふ由、勅使きて其の宣命讀むなむ、悲しき事なりける(源氏物語)

又宣旨と云ふあり、別に口勅を傳宣する一の簡便法にて、詔勅の中務省より太政官を経て、天下に發行するに比すれば、大に單簡なり。即ち口宣を直ちに藏人頭などに下され、外記の手を経て宣旨とし、是を頭に送り、さて頭より授く可き人の許に遣すを法とす。

御眼の惱みさへ、此の頃重くならせ給ひて、物心細く思されければ、七月廿一日の程に、又かさねて京へ歸り給ふ可き宣旨(源氏物語)下る(源氏物語)

行幸はいでまし、又みゆきとも云ひ、或は單に幸とも書き、又御幸臨幸とも書く類皆同じく、要するに、天子行く處必ず幸ある義なり。斯くて行幸御幸元は差別なかりしを、中古以來主上に行幸と云ひ、上皇女院に御幸と云へり。其の法式古

行幸

くは如何なりけむ、知るを得ず。文武天皇大寶年中に、兵衛衛士路次を按檢し、行人の鹵簿を横截し、若しくは官人の外より來りて、隊仗に入るを禁する等の制を設け、延喜式に至りて、所司日時を擇び、造行宮使、裝束司以下を任じ、供奉及び留守の官を命じ、沿道の社寺に奉幣誦經し、國司郡司に祿を賜ひ、窮民若しくは老年に、物を給する等の制を定む。後世其の儀多少變更あれど、概ね舊制を斟酌せられし者の如し。古今の典籍の載する所、社寺行幸、遊覽行幸、遊獵行幸、觀風行幸、溫泉行幸、方違行幸、朝觀行幸等、種々の名目あり。就中朝觀とは、周禮(春)に、春日朝、秋日觀禮(二六)に、朝觀之禮、所以明君臣之義也と見えて、支那にて諸侯の天子に謁見する稱なれど、我が國にては、天皇の、太上天皇、皇太后等を訪ひ給ふを云ふ。歳首の朝觀は、多く正月三日、四日の兩日を用ゐられたり。此の外、即位後の朝觀、元服後の朝觀等あり。抑も朝觀は鹵簿を備へ、儀衛を嚴にすれども、御所に近づきては、警蹕を停め、中門外にて御輿より下り給ふは、全く敬親の叡慮に外ならず。上皇の御前にて、天皇笛を吹き給ふ事は、一條天皇に始まりて、後世多く此の事あり。近世に至つて、御所の接近したる時、又鹵簿を備へず、歩儀を用ひさせ給ひぬ。公

事根源(証)には、嵯峨天皇大同四年八月に、朝觀の儀は始まる」と見ゆ。

斯くて永延二年になりぬれば、正月三日院に行幸ありて、宮もおはしませば、い
といしう物の儀式有様勝りて、心ことにめでたし、帝(條)の御有様、いみじう美し
げに、おはしますを、院いとかひありて、えも云はず見奉らせ給ふ、御笛をぞ御心
に入れさせ給へれば、吹かせ奉らせ給ひて、いみじうもて興せさせ給ふ(榮華物
語の(條))

證號

證號に二種あり、一は國風の證、一は漢風の證なり。文武天皇の朝、持統太上天
皇に證して、大倭根子天之廣野姬尊と稱し奉りしは、國風の證にて、此の外、文武、聖
武、光仁、桓武、平城、淳和の六天皇、並に國風の證あり。神武、綏靖、安寧の如き、近くは、
光格、仁孝、孝明の如きは、漢風の證なり。古事記傳(十)に「凡て御代御代の漢様の證
の事、書紀私記に師說神武等證名者、淡海御船奉勅撰也とあり、誠に然るべし、時は
桓武の朝と、或説に云るも、然るべし」とあり。さて漢證の制は、順德天皇以來、永く
廢典となれりしを、仲恭は漢證なるが、是は明治三年追上、近世光格天皇崩御の時、
更に復興せられぬ。又御在所號あり、世に之を院號と云ふ。清和天皇位を遷れ

て清和院に坐せしを以て、清和天皇と稱し奉り、一條天皇曾て一條院に坐せしを
以て、一條院と稱し奉る類是なり。又陵地號あり、醍醐、村上二天皇の如し。又前
帝號に後字を加へて、稱號としたるあり、後一條、後朱雀天皇の如き是なり。中に
就きて、前帝の一稱號に、後字を加へたる者に、後深草(深草は仁)後小松(小松は光)後
柏原(柏原は桓)後奈良(奈良は平)後水尾(水尾は清)後西院(西院は淳)の六天皇あり。
又前代天皇の號を、彼是一字づ、併用して、追號としたる者あり、稱光(光仁)明正(明
正)靈元(孝元)の如し。

因に云ふ可きは、尊號の事なり、帝德を讚美して、尊稱する號にて、亦國風漢風の
二種あり。國風とは、神武天皇を、神倭磐余彦尊、崇神天皇を、御肇國天皇と稱し
奉れるが如き是なり。漢風とは、孝謙天皇を、寶字稱德孝謙皇帝と稱し奉れる
類なり。崩後之を分稱して、其の前位に孝謙、其の再祚に稱德と追號にせり。
山陵とは、其の高大なる事、山の如く、陵の如くなれば、名づく。是をみはかとも、
みさゝぎとも云ふ、御陵は天皇に限れる特祚なり、但し、古くは有功の皇子も、其の
墓を陵と稱しき。其の後、孝謙天皇の朝に、特に勅ありて、母后藤原安宿媛、及び聖

山陵

武天皇の母后藤原宮子娘の御墓を、陵と稱せしめ給ひしより、皇后の御墓は、總べて陵と唱ふる事となりしかど、従前の皇后には及ぼさざりき。且つ此の時は、有功の皇子等を、陵とは稱せざる事となりて、日本武尊の如きは、元は陵なりしを、延喜式には降して墓となせり。陵には近陵、遠陵の稱あり、是血屬の親疎に従ひ分てる者にて、路程の遠近を云ふには非ず。さて太古の山陵は、皆壯大にして、兆域甚だ廣く、大抵前を方に、後を圓くして、前後相接し、其の間は稍低く、四面に池を環らし、道路ありて出入す可く、其の棺は石造にて、圓丘の下に在り。中に就きて特に偉觀なるは、仁徳天皇の御陵にて、和泉國大鳥郡（今北郡）にあり、其の周圍十町に過ぎ、さながら天然の丘の如し。平安朝の始めに至りては、漸く古の如く壯大ならず。當時薄葬を以て美事となし、かば、遺詔によりて、山陵を起さざる事もありて、其の極後に、陵の所在をも詳にせざるあるに至りぬ。後世は多く寺院に葬りて、古の山陵の如きもの益擲く、後白河天皇を法住寺法華堂に收め奉りしより、法華堂に於てする者多し。四條天皇を泉涌寺に埋みてより、此の寺に收め奉る事數世なりしが、後陽成天皇以後は、此處を以て例とし、泉涌寺は殆ど御菩提所の如

くなりぬ。然るを孝明天皇の崩御せらるゝや、泉涌寺山上に、壯大なる山陵を起し給へるは、全く聖上の御孝思に基づきし者にて、舊來の陋習を一洗する者なり。さて山陵の事は、治部省の諸陵寮にて司り、其の下に陵戸あり。陵戸とは、庸調など調かれて、代々山陵を守る者にて、良民に齒するを得ず。元來五戸にて一帝の山陵を守るべき制なるを、若し陵戸少くして、其の陵に充つるに足らざる地方は、陵に近き百姓を點じ、年を限り庸徭を除き、守戸として之を補ひ、全く陵戸なき地は、守戸のみを以て是を守らしめたり、但し守戸は良民なり。朝威漸く衰へ、武人弄權の世となりてより、山陵は次第に頽廢して、汙穢する事多く、徳川の世に至つて、遂に修築の議起りぬ。將軍綱吉、儒生細井知愼の議に基きて、大に修造を加へしは、實に曠世の盛事と云ふ可し。當時は文物辭典の世なりしかば、山陵の事に感じ、之が爲に書を物せしも少からず、松下見林が前王廟陵記の如き、其の一なり。降りて天保の頃、蒲生秀實能く山川を跋渉し、辛苦經營して以て、山陵志を著し、大に勤王の志氣を鼓舞せしは、其の功實に偉なりとす。爾後孝明天皇の時、戸田越前守忠恕の建議に依り、將軍家茂、忠恕の家臣戸田忠至をして、大に力を修陵の事

皇族

に用ひしめしが、維新の初めには、特に諸陵寮を興し給ひしかば、漸次に舊觀に復するに至りぬ。

皇族はみやともわかひどほりとも云ふ。玉勝間(四)に、天皇の御胤を宮と申す事、古は皇子皇女に限れり、皇子の御子よりしては、宮と申す事なかりき、然るを中頃よりして、皇子の御子をも申し、近くは親王の御筋をば、世々すべて宮と申す事となれりとあり。わかひどほりは、古來諸説一樣ならずと雖、王家統流の訛なる可し。

今は昔中納言なる人の、女あまた持給へるおはしき、……又時々通ひ給ひけるわかひどほり腹の君とて、母もなき御女おはす(落窪物語一)

日本書紀に據るに、其の始め皇兄弟皇子等、皇親の男子は、皆某尊、又は某命と書し(至貴曰尊、自餘曰命、これ書紀の筆法なり)皇姉妹皇女等、皇親の女子は何れも某姫、又は某媛と記せり。某皇子某皇女の稱は、始めて垂仁紀景行紀に見えて、爾後天皇の御子は、多くは斯く云ひ、或は某王某女王とも稱せり。降りて天武天皇の時に至り、既に親王諸王の別ありし事は、天武紀(八)に、由嘉采以親王諸王諸臣及百官

人等給祿各有差とあるにて知られたり。文武天皇大寶元年、皇族の制度を立て、皇兄弟姉妹及び皇子皇女(世)を親王とし、皇孫(世)皇曾孫(世)皇玄孫(世)までを諸王とす、玄孫の子即ち五世王以下も、王と稱する事を得れども、皇親の限りに非すと規定せられぬ(繼嗣令)。古事記、日本紀には、皇子を稱するに某王を以てしたれども、續日本紀以下の國史には、皇孫以下諸王に非ざれば、某王と記さず。従うて之を訓むにも、親王はみこ、諸王はおほきみと差別せり。

現つ御神と天下知しめす、倭根子天皇が大命らまと詔り給ふ大命を、親王たち、諸王たち、臣等、百官人等、天下の公民諸(おほきみ)聞しめさへと宣る(續日本紀(元明和))

親王は天皇に最も親しき王と云ふ義にて、唐名竹園訓讀して竹の園生とも云ふ。帝の御位はいとまかしてし、竹の園生の末葉まで、人間の種ならぬぞ、やんと云ふなき(徒然草段)

是史記(五十八)に、孝王築東苑、方三百餘里とある注に、俗人言梁孝王竹園也とあるに據れるなり。又八雲抄(三)に、親王を雁の池、この花、天つ枝など云へり。雁の池とは、右の竹園の内に、雁池と云ふ名所ありしに依り、此の花は、古今集序に載せた

る、難波津の歌の故事より來りし者か。

親王

後江相公

此花非是人間種 瓊樹枝頭第二花和漢朗詠集下

猶下學集上には、帝葉と云ふ異名も見えたり。さて親王には、親王、内親王、入道親王、法親王等の差別あり。親王にて入道せるを、入道親王とも、入道の宮とも稱し、出家の後親王たるを、法親王と號す。入道親王の稱は、三條天皇の皇子惟信入道親王に始まり、法親王の號は、白河天皇の皇子覺行法親王を嚆矢とす。

仁和寺に覺行法親王と聞え給ひしは、白河院の皇子におはす、御髮おろさせ給ひて、やうやうおとなに成らせ給ふ程に、いとかひがひしくおはしければ、更に親王の宣旨からふり給ふとぞ聞え侍りし、……後二條のおとど（附白）出家の後は例なき由侍りけれども、白河院内親王と云ふ事もあれば、法親王もなどかなからむとて、始めて法師の後、親王と聞え給ひしなり、斯くて後ぞうち續きいつくにも、出家の後の親王と聞え給ふめる（今鏡の皇子）中世以後、皇親の制度漸く衰へ、武家の權勢盛なるに及びては、皇子皇女等多くは

落飾して寺門に入り、皇子の住職し給ふ可き寺を、宮門跡と唱へ、皇女の寺を、比丘尼御所と稱せり。徳川氏の始めには、伏見、桂、有栖川の三家を親王家とし、六代將軍の時、新に閑院宮を立て、四家とし、萬一の事あらむ時には、入りて大統を繼ぎ給ふべき御家と定められ、其餘は鎌倉以來の例に従ひて、輪王寺、仁和寺、大覺寺、聖護院、青蓮院等の十二寺を、宮門跡と定めて、之に入り給ひぬ。さて皇子皇女は、元生れながらにして親王たりしを、淳仁天皇の時、親王宣下と云ふ事始まりてより以來、宣下を待たざれば、親王たる事能はざるに至れり。孫王と云へども、宣下を蒙れば、親王たる事を得しなり。此の制度は、維新後廢せられて、皇子女は直ちに親王と稱す。即ち皇室典範（第三十條）に、皇子より皇立孫に至るまでは、男を親王、女を内親王とし、五世以下は、男を王、女を女王とすとあり。中世以後、皇親漸く蕃衍し、府庫を費す事多きを以て、悉く封戸の制に従ふ事能はず、此に於て姓を賜ひ、人臣に列する事起りぬ。桓武天皇延暦六年、諸勝（光仁皇子）、岡成（桓武皇子）の二皇子に、廣根朝臣、長岡朝臣の姓を賜ひしを、皇子賜姓の始めとし、次で嵯峨天皇は、其の八皇子に悉く源朝臣の姓を賜へり。爾後皇子の人臣に列する者世々絶えず、諸王は早

く臣列となる者多かりき。斯くて後には王號を稱する者大に減じ、獨り神祇伯を以て世職とせる白河家のみは、永く王號を繼續せり。

第四章 后妃

皇后。妃夫人嬪。女御。更衣。御息所。

皇后

古くは天皇の御癡に侍る者を、汎くさささ(君幸の)又みめ(御)と稱し、其の中に皇后一人を大后と云ひき。大寶令にはさささに、妃、夫人、嬪の三等あり。さて皇后は、後世専ら后と云ひ、秋の宮、椒庭、紫の雲などの異名あり、又中宮とも云ふ。秋の宮とは、後漢書(后紀)なる、馬氏を立て、皇后とせし記事に、永平三年、有司奏立長秋宮とあるに、皇后所居也、長者久也、秋者萬物成熟之初也、故以名焉とありて、即ち此の長秋宮の訓なり。

七月七日(天喜)中宮の御前に、前裁に村濃の絲を引きて、色々の玉を貫きたり、
…女房、

白露も、玉を磨きて、千代ふべき、秋の宮には、盡させざりけり(榮華物語後)

次に椒庭とは、椒房、椒闈、椒掖なども云ひ、漢の代椒を以て、皇后の宮の壁に塗り、其の温を取つて悪氣を避け、子を多からしめし故事より出でたり。

此の外儲君儲王のえらび、竹園、椒庭のそなへ、誠に王業再興の運、福祚長久のものと、時を得たりとぞ見えたりける(太平記一●儲王)

次に紫の雲は、八雲抄(三)にも見えたり、内裏を紫禁など云ふ、紫と同義なる可し。

陽明門院始めて后に立たせ給ひけるを聞きて、江侍従
紫の雲のよそなる身なれども、立つと聞くこそ、嬉しかりけれ(後拾遺集七)

中宮は元來太皇太后、皇太后、皇后の三宮の總稱なるを、後には只皇后の別稱となれり。さて皇后は、多くは皇胤を擇び、尊卑の名分甚だ嚴なりしが、聖武天皇藤原夫人(安宿媛)を、皇后とせられしより、舊來の制破れぬ。當時の宣命(六年八月神)には、流石に天下の思はくを慮りて、棲々數百言を以て辨疏し給へり。爾後皇后は多くは藤原氏にして、以て外戚擅權の端を啓くに至りぬ。皇后は固より一人に限るべきを、藤原一族中にて互に競争して、女子を入内せしめし時代には、一代に皇后二所も出來て、遂に一方を皇后、一方を中宮と云ふに至れり。

妃夫人嬪

斯くて三月(長保二年)に藤壺(道長女)子(長子)后に立たせ給ふ可き宣旨下りぬ、中宮と聞えさす、此の侍はせ給ふ(道隆の女)をば、皇后宮と聞えさす(榮華物語)、是より皇后、中宮並び立つ事もありて、大に名分を紊るに至れり。さて位置の高きは皇后なれども、寵幸の渥きは中宮にして、遂に流例とはなりぬ。歴代の皇后中、藤原多子の二代の後たりしは、實に稀代の異例と云ふ可し(平家物語后の事)。妃は書紀に據るに、神代より既に此の名あれども、後世より追書せる者なれば、何時の世起りしか詳ならず。元妃、正妃、次妃等の名稱も、其の後に散見せるが、唯況く其の等級を擧げたる迄にて、別に制度もなかりきと見ゆ。夫人の名は反正紀に、嬪は履仲紀に、初めて見えたれども、是猶後世よりの追書にて、其の起原また知られず。文武天皇大寶に至り、始めて其の制度を定む、即ち令に依るに、妃は二人、皇族を以て之に充て品位を授く、夫人は三人三位以上、嬪は四人五位以上(後宮職員令)とあり。併し實際は妃を置きし事甚だ少く、嬪の名は天智文武の兩朝に見えたるのみにて、以後會て所見なく、只夫人は多く大臣の女を以て之に充て、歴朝大方、絶ゆる事なかりしが、それも淳和天皇以來、復此の名稱を見ざるに至りぬ。

女御

要するに、今の制度の如くには行はれで、平安朝に入りては、最早女御、更衣等出來て自然に廢れ、從來の妃夫人に當る程なるを女御と云ひ、嬪に當る程なるを更衣といへり。

女御は桓武天皇の時、紀乙魚、百濟教法を女御とせられしに始まる。然れども其の始めは位階も低く、夫人の下にて嬪の改稱の如くなりしが、清和、陽成、光孝の朝、皇后を立て給はざりし爲、漸次に位置進みて、二位に叙せられしもあり。藤原基經の女、穩子、醍醐天皇の女御となり、次いで皇后となるに及び、女御の位置益貴し。之より後、直ちに皇后たりし者は少くして、概ね女御より進むの例となりぬ。故に女御は多く攝關大臣の女を以て是に充てたり。併し女御を皇后に直すには、大凡の定ありし如し。

三條院の御時に(女御)后(子)に立て奉らむと思しけるに、古より大納言の女にて、后に立つ例なかりければ、御父の大納言を、贈太政大臣になしてこそは、后に立てさせ給ひてしか(大鏡)。

一の人の御女ならぬ人の、御子おはしまさぬ(内大臣教通の女、女御生子)が、ならせ給ふ例は、

未だなき事と思しめして、(後朱雀に)せさせ給はぬなりけり(榮華物語合)
 女御の人員は一定せず。女御一時に多き時は、住へる御殿の名を取りて、弘徽殿
 女御、藤壺女御など云ひ、又親の私第の名稱を用ひて、堀川女御、高倉女御など云へ
 り。又實際は女御ならずとも、天皇の寵幸厚きに因り、女御と假稱せられしもあ
 り。

其の白河殿、淺ましき御宿世おはしける人なる可し、宣旨などは下されざりけ
 れども、世の人は祇園の女御とぞ申すめりし(今鏡の四川瀬)

其の名を葵の前と申しければ、内には葵の女御などぞさゝやき合はれける、主
 上は是を聞しめして、其の後は召さざりけり、是は御志の盡さぬるには非ず、只
 世の誹を憚らせ給ふによつてなり(平家物語六前)

故に物語等に女御とある中には、宣旨を下されて女御となれる者と、唯女御と假
 稱せられたる者とあるを思ふ可し。南北朝の頃より女御全く廢絶せしが、降り
 て後陽成天皇の時、豊臣秀吉、近衛前久の女を養ひて入内せしめ、女御となしてよ
 り、女御入内の儀又起りぬ。又女御代と云ふあり。是は天皇御幼少にて、大嘗會

の御禊を行はるゝ時、臨時に女御を選定す、併し女御にてはいかがと云ふ義にて
 女御代とす。女御代は後に眞の女御たりし者多し。

斯くて十月(元和二年)になりぬれば、御禊大嘗會とて、世のゝしりたり、帝七つにおは
 しませば、御輿には宮諸共に奉るべければ、宮の御方の女房など、様々いみじう
 のゝしりたり、女御代の御事など、總べて世のいみじき大事なり(榮華の儀)
 後には幼帝ならずとも、女御代を置きし事あり、蓋し終に御禊定置の職となりた
 ればなり。

因に曰く、女御は天皇のみに非ず、上皇、皇太子の妃をも、女御と云ひし事あり。
 彼の冷泉院の女御と聞ゆるは、東三條の大將の御姫君なり、去年の夏より、た
 だにもおはしませざりけるを、二三月許りに當らせ給ひて、其の御祈などい
 みじうせさせ給ふを、大殿聞しめして、東三條の大將は、院の女御、男御子生み
 給へ、世の中かまへむとこそ云ふなれなど、聞き悪きことをさへのたまはせ
 ければ(榮華物語山花)
 女君は三條院の春宮にておはしまし、折の女御にて、宣耀殿と申して、いと

更衣

時におはしまし、(大鏡三尹)
 更衣は女御の次ぎにて、元は天皇の御衣を更へ給ふ使殿に参候して、御更衣を
 主るを以て名とし、後には亦御寝に侍せり。定員は十二人。是も當初は位置低
 く、無位の者もありしを、漸く位置高まり、位階も四五位に叙せられ、納言参議等
 の者が、御寝に侍する事起れるに因る。されば其の後の書に、更衣と云ふ事見え
 たるは、皆古の名稱を模し云へるに過ぎず。

去年(仁治)より中宮は、いつしか唯ならずおはします、六月になりて……十日の
 曙より、其の御氣色あれば、殿の内立ち騒ぐ……内には更衣(古)腹に、若宮二所お
 はしませど、此の御事を待ち聞え給ふとて、坊定まり給はぬ程なり(増鏡の内野)
 御息所も天皇御休憩の便殿の名にて、其處に伺候する者なるより、其の儘名稱
 とせり。それ故、女御更衣は勿論、其の外別に職名なくして、寵幸せらる、後宮を、
 總べて御息所と云ひし事は、恰も古く皇后オホミカドの方を、皆后オホミカドと云ひさと同じ。即
 ち御息所は、一の私稱にして、東大寺要録に引ける、惠運僧都記文(貞觀三年)に、既に

御息所

此の名あるを見れば、清和天皇より前に起りし名なり。玉勝間(五)に、女御にまれ、
 更衣にまれ、御子を生み奉れる人を、御息所と云ふ由、見えたれど、榮華物語(安)の
 「さて此の御方々、皆御子生れ給へるもあり、御子生れ給はぬ御息所たちも、數多
 侍ひ給ふ」とあれば、御息所は御子の有無に拘らざるなり。

成明親王(村上)の位に即かせ給ひたりけるに、女御數多侍はせ給ひける中に、廣
 幡の御息所は、殊に御心ばせある様に、帝も思し召したり(十訓抄七)
 其の更衣は、宰相の中將の御女、みこの腹なり、梅壺の御息所と云ひし、いみじか
 りし色好みなりしを、宇津保物語(中)。

亭子院に、御息所あまた曹司して住み給ふて、河原院を見所ある様に、いとめで
 たく作らせ給ひて、京極の御息所、侍藤原褒子一所をのみ具し奉りて、わたら
 せ給ひけり(十訓抄八)

又大御息所と云ふ名稱あり、天皇を生み奉りし御息所を云へり。
 昔おはやけ思して使う給ふ女(藤原)の、色許されたるありけり、大御やすん所と
 て、いませすかりける(和原明子)御いとこなりけり(伊勢物語五段)

さて御息所は、後には主に皇太子妃の名稱となり、それより親王の妃をも云へるが、昔は女御更衣等の汎稱なりと知る可し。

第五章 祭祀

祭祀の區別。大嘗祭。悠紀主基。御魂。祭儀。加茂祭。
同臨時祭。齋王。齋宮。齋院。

祭祀の區別

古來我が國は特に神祇を崇めて、祭祀の禮甚だ嚴に、是を以て政道の基とせられ、神祇官を諸官省の上に置けり。政と云ふ言葉は、即ち祭り事の義なるを見て、如何に祭祀に重きを置かれしかを察す可し。神祇令によるに、祭祀に大祀、中祀、小祀の別ありて、大祀は一月、中祀は三日、小祀は一日、物忌みせらるゝ制なり。大祀とは大嘗祭のみ。中祀には祈年祭としのまつり、神嘗祭、新嘗祭、加茂祭などあり。小祀には鎮魂祭、鎮火祭、道饗祭、其の外多し。就中爰には大嘗祭と加茂祭とを述べ、終りに齋宮と齋院との事を附記すべし。

大嘗祭

大嘗祭の大嘗は、古言におほにへ（大嘗）と云ひ、轉じておほむべとも云ふ。後世

悠紀主基

にはおほなめ、又は字音を以て稱す。通常大嘗祭と云はずして、大嘗會と云ふは、節會の方より稱せるなり。此の祭は、天皇位に即き、新穀を以て、天祖を始め奉り、天神地祇を祭らるゝ大祀にして、古くは大嘗、或は新嘗と云ひて、區別あらざりしが、天武天皇以來、年毎に行ふを新嘗とし、代毎に行ふを大嘗と云へり、即ち大嘗は一世一度の新嘗なれば、大新嘗とも云ふ。貞觀儀式の制により、七月以前踐祚すれば、當年事を行ひ、八月以後なれば、明年舉ぐる例とす。其の日は十一月中卯日にて、辰巳兩日の節會、及び午日の豊明節會に至るまで、總べて四日間亘れり。さて大嘗祭には悠紀の國あり、主基の國あり、之を兩齋國と云ふ。此の二國の稻を用ひて、神饌となすが故に、豫め其の國郡を卜定す。中世以後は郡のみを卜ひて國を卜せず、常に近江を以て悠紀とし、丹波と備中とを以て交番に主基と定めたり。さて悠紀は齋域にて天神を祭り、主基は清域にて地祇を祭る（共に同義なるが、第一にトへ出でたるを悠紀と云ひ、次にトへたるを主基と云ひて、分擔せしめしに起る。）

今上（近）大嘗會悠紀方の御屏風に、近江國板倉の山田

に、稻を多く刈り積み、是を人見たる方かきたる所を
詠める、
左京大夫顯輔

板倉の、やま田に積める、稻を見て、治まれる世の、程を知るかな(詞葉集十)

長久九年、後朱雀院の御時、大嘗會の主基方の神遊の歌、

丹波國神南備山をよめる、
藤原義忠朝臣

常磐なる、神南備山の、さかさ葉を、さしてぞ祈る、よろづ世の爲(千載集十二)

後冷泉院の御時の、大嘗會の主基方備中國二萬郷をよ
める、

藤原家經朝臣

みつぎ物、はこぶよぼろを、數ふれば、二萬の里人、數そひにけり(金葉集五)

國郡卜定に次ぎて、檢校、行事等の職員を定む。檢校は祭祀に關する一切の事を
監督する職にして、大中納言參議を以て之に當て、行事は悠紀主基に分れ、各其の
事を分掌する職にして、辨官等を以て之に充つ。次で悠紀主基の拔穂使を卜定
して、齋國に發遣し、料稻を抜き來らしめ、又大奉幣とて、五畿七道の祈年祭に預る
神社に幣帛を奉らしむ。又別に由奉幣とて、特に伊勢に奉幣せしが、後には石清

水加茂の二社を加へて、之を三社奉幣と云へり。後世大奉幣の典例廢するに及
びても、此の奉幣のみは行はれたり。

さて十月下旬に至れば、天皇河上に臨み給ひて、みそぎの御事あり、之を御禮と
云ふ。行幸の當日は、先づ節旗を進め、文武百官乘輿に従ふ。幼主の時は、母后同
輿の儀あり。

二月九日御即位なり、帝(後一條)は九つにならせ給ふ……御禮になりぬれば、いみ
じう常にも似ず……女御代には高松殿の姫君出でさせ給へり、其の車の袖口
數も知らず多く重なり輝けり、帝童に座しませば、大宮(御子藤)御輿に奉りたれ
ば、其の程まねびやらむ方なくめでたし(榮華物語村玉の)

節下の大臣以下騎馬の陪從、皆唐鞍を用ひ、女御代以下供奉の女官、車を聯ねて衣
を出す等、行裝他の行幸に異なるが故に、人々路頭に群集して之を拜觀す。御禮
の地一定せず、或は葛野川に於てし、或は松崎川に幸し、或は佐比河に於てしたり。
仁明天皇以後は、鴨河に於てせられしが、東山天皇よりは、河上の行幸を廢して、清
涼殿の東庭に於て行はるゝ事となれり。

祭儀

さて大嘗祭を行ふ所を大嘗宮と云ひ、祭に先だつ事七日始めて起工し、五日内に造り畢ふ。東西二十一丈、南北十五丈、之を中分して、東を悠紀殿とし、西を主基殿とし、外は繞らすに柴垣を以てし、内は隔つるに屏籬を以てす。當日天皇先づ悠紀殿に御して神事あり、次に主基殿に遷御す、儀前の如し。翌辰の日は悠紀の節會、巳の日は主基の節會にて、此の夜消暑堂の御神樂とて、終夜御遊あり。

御神樂の夜（鳥羽天皇天仁元年十一月廿三日）になりぬれば、事の様内侍所の御神樂に違ふ事なし、是は今少し今めかしく見ゆる、皆人たち小忌の姿にて、赤紐掛け、日蔭の糸などなまめかしく見ゆるに、頭挿の花の有様、皆臨時の祭見る心地する、皆座に着きて、各すべき事ども、とりどりにせらるゝに、殿も本末の拍子取り給ふぞうるはしき……斯くて御神樂始まりぬれば、本末の拍子の音さばかり多きに、高き所に響き合ひたり、聲聞き知らぬ耳にもめでたし、御神樂漸う終てがたになると聞ゆ、千歳千歳萬歳萬歳と謠ふこそ、天照る神の岩戸に籠らせ給はざりけむも、ことわりと聞ゆ（讚岐典侍日記下）

〔備考〕猶中務内侍日記（弘安十一年）にも、大嘗會及び此の御神樂の事委しく書き連ね、

徒然草（七十段）に、元應の消暑堂の御遊に、菊亭大臣藤原兼季の、心がけよかりし逸話を載せたり。

午の日は、大嘗の禮昨日を以て終りしが故に、悠紀主基の兩國司及び群臣を豊樂殿に會して宴を賜ふ。大嘗宮の地は古來一定せずと雖、多くは大極殿龍尾垣前に作れり。高倉天皇治承元年、大極殿焼失の後、數朝の間は、或は紫宸殿、或は太政官廳を用ひられしが、四條天皇より、後土御門天皇に至る迄の間は、大極殿の舊址に大嘗宮を造りぬ。爾來兵亂によりて中絶せしを、東山天皇貞享四年に至り、徳川氏の奏請に因りて再興せられて、紫宸殿の前庭に營まるゝ例となりぬ。但し此の時は古例に協はざる事多かりしを、櫻町天皇元文三年、凡そ殘る所なく再興せられたり（中御門天皇の時は、故ありて行はれず）。今上皇帝は、明治四年東京にて此の祭祀を擧げられたれど、向後は京都にて行はれむ事、皇室典範（第十條）の如くなる可し。

加茂祭

加茂祭は、國文中に最も能く見えたる祭祀にして、嵯峨天皇の朝に中祀に列せり。其の始め詳ならず、欽明帝の時よりと云ふ説あり。抑も加茂神社は、上下二

社あり、下社は加茂御祖神社と稱し、加茂別雷命の御母玉依媛及び建角身命を祀る、上社は加茂別雷神社と稱し、即ち加茂別雷命を祭る。

〔備考〕始め神武天皇中州に入るや、建角身命先導せり。此の命後山脊加茂に住み、丹波より某媛を娶りて、玉依比賣を生む。玉依姫一日瀬見小川に遊びしが、矢川上より流れ下る。乃ち取り來りて、之を床の邊に置きしに、麗しき夫となり、遂に姪みて加茂別雷神を生む。即ち皆加茂氏の祖神なり。

斯く上下と別れたれども、古來祭祀行幸等皆同日に於てし、殆ど一社なるが如し。故に多くは二社を合せて、加茂神社とのみ稱せり。元は加茂氏の祖神なりしを、桓武天皇遷都後、當社を以て王城の鎮護とし、大に尊崇せられしに因り、漸く旺盛に趨き、公私寄進する社領數十箇所に及びて、著名の大社となり、且つ同天皇の始めて行幸ありしより以來、行幸御幸等の事史上に累見し、圓融天皇以來は、八幡に行幸あれば、必ず又當社に行幸ありて、之を兩社行幸と稱し、白河天皇承保三年には、勅して毎年四月中申日を以て、行幸の式日とせられて、共に久しく恒例たりき。さて此の神社は、毎年四月に恒例の祭祀あり、十一月に臨時の祭祀あり、又五月五

日に競馬あり、所謂加茂のくらべ馬なり。四月の例祭は、中の酉の日(二酉の月は下の酉の日)に之を行ふ。一名之をみわれと云ひ、或は男山八幡宮の祭に對して、北祭と云ひ、又單に祭とも云ふは、其の式極めて盛大にして最も著るしき祭祀なればなりけり。

車に乗れる人加茂へ詣づる、

人も皆、かづらかざして、千早振神のみわれに、あふひなりけり(貫之集四)

二月彌生の程は、嵐烈しう餘寒も未だ盡きせず、峰の白雪消えやらで、谷のつららも打解けず、かくて春過ぎ夏立ちて、北祭も過ぎしかば、法皇夜をこめて、小原の奥へ御幸なる(平家物語 源頂幸●小)

祭前午日若しくは、未日をトして、加茂河原に於て、齋王の御禊あり。祭日には、朝廷より奉幣使以下を發し、齋王に供奉せしむ。齋王は齋院より出で、先づ下社に參り、次に上社へ向ふ。其の儀式は兩社同一にして、齋王先づ輿を下り、社頭の幄座に就きて、清服を着し、更に腰輿に駕し、社に近づきて歩行し、社前の座に就く。使も亦社前に入りて座に就き、爰に祝詞奉幣あり。祭の翌日齋王齋院に歸る、之

を祭のかへさと云へり。宮中にては、使等を御前に召し、宴を賜ひ、祿を給す。花山院の一とせ祭のかへさ御覽せし御有様は、誰も見奉りけむな、祭の日事出ださせ給へりし度の事ぞかし、さる事あらむ時、今日は猶御ありきなどなくともある可きに(大鏡伊五)

(備考)今昔物語(二十)頼光郎等共紫野見物語に、祭の返さの日、車に乗りて、見物に出で立ちし失敗談を載せたり。

此の祭は奉幣使の行列甚だ盛にして、供奉の職員は皆車服を裝飾して、互に華麗を競ひ、實に諸祭中第一の壯觀なれば、上は上皇女院より、下は田夫野人に至る迄、先を争ひて往きて見しかば、棧敷は處々に構へられ、物見車は路上に填塞して、容易に往來する事を得ず、之が爲に屢争鬪を惹起せり。朝廷にては度々令を發して、車服の奢侈を禁じ、争鬪を戒めしかど、遂に遏止する事能はざりき(落窪物語二)に祭の日の車争あり、源氏物語葵に御禊の日の車争あり。齋王の廢せられし後と雖、使以下列を整へて、大路をわたる事は、猶舊の如くなりしが、應仁の大亂より後は、祭儀も爲に中絶せり。元祿七年、下鴨神主鴨祐之の請願に依りて、再興せら

加茂臨時祭

れきと雖、往時の盛大なるには比す可くもあらず。祭日葵の葉を取りて、供奉職員(加茂臨時祭)の衣冠に付け、又車簾に懸け、其の他社前を飾りなどするは、特に此の祭の古例にして、後世に至るまで嘗て廢せられず、是此の祭を一に葵祭とも云ふ所以なり。

拾一月の臨時祭は、下の酉の日之行ひ、後世には是をも北祭と稱す。
加茂の臨時の祭をよみ侍りける、法成寺入道前攝政

如何なれば、かざしの花は、春ながら、小忌の衣に、霜のおくらむ(新勅撰集九)是は宇多天皇寛平二年十一月己酉の日、幣帛走馬等を奉進して、臨時に祭を行はれしに始まる。亦應仁の亂より中絶せしを、光格天皇文化十一年再興せられたり。此の祭は豫め祭使、舞人、陪從等を簡定し、其の後樂所に於て歌舞を調習す、之を調樂と稱す。

まして臨時の祭の調樂などは、いみじうをかし、主殿の官人などの、長さ松明を高くともして、首は引入れて行けば、さきはさしつけつ許りなるに、をかしう遊(加茂臨時祭)び笛吹き出で、心ことに思ひたるに、君たちの日の装束して立ちとまり、物云ひなどするに、殿上人の隨身どもの、さきを忍びやかに短く、己が君たちの料に

おひたるも、遊びにまじりて、常に似ずをかしう聞ゆ枕草紙四。其の後祭に先だつ事三日、更に清涼殿の東庭に於て、歌舞を試練す、之を試樂と云ふ。

五節も果てぬれば、臨時の祭廿日餘りにせさせ給ふ、試樂もをかしくて過ぎにし（榮華物語の様々）。

試樂には天皇出御し、使以下參入して、竹枝を以て挿頭となす例なり。祭祝の日は、天皇清涼殿に使等を召して、宴を賜ひ歌舞を覽給ふ。式終りて使以下裝束を改め列を正して、先づ下社に參り、更に上社へ向ふ。夜に入りて歸參すれば、天皇又酒饌を賜ひ、歌舞を御覽す、之を還立（かへたて）の御神樂と稱す。

加茂の臨時の祭は、還立の御神樂などにこそ慰めらるれ、庭火の煙の細う上りたるに、神樂の笛のおもしろうわなき、細う吹きすましたるに、歌の聲もいとあはれに、いみじくおもしろく、寒くさえ氷りて、うちたる衣もいとつめたう、扇持たる手の冷ゆるも覺えず（枕草紙七）。

此の祭には齋王預らず。

齋王

齋宮も齋院も、共にいつきのみやと稱し、又字音にて呼ぶ。天皇即位の始め、未婚の皇女、若しくは女王を、卜定して、齋宮は伊勢大神宮に、齋院は加茂大神に奉事せしむるを云ふ。故に又共に齋内親王と稱し、略して齋王とも唱ふ。元來二つながら宮の名なるを、後に齋王其の人を指して云ふ名稱となれり。共に天皇の讓位、又は崩御に由りて、職を解くを定例とす。先づ齋宮の事を述べむ。

齋宮

齋宮の卜定畢れば、幣帛を奉りて、其の由を大神宮に申告し、齋宮をして宮城内の便殿に移り居らしむ、是を初齋院と云ひ、明年七月に至るまで此處に齋す。後更に地を城外に卜して、新宮を作り、之を野宮と云ひ、八月野宮に入る。其の初齋院及び野宮に入るや、齋宮先づ河に臨みて、御禊を行ふ。

後の宮の御腹の一品内親王、御卜にあはせ給ひて、去年の冬頃より御さよまはりありつる、今日明日、齋宮（初齋院）に居給ふ、八月廿日（元年弘）先づ河原へ出でさせ給ひて、やがて野宮に入らせ給ふ、其の程の事ども、いみじう清らなり（増鏡雨時）。初齋院及び野宮の所在一定せず。初齋院は、或は雅樂寮、或は宮内省、或は主殿寮、或は左近衛府など、之に充てられし事あり、野宮は多くは皇城の北野に設けられ

たり。
 齋宮の野宮におはします有様こそ、やさしくおもしろき事の限りとは覺えしか、經佛など忌みて、中子染紙など云ふなるもをかし(徒然草四段)。
 さて野宮にて深齋三年にして、其の九月に始めて伊勢へ發向す、是を群行と云ひ、路次帳を修し、樂を奏し、行装甚だ壯嚴なり。

天治二年八月十日餘りの比、伏見の齋宮野宮におはしましけるに、群行も近く成りぬとて、中御門右大臣、花園内大臣など、さるべき人を俄に参り會はれたりけり、夜更くる程に、月の隈なきを見捨て難くて、各出もやられぬ折節、女房等を爪音やさしく掻き合せて、御裳澁川の御出立も、ひげに近く成りぬ、伊勢まで難か思ひおこすべき、うち亂れたる御遊は、今宵こそと云出でたれば、賊に然る可き事とて、右大臣催馬樂を誦ひ、内大臣琵琶彈きて、御簾の内の箏の音に調べかはしたる様いと云ひ知らず、樂ども敷を盡しける程に、内大臣かたき物思なれば、明けざる先にとて、出でられけるに、鞍をさきに非と詠じて、立たれける、歸るもとまるも、互に名殘惜しかりけり(十訓抄十)。

文永元年九月、齋宮の群行の時、齋物奉るとして、月華門院
 わかるとも、立ちもはなれし、人知れず、そふる思の、煙ばかりは(續古今集九)
 當日天皇大極殿に出御し給ひ、齋宮を召して、親ら櫛を齋宮の額上に加へらる、之を別れの櫛と云ふ。

齋宮の下らせ給ふ別れの御櫛さ、せ給ひては、かたみに見返らせ給はぬ事を、思ひかけぬに、此の院は向かせ給へりし、怪しとは見奉りしものをとぞ、入道殿仰せられける(大鏡三條)。
 齋宮には、當代の女二宮居させ給へりつる、九月(延久三年)に下らせ給ふ、哀なる事ども多かり、大極殿にて別れの御櫛などの程いと哀なり、御髪上げさせ給ひて、いとかうがうしく、したて、座します、此の三年ばかり、見奉らせ給はざりつるを、だに、覺束なく飽かず思ひ奉らせ給ひつるを、今日より後、又は何時かはと思し召す、いみしく哀なり(榮華物語下段)。

伊勢に於る齋宮の所在地は多氣郡なり、故に多氣の宮とも云ふ。さて齋宮は崇神天皇の時、皇女豐鋤入姫命をして、天照大神を大和に祭らしめ、次で垂仁天皇の

朝倭姫命をして、代りて伊勢に奉齋せしめられしに始まりしが、後醍醐天皇の皇女祥子内親王以後は全く廢絶せり。

齋院卜定すれば、之を加茂大神に奉告し、また宮城内の便殿を下して初齋院とし、齋院河に臨みて御禊の後此處に入り、潔齋する事三年。初齋院の位置も一定せず、或は右近衛府を以てせし事もあり、或は左近衛府、大膳職等を用ひし事もあり。さて此の潔齋終りて、四月又禊事の後野宮の齋院に入る。是は愛宕郡紫野に在るが故に、紫野院とも云ひ、有栖川の傍にあるを以て、有栖川とも云ふ。

禊子内親王かくれ給ひて後、崇子内親王代り居侍りぬと聞きて、罷りて見れば、何事も變らぬやうに侍りける。も、いと昔思ひ出でられて、女房に申し侍りける。

中院右大臣

有栖川同じ流れは、かはらねど、見しやむかしの、かげぞ忘れぬ(新古今集八)此の月加茂祭ありて、齋院始めて祭事に携はる。解職の折は、近江幸崎に至りて、禊事を修し、さて歸京するを例とす。

上西門院加茂のいつさと申しけるを、かはらせ給ひて、幸崎にはらへし給ひける御供にて、女房の許に遣しける、八條前太政大臣

昨日まで、御手洗川にせしみそぎ、志賀の浦浪立ちどかはれる(千載集六)初め嵯峨天皇の時、平城上皇復祚を圖り給ふ。天皇尙に加茂大神に祈願し給ひ、皇女を以て承事せしめむと誓はれぬ。事平きて、弘仁元年皇女有智子内親王をして、常に潔齋奉祀せしめたり。齋院爰に始まりしが、後鳥羽天皇の皇女禮子内親王以後は、遂に廢絶せり。

第六章 朝儀

朝廷の儀式。朝賀。元日節會。白馬節會。除目。踏歌節會。射禮及び賭弓。山水宴。灌佛。端午節會。乞巧宴。相撲節會。駒奉。重陽宴。五節。荷前。道饗。誕生。元服。算賀。賜節力。大喪。

朝廷の儀式

我が朝廷の儀式は、古くは多く隋唐の制を採用し、大化の革新を経て、大寶の制定によりて、儀禮も大に整ひぬ。平安朝に入りては、嵯峨天皇弘仁中、藤原冬嗣等に勅して内裏式を定められ、次いで淳和天皇天長中、清原夏野等勅を奉じて更に内裏式を改定し、其の後貞觀、延喜の代、各儀式の撰定ありて、其の儀益備りて燦然見る可し。初め弘仁の制、諸儀を分ちて、大儀、上儀、中儀、小儀の四とし、貞觀亦之に依る。延喜に至つては、改めて大儀、中儀、小儀の三とし、朝賀即位等を大儀とし、元日の節會、白馬の節會等を中儀とし、除目、踏歌、賭弓、相撲等を小儀とせり。村上天皇の時、更に儀禮を改制して、新儀式と云ふ。爾後朝綱漸く弛み、復官撰する事なく、恒例臨時の儀式も衰替して、昔日の如くならず。武門政治の世となりては、多くは廢絶し、殊に後土御門天皇應仁の亂よりは、文物制度全く地を掃ふに至りしが、織田信長興るに及びて、王室を崇敬し、朝典を復興し、天正六年始めて諸節會を舉ぐ。豊臣秀吉尋いで天下を平定して、紀綱頗る復し、徳川氏之を承けて、朝禮舊典を起す事、益多くなれり。今爰には、恒例の儀式中、朝賀、元日節會、白馬節會、縣召除目、踏歌節會、射禮及び賭弓以上、正月曲水宴、司召除目以上、三月灌佛、四月端午節會

朝賀

(五月)乞巧奠、相撲以上、七月駒牽、八月重陽宴、九月五節、十一月荷前、追儼以上、十二月を述べ、臨時の儀式にては、誕生、元服、算賀、賜節刀、大喪(註一社と即位との式は)を説かむ。

(一)朝賀。一に朝拜とも云ふ。正月元日天皇大極殿に御して、百官の賀を受け給ふ儀式にて、褰帳の帳を褰ぐる事、圖書主殿の香を焼く事、典儀の再拜を唱ふる事など、御即位式に能く似たる點あり。又此の日奏瑞とて、國々より申し來れる、昨年中の嘉瑞どもを、奏上する事あり。醍醐天皇延喜よりは、朝賀なき年には、小朝拜と云ふ事行はれぬ。こは清涼殿の東庭にて行はる、小儀にして、唯殿上人のみ主上を拜賀し、袖を聯ねて舞踏す。一條帝正暦以後、朝賀の式は絶えて、唯小朝拜のみなりしが、それも稀には行はれず。

壽永三年正月一日の日院の御所は、大膳大夫成忠が宿所、六條西洞院なりければ、内裏の體然るべからずとて、院の拜禮も行はれず、院の拜禮なかりければ、内裏の小朝拜も行はれず(平家物語朝拜九小)。應仁以後は、月卿雲客多く邊土遠境に遁走し、小朝拜も屢廢せしを、後陽成天皇以

元日節會

後、海内平定して恒典とせられぬ。

(二)元日節會。朝賀を行はれし後、天皇豊樂院に御し、群臣百官に賜宴あるを云ふ。此の日腹赤の奏あり、又吉野の國栖歌を謠ひ笛を奏す。腹赤の奏とは、公事根源(正)に「腹赤の賛として、魚を筑紫より奉るなり、昔はやがて節會などに供しけるにや……景行天皇の御宇、筑紫の國宇土郡長濱にて、海人は是を釣りて奉る、其の後聖武天皇の御時、天平十五年正月十四日、太宰府より是を奉りける、是よりして、年毎の節會に供す可き由、定め置かれたるなり、腹赤とはますと申す魚の事なり」と見えたり。

平家は讃岐國屋島の磯に送り迎へて、年の始めなれども、元日元三の儀式事宜しからず、主上渡らせ給へども、節會も行はれず、四方拜もなし、腹赤も奏せず、吉野の國栖も參らず(平家物語九●小)

これ亦應仁以後は廢せられ、爾來時に行はれしのみ。

(三)白馬節會。正月七日、天皇豊樂院に御し、左右馬寮より引き出せる青馬(總べて廿一疋左馬寮より十疋、右馬寮より十疋、此の外に餘馬を見らるゝ式ありて、後)

白馬節會

群臣に宴を賜はるなり。蓋し馬は陽の獸にて、青は春の色なれば、此の日青馬を見れば、年中の邪氣を除く由、公事根源(正)に見えたり。

七日になりぬ、同じ湊にあり、今日はあを馬を思へど、かひなし、只浪の白さを見ゆる(土佐日記)

應仁以來は或はやめて行はず、徳川氏の世となり、復恒典とす。但し當時は庭上も狭く、左右馬寮も名のみなるを以て、唯二疋牽きわたすのみ。蒼梧隨筆(三)に、徳川時代の白馬の儀式の様見えたり。さて白馬をあを馬と讀む事に就きては、古來諸説あるが、玉勝間(三)には、正月七日の白馬節會の白馬、古は青馬と云へり、萬葉集廿の卷に「水鳥の鴨の羽の色、青馬を、今日見る人は、限りなしと云ふ」とあるを、始めとして、續後紀、文徳實錄、三代實錄、貞觀儀式、延喜式などに、多く出たる、皆青馬とのみありて、白馬と云へる事は、一つも見えず、然るを圓融天皇の御世、天元の頃よりの家々の記録、又江家次第などには、皆白馬とのみあるは、平兼盛集の歌に「降る雪に、色も變らで、ひくものを、誰が青馬と、名づけそめけむ」と詠めるを見れば、當時既に白馬を用ひられしと見えたり、然れば古よりの青馬をば改めて、白馬

除目

とはせられたるにて、そは延喜より後の事にぞありけむ、延喜式までは、青馬とのみあればなり……後世までも、文には白馬と書きながら、語には猶古のまゝに、あをうまと唱へ来て、しろうまとは云はずとあり。

(四)除目。除目とは、前官を除き、新官を目する義にて、任官の式なり。是に二種あり、縣召除目と、司召除目となり。縣召除目とは、國司即ち外官を任する式にて、正月十一日より、十三日迄に於てす。蓋し縣とは、地方の事にて、伊勢物語(四段)にも、昔男ありけり、あがたへ行く人に、馬の餞せむとてと見え、召とは其の人を京へ召し上す義なり。故に國司任官の式を、縣召除目と云ふ。

除目(縣召除目)の程など、内わたりはいとをかし、雪降りこほりなどしたるに、申文もてありく、四位五位、若やかに心地よげなるは、いとたのもしげなり、老いて頭白きなどが、人にとかく案内云ひ、女房の局によりて、己が身の賢き由など、心をやりて説き聞かするを、若き人々はまねをし笑へど、如何でか知らむ、よきに奏し給へ、啓し給へなど云ひても、得たるはよし、得ずなりぬること、いとあはれなれ(枕草紙二)

次に司召除目とは、内官即ち在京の諸司を召して、京官に任する式なるが故に、京官除目とも書く。初め三月に行はれしが、後には秋に行ひて、秋除目とも稱し、縣召を春除目とも云ふ。

君の御政は司召を以て先とす、叙位除目に僻事出で來ぬれば、上天の觀々に背き、下人の貶を受けて、世の亂るゝ端なり(平治物語信一●信頼)

是等の外に又臨時の除目もあり。但し大臣は除目の時任せず、任大臣節會とて、別に節會を行ひて任せられたり。

或人任大臣節會の内辨を勤められけるに、内記の持ちたる宣命を取らずして、堂上せられにけり、極りなき失禮なれども、立返り取る可きにもあらず、思ひ煩はれけるに、六位外記康綱、さぬかづきの女房を語らひて、彼の宣命を持たせて忍びやかに奉らせけり、いみじかりけり(徒然草一段)

平安朝の末より、任官の儀も猥がはしく、應仁以後に至りては、或は行ひ、或は廢す。(五)踏歌節會。正月十六日、天皇又豐樂院に御し、京中の女の歌舞に巧なるを召し集へて、年始の祝詞を歌に作りて舞踏せしめ、後酒宴あるを云ふ。是をあら

踏歌節會

はしりとも云ふは、其の歌曲の終りに、必ず「萬年阿良禮、萬年阿良禮」と重ねて折返し、唯しつゝ、早足に入る様を、興じて云へるとぞ。始めは十五日に男踏歌、十六日に女踏歌ありしを、男踏歌は圓融天皇天元以後は、時に行はれしのみにて、十六日の女踏歌が、年毎の儀となりぬ。

朔日の程過ぎて、今年男踏歌あるべければ、例の所々遊びの、しり給ふに、心さわがしけれど、寂しき所の哀に思しやらるれば、七日の日の節會果て、……夜更かしておはしたり(源氏物語花未摘)

應仁以來廢せられぬ。以上元日、白馬踏歌節會を、年頭の三節會と稱す。

射禮及び賭弓

(六)射禮及賭弓。正月十七日天皇又豐樂院に御し、親王以下、群臣、諸衛の射法を見給ふ儀あり、之を射禮と云ひ、十五日に豫め、兵部省手つがひと云ひて、射手を定む。射禮の日射盡さざるは、射還(いのこ)と云ひて、翌日之を行ふ。其の十八日は、賭弓の日にて、天皇弓場殿に臨御せられ、近衛府、兵衛府の射手を定めて、射しめて、祿を賜ふ。事終て、後、大將射手を饗す、是を還饗(かへりまも)とも、還立饗(かへりたのちまも)とも云ふ。

兼輔朝臣、宰相中將より中納言になりて、又の年賭弓の

還立のゐるに、まかりて、是彼思を述ぶる序に、兼輔朝臣

古里の、三立の山は、遠けれど、こゑはむかしの、うとからぬかな(後撰集五十)

此の恒例の賭弓の外に、臨時に行はるゝあり。それを殿上の賭弓と云ひて、殿上の侍臣どもに射しむる者なり。

某の中將を御使にて、修明門院の御方へ、何にても、をのこともに、賜はせぬべからむ賭物と申させ給ひたるに、取りあへず、小き唐櫃の金物したるが、いと重らかなるを、參らせられたり、此の御使の上人、何ならむと、いといふかしくて、片端はの開けて見るに、錢なり、いと心得ずなりて、さと面打ち赤めて、淺ましと思へる氣色著きを、院御覽じおこせて、朝臣こそむげに口惜しくはありけれ、か許りの事、知らぬやうやはある、古より、殿上の賭弓と云ふ事には、是をこそ賭物にせしか、されば今賭物と聞えたるに、是をしも出だされたるなむ、古の事知り給へるこそいたき業なれと、はゝゑみてのたまふに、さは悪しく思ひけりと、心地噪ぎて覺ゆべし(増鏡の下の)

應仁以後、かゝる儀式大方聞ゆるなし。

曲水宴

(七)曲水宴。三月三日、文人を召して、詩を賦せしめ、宴を賜ふを云ふ、或は上巳を用ひし事もあり、御溝水に盃を浮べて、文人以下取りて飲めりとぞ。

曲水の宴の心を、

權中納言家賢

めぐりあふ、今日は彌生の、みかは水名にながれたる、はなの盃(新續古今集二)元來曲水の宴は、支那にて文士驛客水邊に並み居て、水上より盃を流し、我が前を過ぐる前に、詩を作りて、其の盃を探り上げ、飲みし者にて、所謂羽觴を飛ばすとは此の事なり。詩未だ成らずして、既に盃流れ來れば、止むを得ず、手して遮る事もありきと見えたり。

おもしろや山水に、盃を浮べては、流に引かる、曲水の手先づ遮る袖ふれて、いざや舞を舞はう(謡曲世安)

我が國、民間にても、古來此の雅遊を試み、藤原師通も、六條殿にて曲水の宴を開きし事、今鏡(四)の盃(波)に記せり。此の儀、應仁以後暫く廢し、文明七年之を復しぬ。

(八)灌佛。四月八日、清涼殿の晝、御座を撤して、其の跡に釋迦の生れし景色をしつらひ、絲にて瀧を落し、其の外種々の作物を設く。北方に机を立て、鉢五個に

灌佛

五色の水を容る。天皇上邊部以下、各布施を供す。先づ導師の僧參りて、佛前の作法を終へ、鉢の水を一に汲み合せて灌佛し、其の後公卿次第に進みて、また灌佛す。此の式は、釋迦俱毘羅城にて生れし時、天龍降りて水を浴せ奉りしに倣へる者とぞ。

灌佛の頃、祭の頃、若葉の梢涼しげに茂り行く程こそ、世の哀も、人の戀しさも優れと、人の仰せられしこそ、げにさるものなれ(徒然草段十九)

端午節會

(九)端午節會。五月五日、天皇武德殿に御し、酒宴を開かれ、又群臣に藥玉を賜ふ、蓋し五色の絲を以て、腕にかくれば、惡鬼を拂ひ、壽命をのぶとぞ。其の後騎射の事あり、是をうまゆみとも云ふ。當日人々皆菖蒲のかづらを掛く。

馬づかさの御馬に、右近のじょうより始めては、ひ騎りつ、うまゆみ仕うまつる、うまゆみ果て、舍人ども、こまかたにつきて、舞ひ遊ぶ(宇津保物語使祭)

後土御門天皇以來、此の菖蒲節を停めて、復行はれず。徳川時代に至り、幕府是を復して節日とし、朝廷も亦恒典とす。

乞巧奠

(十)乞巧奠。七月七日の夜、此の事あり、清涼殿の庭に、机四脚と燈臺九本とを立

つ。机上に種々の物据ゑ、又箏の琴ことう柱を立て、之を置く。机上の火取りに、終夜空薫物あり。今宵盥に水を入れて、大空の星を映す、蓋し牽牛織女二星の逢ふ夜にして、鳥鵲天の川に來りて、翼をのべ橋となして、織女を渡すと云ふによれり。徳川氏の世、亦節日とす。

その七月七日(元亨)乞巧奠乞巧奠いつの年よりも御心とゞめて、かねてより人々に歌ども召され、物の音どもも試みさせ給ふ、其の夜は例の玄象彈かせ給ふ……笛箏樂などは、殿上人ども鳴板のほどに候ひて仕う奉る、中宮も上の御局にまう上らせ給ふ、御簾の内にも、琴、琵琶あまたありき……蘇香、萬秋樂殘る手なく幾返となくつくされたり、明方は身にしむ許り、若き人々めであへり、さらでだに秋の初風はげにそゝる寒き習を、ことわりによ、御遊終て、文臺めさる、此の度は和歌の披講なれば、其の道の人々、藤大納言爲世、子ども孫ども引き連れて侍へば、上の御製、

笛竹の聲も雲井に、さこゆらし、今宵手向くる、秋のしらべは、
順流るめりしかど、いづれも只天の川、鵲の橋より外は、珍しき節は聞えず、誠や

相撲節

實教の大納言なりしにや、

同じくば、空まで送れ、たきもの、匂をさそふ、庭の秋風、

げにえならぬ名香の香どもぞ、めでたくかうばしかりし(増境秋の)

(土)相撲節。七月下旬に行はる。先づ國々へ部領使(部領使)事執り使の義を下して、相撲人を召す。

撲人を召す。

はてには相撲の使に下りぬ、よき相撲ども多く催し出でぬ(宇治拾遺十府生)

二十六日天皇仁壽殿に御して、内取と云ひて習禮あり、左右の相撲人、横鼻輝の上(門)に、狩衣烏帽子にて仕うまつる。二十八日南殿に出御、召合せあり、十七番取るとぞ。翌廿九日(出)出として、相撲をすぐりて、又勝負を御覽せらる。垂仁天皇七年

七月、野見宿禰と當麻蹶速との角力は、此の行事の起原なる可し。此の儀式、高倉天皇承安四年に行はれし後は、復聞えず。十訓抄(三)に、鳥羽院の御時、相撲の節の後、帥中納言長實卿の許へ、熊野權守伊遠と云ふ相撲息男伊成を具して參じ、又弘光と云ふ相撲來合ひ、伊成と弘光と、すまひし話を載せたり。

まらうと、

駒牽

「如何ならむ世にか離れせむ、長き世の契結べる、草の庵は、すまひなど、公事ども紛れ侍る頃、過ぎてさぶらはむなど聞え給ふ(源氏物語本)」

(三)駒牽。八月に、諸國の牧場より、貢進せる馬を牽きわたして、天皇南殿に出御なり、御覽ある式なり。先づ十六日には、信濃の勅旨、牧の馬を六十疋奉る。もとは十五日なりしを、朱雀院の國忌に當りてより、一日下げられぬ。政事要略(三)等に、信濃の勅旨、牧十五箇所なる由見え、延喜馬寮式に、山鹿、鹽原、岡屋等、一々地名を列舉せり。此の日上卿御馬の解文を奏す。事果て、公卿以下次第に御馬を賜はり、院、春宮へは引分の使にて奉る。十七日には、甲斐、穂坂の御馬を、廿日には、武藏、小野の御馬を、廿三日には、信濃、望月の御馬を、廿五日には、武藏、立野の御馬を、廿八日には、上野、勅旨の御馬を牽きわたす。儀前の如し。さて此の望月の駒を貢進する事は、後には十六日に併せ行ひ、他の駒牽はいつしか廢せられぬ。

文治六年女御入内の屏風に、駒迎の所、後京極攝政
あづまより、今日逢坂の、やま越えて、みやこに出づる、望月の駒(新勅撰集四)
駒迎を、後嵯峨院御製

重陽宴

五節

年を経て、くものうへにて、見し秋の、かげもこひしき、望月の駒(續拾遺集四)

(三)重陽宴。又菊花宴とも云ひ、九月九日之を行ふ。月と日と、九陽の數に並び應ずるが故に、重陽と云ふ。當日天皇紫宸殿に出御なりて、節會を行はれ、皇子等上達部より始めて、其の道の人々詩文を作り、文臺に据ゑて披講す。後群臣に酒宴を給はる。大方は端午の節會に同じ。此の行事は早く絶え、江家次第にも、その儀を載せざれば、堀河天皇の頃は、既に行はれざりきと見ゆ。徳川氏に至り、此の日を以て又節日とす。

九日の宴に、先づ難き詩の心を思ひめぐらし、暇なき折に、菊の露をかこち寄せなどやうのつきなき營みにあはせ、……中々心おくれに見ゆ(源氏物語本)

(四)五節。十一月中丑の日、常寧殿にて天皇五節舞を御覽す。當日より三日間、殿上の淵醉(但し是は五節に限るに非ず)即ち殿上侍臣の遊宴あり、是を五節豊明の節會と云ふ。豊は美稱、明は御酒にて人々の顔の照り赤らむ義なり。

此のおとやは、若くより聲もうつくしくおはしまして、藏人少將など云ひて、五節の淵醉の今様などに、權現歌ひ給ひける(今鏡六●花散)

忠盛三十六にて始めて昇殿す、雲の上人は是を猜み憤り、同年の十一月廿三日、五節豊明の節會の夜、忠盛を闇討にせむとぞ期せられける（平家物語の闇討）。さて五節の舞姫は通常五人にて、二人は受領分と名づけて、國司の女を奉り、三人は公卿分と云ひて、公卿の女を參らせたりとぞ。天武帝の時より起れりと云ふ、即ち天皇吉野河の邊に行幸して、琴を彈き給ひし時、天女天降りて、羽衣の袖を五たび翻し、少女子が、少女さびすも、唐玉を、たもとに巻きて、少女さびすもと歌ひ舞ひきとぞ。聖武天皇の時代には、まさしく内裏に於てありき。

五節の舞姫を見てよめる、

良岑宗貞

天つ風、雲のかよひ路、吹きとぢよ、少女のすがた、しばし留めむ（古今集廿）

五節の義に就きては、江家次第（十）に、舉袖五變、故謂之五節と見えたりと、宮商角羽徵の五聲の節奏より、名づけたるなる可し。即ち左傳昭公元年の條に、先王之樂所以節百事也、故有五節と見えたり。後には年々行はれず、只大嘗會の時などに催されき。

（五）荷前。十二月に吉日を選び、當年諸國より奉れる調物を割きて、先づ山陵、及

荷前

び天皇の外戚大臣などの墓に供ふ。是を荷前の幣と云ひ、其の使を荷前の使と云ふ。荷とは諸國よりの貢物の義、前とは猶初穂と云はむが如し。

荷前の使、たつなどぞ、あはれにやんごとなき、公事ども繁く、春のいそぎに取りかさねて、催し行はるゝ様ぞいみじきや（徒然草段十九）

文武帝初めて永制とし、諸陵寮（元は司後寮と改む）之を掌る。さて此の陵墓は時に加除せり。清和天皇の時、十陵四墓の制を立てぬ。即ち山階（天智）田原（光仁の皇考）後田原（光仁）柏原（桓武）楊梅（平城）八島（崇道）深草（仁明）田邑（文徳）など總べて十陵（嵯峨、淳和）は近けれど、遺勅にて山陵を置かれざるが故に入れず、多武峰（鎌足）宇治（冬嗣）など、すべて四墓なり。當日天皇建禮門外の幄座に出御して、幣を分てり。陽成帝以後、其の親疎によりて更に加除し、延喜式の時、十陵八墓とす。爾後亦加除一ならずと雖、山階、後田原、柏原、八島、深草、後田邑、光孝、後山階（醍醐）及び多武峰は、歴世除かず。崇道天皇は傍系なるを、常に數まへられたるは、全く怨魂を慰むる爲なり。

中に法師東宮おはしましけるこそは、失せ給ひて後に、贈太上天皇と申して、六

十餘國に齋ひすゑられ給へれ、公にも知し召して、崇道天皇とて、官物の初穂割き奉らせ給ふゆり(大鏡三)。後には天皇建禮門に御せず、有司に任せて事を行はしめぬ。保元平治の亂より、此の禮儀に故事を存するのみなりしが、北朝崇光天皇觀應元年、荷前幣を停止し、爾後遂に廢絶す。

追儼

(其)追儼。鬼やらひの事にて、十二月晦日に之を行ひ、年中の疫を追ひ拂ふ式なり。大舍人寮鬼をつとめ、四目ある恐ろしげの面を被り、手に楯矛を持つ。さて陰陽寮の官人、祭文を持ちて、南殿のほとりに就きて讀む。上卿以下之を追へば、殿上人ども、桃の弓、葦の矢にて射る。今宵は所々に火を多く燈す由、建武年中行事(十二)にも見えたり。

六帖題

衣笠内大臣

百敷の大宮ひと、さゝつきて、鬼追ふほどに、夜は更けにけり(夫木集八)

追儼

内大臣

今はたゞ、一夜になりて、葦の矢の、いるが如くに、年ぞ暮れぬる年中行事歌合

誕生

(其)誕生祝。誕生は子に就きては生る、母に就きては生む、父に就きては生ますと云ふ。

其の義孝少將、桃園の源中納言保光卿の御女の腹に、生ませ給へりし君ぞかし、今の侍従大納言行成卿、世の手かさとの、しり給ふは(大鏡五)。古俗、妊婦あれば、必ず先づ別に産屋を造りて、出産の所とす。後世産前他所に移るは、蓋し是が遺風なる可し。左に中古に於る、皇室の御産儀の梗概を述べむに、後宮の例、凡そ妊者は、懷孕三四箇月にして、奏して、其の里亭に退出す。

一條の大納言の御姫君(花山子女)したて、參らせ給ふ、……かゝる程に、只ならずならせ給ひにけり、……三月にて奏して出で給はむとするに、萬に留め聞え給ひて、五月許りにてぞ出させ給ふ、萬御慎みも御里にて心安くと思すに、今迄出させ給はざりつるに、斯く出させ給ひて、手を分ちて萬にせさせ給ふ(榮華山)。尋いで著帯の儀あり。既に産期に臨みては陰陽師、若しくは僧侶を召して、祓除祈禱等の事を行はしめ、或は屋上より甌を轉ばす等の儀あり。

今度の御産、安徳帝誕生、笑止敷多あり、先づ法皇の御驗者、次に后御産の時、御殿

の棟より概を轉す事あり、皇子御誕生には南へ落し、皇女誕生には北へ落す、是は北へ落されたりければ、如何にと騒ぎ取り上げ落し直されたりけれども、猶悪しき事にぞ人申しける(平家物語三●公)

出産後湯殿始の儀あり、さて臍緒を續ぐ、續ぐとは裁つ義にて、倒語を用ふるなり。次に乳付の事、次に著衣始、色直等の儀あり。著衣始とは、生兒始めて産衣を着るを云ひ、色直とは、産婦の衣服及び産室の裝飾等、産後始めて平常に復するを云ふ、蓋し産前より是まで、専ら白色を用ひしなりけり(但し著衣始色直の名日は)。此の外、胞衣納、垂髮等の儀あり。胞衣納は胞衣を土中に埋藏する事、垂髮は生兒の胎髮を剃るを亦諱みて云ふなり。又天皇よりは御劔を新誕の皇子に賜はる。皇女にも此の賜あるは、三條天皇の皇女禰子内親王より始めり。

斯くて中宮も、たゞにおはしまさねば、出でさせ給ひて……長和二年七月六日の夕かたより、御氣色ある様におはしませば……戊の時許りに、いと平かに御子(子)生れ給ひぬ……今宵のうちに御湯殿ある可くのゝりしたり、内(三)にはけざやかに奏せさせ給はねど、自らさこしめしつ、御佩刀いつしかと持て參れり、

例は女に座しますには、御はかしはなきを、何事も今の世の有様は、先々の例を引かせ給ふ可きにあらねば、是を始めたる例になりぬべし(榮華物語花)。凡そ出産當夜を初夜と云ひ、以下三夜、五夜、七夜、九夜等の祝宴ありて、是を産養(うぶやしなひ)と云ひ、公卿以下參集して、和歌、管絃等の御遊あり。

後一條院生れさせ給ひて七夜に、前大納言公任

秋の月、かげのどかにも、見ゆるかな、こや長き世の例なるらむ(玉葉集七)

産後五十日又祝宴あり。

後一條院生れさせ給ひての御五十日の時、法成寺入道

前攝政歌よめと申し侍りければ、紫式部

如何にいかい、數へやるべき、八千歳の餘り久しき、君が御代をば(續古今集十二)

百日亦之に同じ。

後朱雀院生れ給ひて御百日の夜、詠ませ給ひける、

一條院御歌

二葉より、松のよはひを、思ふには、今日ぞ千とせの、始とは見る(續古今集十二)

新誕の御子始めて内裏に参るを、御行始と云ひ、大略産後五十日以前に此の事あり。近世宮参りと稱して、生兒をして郷土の神社に参詣せしむるは、此の御行始の遺風ならむか。又始めて魚味(鯛か)を供するを、眞魚始と云ひ、五六箇月乃至二十箇月以内に之を行へり。

(備考)猶紫式部日記(發)及び榮華(初)に、後一條天皇の御誕生、今鏡(三)に近衛天皇の平家(三)に安徳天皇の増鏡(内野)に後深草天皇の御誕生の様、並にそれに就きての儀式など委しく見えたるが、文長くて。

元服

(次)元服。始めて冠を加へ、大人の服を着て、成人となる禮を云ふ。蓋し元は始なり。服は身に着くる事なり、始めて冠と大人の服とを身に着くる義なり。されば、うひか、うふりとも、單にかうふりとも、又冠禮とも云ひ、又之より髪を取上げて、髪に結ふを以て、はつもとゆひとも云ふ。

嘉應も三年になり、けり、正月五日の日、主上(高)御元服あつて、同十三日朝觀の行幸ありけり、法皇女院待ち受け参らせ給ひて、初冠りの御粧、如何ばかりらうたく思しめされけむ(平家物語鹿谷)

幼時には常に頭を露す、之をわらはと云ふ。長じて未だ冠せざるを、大童と云ひて、猶成人となさず。爰に元服すれば、童子の域を脱して、成人の男子となるが故に、を。と。こ。に。な。ると云ふ。さて元服の事の正史に見えたるは、元明天皇和銅七年、聖武天皇が皇太子にして、元服せられしを、嚙矢とす。降りて清和天皇幼にして、大統を紹ぎ、即位の後始めて元服し給ふ。天皇の冠禮之より起りぬ。時に大江音人唐禮を参酌して、其の儀を定めたり。抑も天皇の元服には、能冠の人あり、能冠あるは天皇のみ、加冠の人あり、理髪の人あり。能冠は初め總角を解きて、髪を鬘に結び、刀を以て髪末を截り、さて空頂黒幘を御頭に加ふる役にて、多くは内藏頭たる人を用ふ。實は是も理髪をする役なれど、天皇の冠禮には、大抵左大臣理髪を勤むる例なれば、實際其の事に堪へざるをもて、別に能冠を置くなり。加冠は冠を加ふる役にて、鬘を引入るゝを以て、引入とも稱し、最も其の人を重んじ、太政大臣之に當り、若し太政大臣なき時は、特に加冠の爲に其の人を選任するを例とす。理髪は加冠の前に空頂黒幘を脱し奉り、加冠の後に櫛を取りて御髪を理む、多くは左大臣之に當る事前述の如し。

攝政殿藤原基房は、十二月九日(嘉應三年)兼ねて宣旨を蒙らせ給ひて、十四日に太政大臣にならせ給ふ、十七日には御悅申しあり、是は明年御元服(高倉の加冠の料なり)源平盛衰記三●殿下衆會

建治三年正月三日、内のうへ(後宇多)御かうぶりし給ふ、十一にぞならせ給ふらむかし、御諱世仁と聞ゆ、引入は關白太政大臣殿(兼平實)理髮頭中將基顯(實は左大臣師忠)御わけ(卷能冠)大炊御門大納言信嗣の君(實は内膳)つかう奉られけり(増鏡の老派)

さて後成人の服をめし給ふ。後更に吉日を選びて、宴を群臣に賜ひ、位階を進め、物を資ひ、赦を行ふ等の事あり。此に於て攝政の任を解き、天皇始めて親政し給ふ。皇太子の加冠には、多くは傳を用ひ、理髮には大夫、若しくは權大夫を用ふ。春宮(後に伏見の御元服、八月建治三年)と聞えしを、奈良の興福寺の火の事により延びて、十二月十九日にぞせさせ給ひける、十六日に先づ内裏へ行啓なる、清涼殿の東の廂に倚子を立てらる、帝(後宇多)も倚子に着かせ給ふ、引入は左大臣、理髮春宮權大夫つとめらる、御諱熙仁と申しき(増鏡老の派)

元服の年は古來一定せずと雖、大抵天皇は十一歳より十五歳迄を限りとし、皇太子などは十一歳より十七歳までの間に行はる。其の月日は、天皇は必ず正月元日より五日までの間を以てせられぬ。

因に曰く、後世武家の元服には、烏帽子を用ひて、猶加冠と稱し、元服したる者を冠者と唱へ、加冠の人を烏帽子親と云ひ、烏帽子親に對して冠者を烏帽子子と呼ぶ。此の如く、假に親子の契約を結ぶ者なれば、また契約親、契約子の稱あり。當時は元服の日に、始めて實名を命せり、蓋し從來は唯幼名(ななま)あるのみなりしなり。其の命名は、屢加冠の人其の名の一字を授けて、冠者の名とする事ありて、此の習慣近世まで行はれたり。

彼の文覺は、渡邊黨に遠藤左近將監盛光が一男、上西門院の北面の下臈なり、……十三になりける年、一門に遠藤三郎瀧口遠光と云ふ者、呼び寄せて、元服せさせて、烏帽子子とす、父盛光が盛をとり、烏帽子親、遠光が遠取つて、盛遠と名を付け、父が跡を追うて、上西門院北面に參り、遠藤武者盛遠とぞ云ひける

(源平盛衰記十八朝文覺)

算賀

元服の儀、維新後廢せられぬ。

〔備考〕源氏物語(桐)に、桐壺帝の皇子光源氏の元服の記事あり。

(先)算賀。算賀の算は年齢の謂にて、年壽を祝賀する式なり。四十歳より始めて、十年毎に之を行ふ。算賀は元支那の風俗なれども、我が國にても、東大寺要録に、天平十二年僧良辨等、聖武天皇の四十の御齡を祝せし事を記し、又懷風藻に、五八の年を賀する詩を載せれば、既に奈良朝の頃より行はれたりし事明なり。さて天皇の算賀は、皇后、太上天皇、若しくは皇太子等より奉祝し給ふ。其の儀先づ時日を簡定し、京中に賑給を行ひ、當日は紫宸殿を裝飾する事、節會の如く、天皇出御あれば、御膳を供し奉り、諸臣にも酒饌を賜はり、樂を奏し、詩歌を賦する等の事あり。太上天皇及び皇太后の算賀も、大略天皇のと同じ。當日天皇御在所に幸して、御親ら拜舞し、壽盃を献じ給ふ。凡そ算賀の當日に奉獻する物品の數は、其の年齢に因むを以て例とす、譬へば仁明天皇四十の御賀に、佛像經卷を始め、調度等すべて四の數を以て奉獻せしが如し。

仁平二年三月七日、近衛の帝鳥羽院に行幸せさせ給ひて、法皇(鳥羽)の五十の御

賜節刀

賀せさせ給ひき、等身の御佛、壽命經百卷、玉のかたちを磨き、黄金の文字になむありける、僧は五十の數ひき列りて、佛を讀み奉り、舞人は近きまはりのつかさ、雲の上人、青色の腋わけに、柳櫻の下襲、平胡籬の水晶の管日の光に耀きあへり、次の日も猶留らせ給ひて、法皇を拜み奉り給ふ、様々のそなへども、庭も狭に列ねて奉らせ給ふ(今鏡二鳥羽一)

〔備考〕榮華物語(鳥邊)に、東三條院(一條御母)四十の御賀、又増鏡(飛鳥)に、後嵯峨院五十の御賀の様、委しく見えたり。

(三)賜節刀。古くは天照太神、天稚彦をして葦原中國を事向けしめ、賜ふに櫛弓と眞鹿兒矢とを以てし給へり。爾後歴世征夷討賊の任を授くる毎に、必ず標劍の類を賜ひぬ。文武帝大寶の制、大將の出征には賜ふに節刀を以てし、後世亦之に依る。其の儀式は貞觀に規定せられて、大臣宣制して節刀と勅書とを賜ひ、將軍之を受けて拜舞して出づ。凡そ大將の出征節刀を受くれば、歸りて家に宿するを得ざるを法とす。降りて治承の亂に及び、平維盛に命じて源賴朝を討たしむ、時に此の儀久しく廢絶して、唯先例ありし儘に、驛路の鈴を賜ひしのみなりき。

昔は朝敵を平げに、外土へ向ふ將軍は、先づ參内して節刀を賜はる。宸儀南殿に出御して、近衛階下に陣を引き、内辨外辨の公卿參列して、中儀の節會を行はる。大將軍副將軍各禮儀を正しうして是を賜はる。承平天慶の蹤跡も、年久しうなつて准へ難しとて、今度は讃岐守平正盛が、前對馬守源義親追討の爲に、出雲國へ下向せし例とて、鈴ばかり賜つて、皮の袋に入れて、雑色が頭に懸けさせてぞ下られける。古朝敵を下げむとて、都を出づる將軍は、三つの存知あり、節刀を給はる日家を忘れ、家を出づる時妻子を忘れ、戰場にして敵に闘ふ時身を忘る。されば今の平氏の大將軍維盛忠度も、定めてさやうの事どもをば存知せられたりけむ。哀なりし事どもなり（平家物語 五川）

大喪

頼朝征夷大將軍に任せられてより、遂に其の家の世職となり、此の儀も亦廢りぬ。
(世)大喪。大喪の式、太古以來略備れり。垂仁帝の時、殉死を禁じて、土偶を用ひしめ、反正帝の喪、始めて殯宮大夫を置く。凡そ貴人の喪に、殯宮（まじみや）を起す事は、古來の習慣にて、殯宮とは荒木の宮の義なり（一説に新城）先づ削らぬ材木の儘構ふる假の宮を造り、葬るまで、其處に置き奉り、一に生前の如く仕へ、其の間に葬儀の準備、山陵の經營などをなせり。大喪の制、治部省をして凶儀を掌らしめ、其の被官中に、諸陵、喪儀の二司ありて、此の後制度益備りぬ。さて天皇の崩御には、御葬の長官を始めとして、殯宮司、御裝束司、御窀司、山作司などの葬官を任じ、導師以下の役僧を定め、又文武百官及び天下諸國をして、素服哀を擧げしめたり。古來本邦の葬儀甚だ鄭重にして、其の弊漸く奢侈に流れしかば、孝徳天皇大化二年、桓武天皇延暦十一年、共に詔して厚葬を戒め、延喜式亦之を禁じぬ。されば、歷朝の大喪、皆薄葬を以て美事とし、朱雀帝以後に至つては、復山陵を起さず、或は御遺骨を一塔に藏め、以て山陵に擬し給ひしが故に、其の極、後世陵の所在をも詳にせざる者あるに至りし事、前述の如し。明應九年九月、後土御門天皇の土御門殿に崩せらるゝや、天下騷亂、王室疲弊を極めて、費用供せず、御死骸を瓶に收め奉りて、其の儘なる事四十日餘り、十一月に至つて、佐々木高頼の献金により、始めて僅に泉涌寺に葬るを得たりしぞ畏き。又我が國古代の葬送は、皆土葬なりしを、始めて持統天皇の大喪に、火葬を行はれ、次いで文武、元正、聖武の諸帝、亦佛式、即ち火葬を用ひられしより、歷朝多く之に倣ひ給ひしが、後光明天皇崩御の時、魚屋八郎兵衛、公卿

備、山陵の經營などをなせり。大喪の制、治部省をして凶儀を掌らしめ、其の被官中に、諸陵、喪儀の二司ありて、此の後制度益備りぬ。さて天皇の崩御には、御葬の長官を始めとして、殯宮司、御裝束司、御窀司、山作司などの葬官を任じ、導師以下の役僧を定め、又文武百官及び天下諸國をして、素服哀を擧げしめたり。古來本邦の葬儀甚だ鄭重にして、其の弊漸く奢侈に流れしかば、孝徳天皇大化二年、桓武天皇延暦十一年、共に詔して厚葬を戒め、延喜式亦之を禁じぬ。されば、歷朝の大喪、皆薄葬を以て美事とし、朱雀帝以後に至つては、復山陵を起さず、或は御遺骨を一塔に藏め、以て山陵に擬し給ひしが故に、其の極、後世陵の所在をも詳にせざる者あるに至りし事、前述の如し。明應九年九月、後土御門天皇の土御門殿に崩せらるゝや、天下騷亂、王室疲弊を極めて、費用供せず、御死骸を瓶に收め奉りて、其の儘なる事四十日餘り、十一月に至つて、佐々木高頼の献金により、始めて僅に泉涌寺に葬るを得たりしぞ畏き。又我が國古代の葬送は、皆土葬なりしを、始めて持統天皇の大喪に、火葬を行はれ、次いで文武、元正、聖武の諸帝、亦佛式、即ち火葬を用ひられしより、歷朝多く之に倣ひ給ひしが、後光明天皇崩御の時、魚屋八郎兵衛、公卿

有司の家に奔走し、火葬を廢して、先帝の淑慮に従はむ事を歎願し、號泣して退かず。朝廷其の篤志に感じ、其の實を土葬に、僅に其の式を火葬にしたまひしより、數代此の例を襲用せられしが、孝明天皇崩御の時、全く土葬式に復古せられぬ。因に云ふべきは、天皇服喪の事なり。天皇喪に遭ひ給へば、廢朝の事ありて、日數は親疎に従うて差あり。就中特に重きを諒闇とす。諒闇は信默の義にて、即ち謹慎の謂なり。こは御孝行の禮にて、一井十二月の間、服喪し給ふべきなれど、萬機の政は事繁くして、其の御暇なきにより、日を以て月に易へて十二日とし、さて御除服ありて、其の餘の月日は心喪に服し給ひ、一井の後に大祓を行ふ例とす。著服の間は、天皇別室に御し給ふ、是を倚廬と云ふ。

諒闇の年ばかり、哀なる事はあらじ、倚廬の御所の様など、板敷を下げ、簾の御簾をかけて、布の帽額荒々しく、御調度ともおろそかに、皆人の裝束、太刀、平緒まで、ことやうなるぞゆゝしき(徒然草八段)

第七章 宮城

宮城。内裏。紫宸殿。仁壽殿。常寧殿。貞觀殿。宣陽殿。

溫明殿。校書殿。清涼殿。其の他の殿舎。朝堂院。豐樂院。

宮城の沿革。里内裏。烏丸土御門殿。閑院殿。富小路殿。

東洞院土御門殿。

宮城

宮城第一圖は、一に大内裏とも、又みわらか、或はみやとも云へり。蓋しみわらかは、御在所、みやは御屋の義なり。上古の制は、如何なりけむ、今詳ならず。桓武天皇延暦十三年に至り、山背國葛野郡宇太邑の地に宮城を經營し給ふ、是を平安城と云ひ、結構規模大に備はれり。當時の制を案するに、宮城の地程は、東西三百八十四丈、南北四百六十丈に亘り、皇居を始めとして、諸官府殆ど皆此の内に在りき。其の主なる者は、内裏、朝堂院、豐樂院の三にして、此の外官省寮司棟を列ねて圍繞せり。宮城の門は四方に各三門にて、何れも重閣の構造なり。南即ち二條通には、朱雀、美福、皇嘉門、北即ち一條通には、偉鑿、達智、安嘉門、東の大宮通には、陽明、待賢、郁芳門、西の大宮通には、殷富、藻壁、談天門。就中朱雀門は宮城の正門にて、外遙に羅城門と相對し、内直ちに應天門に通ず。是等の諸門はまた諸國に令して

造らしめ、後門號に雅字を用ふるに及び、其の監造者の氏を雅字に充て、以て其の功を存せし者なり。但し朱雀と號するは、南方なるに依る。猶東に上東門、西に上西門あれども、規模も小に、屋根もなく、通常十二門外とす。

雨まことに降りぬなどか、こと御門のやうにあらで、此の土御門(上東)しも上もなく造り初めけむと、今日こそいと悪けれなど云ひて(枕草紙五)

左に先づ内裏朝堂院、豐樂院に就きて述べむ。

(一)内裏。内裏(第二圖)には、内、大内、大内山、九重、こののがさね、雲の上、雲居、禁中、禁裏、百敷、紫禁、紫の庭、よもぎがほらなど、異名甚だ夥し。

ふる歌に加へて、奉れる長歌、

壬生忠岑

(上略)この重ねのうちに、は、嵐の風も、聞かざりき、今は野山し、近ければ、春は霞に、たな引かれ、夏は空蟬、なきくらし、秋は時

雨に、袖をかし、冬は霜にぞ、せめらる、(下略)(古今集九)

建長二年九月十三夜の歌合に、

前中納言雅真

世を照らす、よもぎがほらの、月影は、秋津島根の、奥もくもらじ、(續古今集十二)

さて内裏外廻りの門を宮門と稱し、又中、重門とも云ふ、これ宮城門を外廓門と稱するに對せるなり。宮門は南に建禮、春華、修明の三門あり、東西に建春、宜秋、各一門あり、北に朔平、式乾の二門あり。内廻りの諸門を閑門と云ひ、四方各三門あり。南の中央なるを承明門と云ふ。閑門のうち中央に、南より北へかけて、(一)紫宸(二)仁壽(三)承香(四)常寧(五)貞觀)以上南向の五殿あり、東側に(一)春興(二)宜陽(三)綾綺(四)温明(五)麗景(六)宣耀)以上西向の六殿あり、西側に(一)安福(二)校書(三)清涼(四)後涼(五)弘徽(六)登華)以上東向の六殿あり。是等の殿後には、又何舎と云ひ何所と名づくる殿あり。又北の閑門外には、關林坊、其の外二坊あり。著しきは總べて指圖に註記せり。左に主なる建物に就きて述べむ。

(い)紫宸殿。又南殿とも、前殿とも稱す、南面第一の結構最も大なる者なればなり。類聚國史に、延暦十四年春正月庚午朔、廢朝、以大極殿未成也、宴侍臣於前殿。と見えたるは、去年遷都ありて、大極殿は未だ建築中なるを以て、朝賀は行はれざりしが、侍臣の賜宴は紫宸殿にて舉げられしなり。是に因りて考ふれば、遷都の始め皇居先づ落成せしを知る可し。さて紫宸殿は九間四面にて、東西九丈南北七

丈五尺なり。中央東西九間、南北三間を身舎とし、爰に宸座を設け、其の後に有名なる賢聖の障子あり、寛平四年巨勢金岡始めて漢唐の功臣の像を畫くと云ふ。南殿の賢聖の障子は、寛平の御時始めてかゝれけるなり、其の名臣と云ふは、馬周、房玄齡、杜如晦、魏徵自東、諸葛亮、遜伯玉、張良、第五倫、同管仲、劉禹、子產、蕭何、同伊尹、傅說、太公望、仲山甫、同李勣、虞世南、杜預、張華、自西、羊祜、楊雄、陳寔、班固、同桓榮、鄭玄、蘇武、倪寬、同董仲舒、文翁、賈誼、叔孫通、同等なり、此の人々の影をかゝれけり、彼の麒麟閣の功臣を、圖せられたるあとを、追はれけるにや、始めて色紙形に銘を畫かれたりけり、されば、道風朝臣の申文にも、七度けがせる由載せたり、其の銘何時の頃より畫かれずなりにけるにか、當時は見えず、色紙形のみぞ侍るめる、古今著聞集卷十一

但し中の間は、文龜即ち書を負へる龜の畫なり。裏面には、皆花鳥唐草を畫く。南廂の中央の間を額の間と云ふ、相間に古様を以て紫宸殿と書ける額懸ればなり。平治の亂に悪右衛門督信賴が、美しく出で立ちて、額の間に尻を掛けて居たりし事、平治物語(二)に見えたり。古くは尋常の公事を、此の紫宸殿にて行はる、

260969

仁壽殿

規定なりしを、大極殿荒廢の後、御即位大嘗會の如き大儀も、此處にてし給ふが恒となりぬ。殿前の南階は十八級にて、左右の腋には、左近櫻、始めは梅、右近橘あり。さて紫宸殿は村上天皇天徳四年に始めて焼けて、爾來火災に罹る毎に造營ありしが、後堀河天皇安貞元年焼失の後、全く荒廢せり。

(ろ)仁壽殿。又中殿とも云ふ。日本紀略に、天長元年十二月乙亥朔、皇太子參謁於中殿とありて、元は天皇の常に座しまし、殿なりしが、いつしか移りおはして、清凉殿を永く常の御在所と定められぬ。是より清凉殿を中殿とも云へり。さて仁壽及び其の北なる承香の二殿は、東西の庭に、梅、櫻、菊等、花卉を植ゑたれば、内宴御遊多く此處にて行はれき。右の紫宸、仁壽、承香の三殿は、南北相接し、檐宇相距る事、僅に二丈乃至一丈餘に過ぎずして、中間に露臺あり。蓋し露臺とは屋を施さざる板敷なり。

禁中
藤原範光

雲の上の露のうてなは、影近く、月をやどさむ、爲にぞわりける、正治二年百首
(は)常寧殿。元は皇后の常におはします所なりしかば、后町の稱あり。然るに

常寧殿

後世は、弘徽殿を御座所と定めて、移り給ひぬ。常寧殿は又五節殿とも云ふ、此處に五節舞行はるればなり。南庭最も廣く、立部を以て之を劃し、弘徽麗景二殿と相隔つ。

延長六年十月、女房常寧殿の御前に菊植ゑける時、詠み侍りける、
町尻の子

貞觀殿

おく霜の色は見えねど、菊の花、こむらさきにも、なりにける哉(玉葉集六)
(に)貞觀殿。元天皇の外政に對して、皇后の内政を聞き給ふ所、即ち後宮の正殿なり。されば一名中宮廳とも云ひ、又御匣殿(御櫛笥殿)とも稱す。蓋し御櫛笥、其の外後宮に關する文書を收めたる箱を置かるゝが、御櫛は特に婦人の重寶なれば、是を主として殿名に負せし者とぞ。後には衣服の裁縫なども此處にて成し、是に勤むる女房の長を、御匣殿別當略して御匣殿とも云へり。

因に曰く、御匣殿は禁秘物(上)に、是非女御更衣の儀……内藏寮外御服裁縫所也とある如く、御裝束裁縫の役なりしを、冷泉天皇の頃より、御侍妾の如き者となり、公卿の女は入内して、先づ御匣殿別當となり、さて女御に進みし例多し。元

宜陽殿

の御匣殿は、同書に、後冷泉院御時、賴宗公女候、其後絶無其人と見えたるが、御寢に侍する御匣殿は、鎌倉時代までもありきと見えたり。

御匣殿(太政大臣の女)の御腹の若宮(省仁)も、三つにならせ給へる、承明門院にて、御魚味聞しめしなどすべし、是も法親王がねにてこそは物し給はめ(増鏡末々)

(は)宜陽殿。又納殿とも稱して、累代重寶の御物を收藏する殿なり。母屋は即ち納殿にて、南廂に議所あり、大臣たち參集して公事を議し、除目などをも行はるゝ所とぞ。殿後に太子宿の一字あり、太子の直廬なり。

温明殿

(へ)温明殿。馬道を以て身舎を二分す。南部の身舎は、即ち八咫鏡を安置し奉れる賢所にて、女官内侍常に伺候す。江家次第(十)に、故院被仰云、内侍所神鏡昔飛上欲上天、女官懸唐衣奉引留、依此緣女官所奉守護也とあり。さて内侍所の御神樂は、温明殿と綾綺殿との間なる庭上にて行はれ、天皇臨御ありて、其の儀最も嚴肅なり。

此の大臣徳大寺公能は、若くより聲も美しくおはしまして……内侍所の御神樂の拍子取りなどし給ひけるも、細き御聲いとをかしくぞ侍りける(今鏡花散)

校書殿

(と)校書殿。文書を校する殿なるが故に、校書所西廂の南に在り。身舎は文殿と云ひ、校正せる文書、累代の書冊などを收む。彼の藏人は、元主として此の藏を掌れりしより、藏人所亦此の西廂の北にあり。校書殿の東北に弓場あり、賭弓を行ふ所にして、前に弓場殿を構ふ。賭弓には、射塚を安福殿の東南に築き、弓場と相距る事二十二丈六尺、禮畢りて之を壊つ。

清涼殿

(ち)清涼殿。天皇日常の御座所にして、公卿たちも出入し、后妃女官も参りあへば、物語草紙等に、此の殿の事最もよく見えたり。清涼殿(第三圖)は、一に中殿とも、又本殿とも云ひ、其の身舎は東西二間、南北五間、之を並御座と云ふ。此處に御帳臺を立て、御座をしつらひ、其の傍に大床子あり。天皇此の大床子に着き給ひて、御膳を聞し召す、但し此の御膳は正式の殿めしき方なれば、殿上人陪膳を仕う奉る。並御座の北を夜御殿とす、二間四面にて、此處にも帳臺あり、御東枕なり、陽氣を受く可きが故とぞ。帳の四隅の所に當り、天井より燈樓をつり下ぐ。

禁中

源家長

すべらぎの夜のおとの明方には、ほのぼののこるはるの燈火(正治二年百首)枕上に、劔墨案ありて、三種の神器の中の、劔と勾玉とを安置し奉り、皆覆あり。東廂南の方に石灰壇あり、床を石灰にてたゞき上げ、板敷と等しき高さにしたり。天皇毎朝沐浴の後、御衣を更めて、伊勢大神宮を遙拜し給ふ所にして、又内侍所をも拜せらる、蓋し地下に准じ給ひて、此處に御し給ふ者にて、其の儀甚だ殿なり。夜御殿の東に二間と云ふあり、佛菩薩の影像など掛けて、御祈念せられ、又護持僧の候する所とす。北に沿うて、弘徽殿、上御局、其の後に萩、戸、其の後に藤壺、上御局あり。弘徽殿局、及び藤壺局は、后妃等の上直伺候する所なり。蓋し弘徽殿は通常皇后のおはします所なるが、其の人清涼殿の方へおはしましては、此の室に物し給ふ例なるが故に、弘徽殿上御局の名あり。又藤壺は女御の曹司の名にて、常は其處に住む女御の、主上の御居間近く参上る時、此の室に伺候せらる、例なれば、藤壺上御局の稱あり。猶藤壺以外の女御等も、此處に侍候せしなれど、此の人にかけて名づけられたり。

藤壺、弘徽殿の上の御局は、程もなく近きに藤壺の方には、小一條の女御、弘徽殿

の方には此の后(安村上后)上りておはしましあへるをいと安からず思召して、
や静め難く座しましけむ、中隔ての壁に穴を開けて、のぞかせ給ひけるに(大鏡
師四補)

萩戸は天皇の常のおまし所なり。此名稱は、禁腋秘抄(清涼殿)に、萩戸の前に、小萩植
ゑたりとあれば、それより名づくるなる可し。又障子にも萩を畫けり。昔金岡
の畫ける馬形障子の馬が、夜な夜な離れて、萩戸の萩を喰ひければ、勅誼ありて、其
の馬を繋ぎたる體に書き改めたる時、放れずなりきなど傳説のある所なり(古今
著聞集十一)

禁中の心を、

後京極攝政前太政大臣

萩の戸の、はなの下なる、御溝水、千とせの秋の、かけぞうつれる(續千載集十三)
元來萩戸と云ふは、弘徽殿上御局より始めて、奥の室までをかけたる名稱なりし
を、表側の室を、弘徽殿の後の上直の局に宛てられしより、其の用につきて、弘徽殿
上御局と唱へしが、遂に本名の如くなり、奥の室にのみ萩戸の名は残りし如し。
又萩の戸の前なる布障子を、荒海障子と名づけて、手長足長など書きたり、其の

北裏は、宇治の綱代をかけり(古今著聞集十一)

などあるにても知るべし。又南の廂を殿上と云ふ、公卿殿上人等の昇殿侍候す
る所にして、昇殿許されざる者は、即ち地下なり。元來殿上は實際四間なれども、
南の方を六間に割りて柱を立つ、故に通常殿上六間と云ふ。上の戸の所に小葎
あり、即ち石灰壇と上の戸との間にある小窓にして、格子を懸く。天皇殿上なる
侍臣の振舞などを觀察せらるゝ所なりと云ふ。御物忌の日には、格子をおろし
て塞ぎ置く。

此の殿(時平)制を破りたる御装束のことの外に、めでたきをして、内に參り給ひ
て、殿上にさぶらひ給ふを、御門小葎より御覽じて、御氣色いと悪しくならせ給
ひて(大鏡時平)

さて殿上には、中央に臺盤三脚あり、四尺の臺一脚、八尺の臺二脚なり。其のうち
四尺なるを切臺盤とて、大臣の料とす。此の外奏杖、圍碁、彈碁、日給簡、日記の唐櫃、
鈴の綱などあり。奏杖とは文杖、又文挾とも號し、大方は白木なれども、殿上なる
は黒塗にして、長さ五六尺、端に金具あり、これに文書を挟みて、御前にさし出す料

なり。日給簡とは、長さ五尺三寸、弘さ上の方八寸、下の方七寸、厚さ五分の板にて、壁に立てかけ置き、殿上人の名を三段に記したり、上は四位、中は五位、下は非藏人なる由、禁腋秘抄に見えたり。名の下に紙を押して、上番の日數を書き、之を放紙と云ひ、其の日數を朔日ごとに奏聞するを、月奏と稱す。昇殿をさし止めて、此の簡より除名するを、削ると云へり。

罪科最も逃れ難し、早く殿上の御簡を削つて、關官停任を行はるべきかと、諸卿一同に訴へ申されければ、上皇大に驚かせ給ひて、忠盛を御前へ召して、御尋あり(平家物語の關時殿上)

鈴の綱とは、殿上の坤の角の柱にありて、校書殿の後へ綱を張りて、鈴を結び置ける者にて、藏人小舎人を召す時之を引く(禁秘抄に、是自二條院御時以後事也とあり)。蓋し小舎人は、殿上の南の方、土間を隔てたる校書殿の西廂に詰り居り、鈴の音を聞き付ければ、殿上の下まで参り、用務を承るなりけり。

貫主以下怪みをなして、空柱より内鈴の綱の邊に、布衣の者の候ふは何者ぞ、狼籍なり、とうとう罷出でよと、六位を以て云はせられたりければ(平家前)

又殿上の西の方、渡殿に馬形障子あり、はね馬の障子とも云ふ、東の方上の戸に向つて、年中行事障子を立つ。

仲國やがて寮の御馬繫がせ、女房の装束をばはね馬の障子にうち掛けて、今は定めて御寝もなりつらむ、誰しか申すべきと思ひ、南殿を指して参る程に、主上は未だよへの御座にぞ坐しける(平家物語小巻)

さて殿上に候はせ給ひ、年中行事の御障子の許にて、さるべき職事藏人などしてぞ、奏せさせ給ひ、又承り給ひてける(大鏡頼三)

此の外西の廂に、鬼間、臺盤所、朝餉間、御手水間、御湯殿、上の五室あり。鬼間は、南壁に白澤王の鬼を斬る圖を書けるに依りて、此の名ありて、白澤王は、禁秘抄階梯上に「可爲鍾馗像也」と云へり。此處には御厨子を立て、御膳の具を置く。又畫御座の南壁と鬼間の南壁との中間の柱を挟みて、櫛形の窓あり、女房など殿上を此處より見るとぞ。

又朝餉の方に人音のし、櫛形の穴に人影のしつるは何者ぞと宣へば、それには右衛門督住み候へば、其の方様の女房などぞ、かげろひ候ふらむ(平治一●光頼)

盃盤所は女房等の侍ふ所にて、それが食事の爲盃盤ありて、恰も男の殿上に於るが如く、女房簡、唐櫃、圓碁、彈碁を置く類、皆殿上に等し。朝餉間は、女房の陪膳にて、御膳を聞き召す所にして、これ略儀の御膳なり。

物なども聞しめさず、朝餉のけしき許り觸れさせ給ひて、大床子の御膳などは、いと遙に思し召したれば、陪膳に侍ふ限りは、心苦しき御氣色を見奉り歎く源

氏物語盃桐

御手水間は、天皇毎朝御湯殿にて、御湯を引かせ給ひ、此の間に移りて御手水參る所。御湯殿上は、御湯殿の事を掌る女官の侍ふ所なり。東には孫廂ありて、荒海障子、昆明池障子、鳴板などあり。鳴板とは踏めば鳴るやう、わざと打ち付けず、拜謁見參の者之を鳴らす故に見參の板とも云ふ。

光頼卿かやうに振舞ひ給へども、急ぎても出でられず、殿上の小蔀の前見參の板高らかに踏み鳴らして、立たれたりけるが、荒海障子の北、萩戸の邊に、弟の別當惟方の座しけるを招き寄せ平治物語一●光頼一●參内

又清涼殿より弘徽殿に渡る北廊を、黒戸廊と云ひ、又黒戸御所とも稱す。

其の他の殿舎

黒戸は小松の帝位に即かせ給ひて、昔たゞ人におはしまし、時まさな事せさせ給ひしを忘れ給はで、常に營ませ給ひける間なり、み釜木に煤けたれば、黒戸と云ふとぞ徒然草六段七十。

右の外、宣耀麗景登華、弘徽殿は、女御更衣、又は後宮奉仕の女房たちの曹司に宛てらる。殊に弘徽殿は、天皇の清涼殿におはしますやうになりては、此の殿を通常皇后、或はやんどとなき女御のおはする所としたり。又飛香舎藤壺、凝華舎梅壺、製芳舎雷壺、昭陽舎梨壺、淑景舎桐壺などの諸舎あり。壺とは、つぼまりたる地、即ち中庭を云ひ、飛香舎は舎前の庭に藤を栽ゑたる故の名、凝華舎は前庭に紅白の梅ありしを以て云ふ。

延喜の御時、飛香舎にて、藤花の宴侍りける時に、

小野宮太政大臣

薄く濃く、亂れて咲ける、藤の花、ひとしき色は、あらしとぞ思ふ拾遺集二

凝華舎の梅盛りなるを見て、詠み侍りける、前太政大臣

いろゝに、凝り咲く庭の、梅の花、いく世の春を、匂ひさぬらむ續後撰集一

梨壺桐壺も之に准へて知る可し。但し幾芳舎を雷壺と云ふは、淳和天皇天長七年七月、雷此の舎に震ひしより云ふ、一説に元雷鳴の時、天皇此の所に渡御し、瀧口等を召して、鳴弦せしめしによりて、名づけたりとぞ。是等の諸舎、或は皇太子の御在所とせし所あり、或は歌集勅撰の曹司となりし所もあり、或は大臣の直廬に充てし所もあるが、通常は女官たちの曹司とす。

(二)朝堂院。又八省院とも云ふ、八省百官の朝參、此處にて行はるればなり。大極殿を以て正殿とす。大極殿は東西十一間、南北四間、南面に各九級の石階三あり。其の後に小安殿あり、天皇大極殿臨御の折の便殿なり。正面には會昌門(中門)應天門(外廊門)あり。總べて外廊は廻廊の構へにして、廊中大極殿の左右に當りて高樓あり、東を蒼龍樓、西を白虎樓と云ひ、其の前なる壇を龍尾壇と云ふ。仁明天皇承和十二年正月、尾張源主が和風長壽樂を舞ひしは、此の所なり。應天門の前頭にも又兩樓あり、東を栖鳳樓、西を翔鸞樓と云ふ。何れも皆碧瓦朱楹にして、鸞尾屋上に煌き、結構華麗、國家の正朝なれば、規模宏大なり。さて朝堂院は、國儀大禮を行はるゝ所にして、昔は即位、大嘗會、朝賀など、此處にて行はれし事、前に

朝堂院

述べたる如し。

(三)豐樂院。朝堂院の西に在りて、節會等の饗宴を行はるゝ所なり。豐樂殿を以て正殿とす。豐樂殿は、東西十一間、南北四間、南面に石階三所ありて各九級、屋上亦鸞尾を置けるなど、製作大極殿によく似たり。其の東西に二樓あり、東を栖霞樓、西を霽景樓と云ふ。後に清暑堂あり、これ亦天皇臨御の便殿なり。内廊の正面には儀鸞門あり、外廊の正面に豐樂門あり、北に不老門あり。

以上述べたる殿舎門廊の設計は、桓武天皇の御代に創められて、嵯峨天皇の時に至り、悉く落成したりし如し。そのかみは、殿門などに漢振の名號完備せざりしを、嵯峨帝の朝漢學盛に行はれて、天皇はた文藻を好み給ひし故に、弘仁九年、更に殿閣及び諸門の號を選び、一々題額をも懸けられ、其の字は嵯峨帝宸翰を始めとして、空海、橘逸勢、小野美材等、一時の名筆に係れり。

大内十二門の類、南面三門は、弘法大師、西面三門は大内記小野美材、北面三門は、但馬守橘逸勢、各勅を承りて、垂露の點を下しけり、東面三門は嵯峨天皇書かせ坐しましけるなり、誠にや道風朝臣、大師の書かせ給ひたる額を見て、難じて云

豐樂院

宮城の沿革

ける、美福門は田廣し、朱雀門は米雀門と、略頰に作りて嘲り侍りける程に、やがて中風して、手ぬなゝきて、手跡も異やうになりけり、かゝる例恐れられけるにや、寛弘年中に、行成卿美福門の額の字を修飾すべき由、宣旨を承りける時は、弘法大師の尊像の御前に、香華の具を捧げて、驚覺して祭文を讀まれけり……此の門ども、或は焼失し、或は顛倒して、今は僅に安嘉待賢門のみぞ侍りける古今著聞集
能書
左に先づ内裏の沿革を述べむ。宮城落成より百餘年を経て、村上天皇天徳四年に内裏焼亡せり。火は左兵衛陣より起りて、折しも東北の風強く、火勢一時に延蔓し、歴代の重器多く焼燼して、慘狀を極めぬ。

天曆の御時、橘直幹が民部大輔を望み申しける申文を、草をば自ら書きて、小野道風に清書せさせけり、帝叙覽ありければ、依人而異事、雖似偏頗、代天而授官、誠懸運命など、述懐の詞を書き過ぐせるに因りて、御氣色悪しかりけり、人は是を恐れ思ふ所に、其の後内裏焼亡ありて、俄に中院へ行幸せさせ給ひけるに、代々の御渡物、御倚子、時簡、玄象、鈴鹿以下、もて参りたるを御覽じて、直幹が申文は、取り

出でたりやと、御尋ありける時の人々いみじき事にぞ申ける古今著聞集
四學
是を遷都後始めての火災として、爾後度々災ありき。當初こそ王室猶盛なりしを以て、其の度毎に概ね舊に依りて之を再造せしが、一條天皇の時に至つては、朝政漸く振はず、長保三年の火災後は、最早延暦の規模に堪へずして、殿舎の寸法を縮むるに至れり。何れの殿舎に於て、幾尺を減せしかば、今詳ならねど、紫宸殿の如きは、二間を減じて七間四面としたり、餘は類推す可し。白河天皇の時に至つては、國家疲弊し、近年紀綱益弛み、盜賊は公行し、皇居は頻に災して、永保二年の火災後は、又再造の力なし。然るに帝之を顧みず、天下に課して、新に鳥羽離宮を營み、遷都と疑はれし迄の大土木を起し、爲空しく十七年を経て、漸く堀河天皇承徳二年皇居造營始まりぬ。天皇一たび新宮に遷御ありしが、此の時の建築は頗る粗造なりしを以て、間もなく内裏を出で給ひき。されば爾後内裏は、たとひ時々修造ありても、其の功を奏せず、地震に倒れ、大風に顛りて、漸次破壊し、近衛天皇久安六年、大風により仁壽殿顛覆するに及び、全部殆ど荒廢に歸したり。久壽二年、後白河天皇即位す。入道信西宏才博覽、しかも時に遭はずして出家したりし

に此の御代には、いたく寵遇を受け、天下の事大小關せざるなく、舊儀古例の廢絶せるを興し、又大内朝堂院等を修造して、大に舊觀に復し、保元二年新造内裏へ遷幸せさせ參らせたり。

大内は久しく修造せられざりしかば、殿舎傾危し、樓閣荒廢して、牛馬の牧、雉兔の伏所と成りたりしを、一兩年の内に造畢して、遷幸なし奉る、外廓重疊たる大極殿、諸司、八省、大學寮、朝所に至る迄、華の棧雲の如く、大廈の構へ、成風の功、年を経ずして不日に成りしかども、民の煩もなく、國の費もなかりけり(平治一●信賴四●不快)二條、天皇平治元年、平治の亂ありて、藤原信賴等大内に據り、帝宥に六波羅に幸す。さる程に六波羅の皇居には、公卿僉議ありて、清盛を召されけり……頃中將實國を以て、仰せ下されけるは、「王事もろき事なければ、逆臣滅びむ事疑なし、但し、たまたま新造の内裏なり、若し回祿あらば、朝家の御大事たる可し、官軍僞りて引退かば、凶徒定めて進み出でむか、然らば官軍を入替へて、内裏を守護せさせ、火災なきやうに思慮ある可し」と仰せ下されければ(平治物語二●門軍)幸にして火災なかりしかど、爾後皇居は、概ね里内裏、又は其の他に在りて、事ある

時にのみ、大内に臨幸ありき。高倉天皇治承元年の大火は、建都以來未曾有の慘狀にして、大風の爲に焰火忽に飛蔓し、朱雀門、朝堂院、其の他諸官省を始めとして、公卿殿上人以下の第宅數千戸、さながら灰燼となれり。但し内裏は僅に免れしが、治承四年俄に福原遷都の事あり、間もなく還御せられしかど、次々に兵亂を以てし、大内は又荒廢せり。其の後幕府より修造せし事もありしが、後堀河天皇安貞元年火災の後、久しく造營なく、建武中興の時、其の勢に乗じて、俄に大内裏造營の事を計畫せられき。

今兵革の後、世未だ安からず、國費え民苦みて、馬を花山の陽に歸さず、牛を桃林の野に放たず、大内裏造らる可し。とて、昔より今に至るまで、我が朝には未だ用ひぬ紙錢を作り、諸國の地頭、御家人の所領に、課役を懸けらる、條、神慮にも違ひ、駭諭の端ともなりぬと、眉を顰むる智臣も多かりけり(太平記内裏造營大)されど其の功果さずして、永く荒廢に歸し畢りぬ。即ち内裏は、延曆造營の始より、安貞祝融の終まで、三十六帝、四百三十餘年を経たり。次に朝堂院の沿革を述べむ。朝堂院も度々燒亡せり。先づ清和天皇貞觀八

年、大納言伴善男、竊に火を放つて應天門を焼く、是造營以來初回の災なり(宇治拾遺物語大納言)。當時王政隆盛なれば、直ちに工事を始め、同十三年再造功成りぬ。其の後貞觀十八年大極殿災あり、小安殿、蒼龍、白虎樓などに延焼す。斯く災ある毎に、使を柏原陵に遣して、之を告げ奉りしが、其の告文を見ても、朝廷の最も朝堂院を重んじ、火災に遭うて、恐悚憂懼せられしを知るに足る。陽成天皇元慶三年造營落成し、慶賀の式を行はれぬ、是を大極殿第二回の造營とす。本朝文粹(九)に、善相公の、大極殿成命、宴詩序、菅家文章(二)に、大極殿成畢王公會賀詩あり。以て其の盛なりしを知る可し。其の後朝綱やうやう弛廢すると共に、時々の修理も行はれずして、荒れ行きし事は、大鏡(道長)に記せる、道長兄弟の大極殿、豐樂院、仁壽殿に夜行の話、又今昔物語(七)にある、西京人見應天門上光物語などにて、察す可きなり。後冷泉天皇康平元年、大極殿また焼亡す。此の火災は、内裏より朝堂院に延焼して、遺す所僅に應天門と栖鳳樓とのみ。當時奥州には前九年の亂ありて、朝廷多事の際なりしを以て、災後造營の事もなく、空しく歲月を経しが、後三條天皇英邁に座して、深く朝廷の衰微を慨き、直ちに勅して大極殿の造營を命じ給ひ

ぬ。延久四年大極殿に幸して落成の宴あり、文人に命じて慶賀の詩を献せしめ、雅樂寮歌舞を奏し、其の儀また盛なりき、是を大極殿第三回の造營とす。高倉天皇治承の大火は、宮城を延焼し、朝堂院全部も盡く烏有に歸せり。當時皇室既に衰ふと雖、大極殿は國家の正朝として、之を荒廢に委ぬべからざるを以て、更に造營の企あり、國充も定まりしを、未だ幾年ならずして、福原遷都あり、次いで源平の戦争となり、軍國事多く、其の造營遂に竣功せず。斯くて朝堂院は、延暦創建より治承回祿に至るまで、代は三十代、年は三百二十餘年を経たり。

終に豐樂院の沿革を述べむ。豐樂院は大極殿より後の造營にて、延暦十八年には未だ成らで、日本後紀に、延暦十八年春正月……壬子、豐樂院未成、功、大極殿前龍尾道上、構作借殿、葺以彩帛、天皇臨御、蕃客仰望、以爲壯麗。同廿五年に造宮職を廢したれば、其の間に落成せし者なる事は云へば更なり。思ふに大内裏造營の時、最終の建築なる可し。今昔物語(廿四)に、其の比飛彈の工と云ふ工ありけり、遷都の時の工なり、世に並なき者なり、豐樂院は其の工の起したれば、微妙なるべしとありて、有名なる、壽工百濟河成と、其の技を角せし事を記せり。果して此の良

工の建築とすれば、げに微妙なりしならむ。爾後時々修理ありしが、後冷泉帝康平六年、火災に罹りぬ。去んぬる康平元年、皇居朝堂院等の灰燼となりしより、未だ再造もなきに、此の度豊樂院亦焼亡せり。是より再建なくして、從來此處にて行ひし儀式は、朝堂院又は紫宸殿にて舉ぐる事となれり。即ち豊樂院は、延暦創營より、康平火災まで、二十一帝、約二百六十年を経たり。

里内裏

里内裏とは、皇城の外に別に設くる皇居を云ふ。村上天皇天徳四年の火災後、一時冷泉院に幸せしが、此の時未だ里内裏の稱あらざりき。圓融天皇貞元元年の焼失後は、一時堀河院に遷御す、是を里内裏の始めとし、又今内裏とも云へり。爾後内裏火災ある、又は方違、怪異等の場合には、必ず里内裏に移られ、降りては概ね里内裏にのみ御して、御即位等の大儀の時にのみ、大内裏に臨御ありき。さて里内裏にては、大内に模造せぬものとても、猶總べて内裏の稱を負せて呼ばれきと見えたり。

小一條院をば、今内裏とぞ云ふ、(主上の)おはします殿は清涼殿にて、其の北なる殿に(皇后は)座します(枕草紙三)

烏丸土御門殿

里内裏を大内に模造せられしは、鳥羽天皇の土御門内裏を造營ありしより始まりし者の如し。位置は土御門の南、烏丸の西なり。鳥羽天皇永久五年より、近衛天皇久安四年に至るまで三十年、鳥羽崇徳、近衛三帝の皇居たりき。

永治元年にや、御讓位近くなりての比、霜月十餘日、月面白かりしに、土御門内裏の南殿の御前に、明方までありて詠める、

忘れじよ、わするなとだに、云ひてまし、雲井の月の、心ありせば、(長秋詠藻下)

近衛帝康治二年、鴨河洪水して内裏を犯し、北陣より清涼殿の東庭にいみじく汎濫せし事あり。久安四年の炎上後、新造未だ落成せずして、大風の爲に仆れ、遂に竣功せざりき。

閑院内裏

高倉天皇の時、閑院殿を以て皇居となす。元は藤原冬嗣の第にして、二條の南西洞院の西に在り。其の林泉は、巨勢金岡の壘みし所とぞ。

閑院も此の大臣(基經)の御殿にてありけれども、其の殿をば御物忌の時などぞ渡り給ける、疎き人をば寄せ給はざりけり、親しき人々の限をぞ寄せ給ひて、閑なる所にせさせ給ひければ、それより閑院とは云ふなりけり(今昔物語廿六)

土御門天皇承元二年災あり。越えて四年順徳天皇建曆二年、後鳥羽上皇御製の指圖を下して、源實朝に仰せて之を造營せしむ。實朝即ち相模國を造營國と定めて、翌建保元年功成りぬ。増鏡(新守)に建保元年二月廿七日正二位せしは、閑院内裏造れる賞とぞ聞き侍りしとあり。閑院殿は固より大厦なれども、其の結構私第に過ぎざりしを、爰に建保の新造に至り、改めて大内に模造せしめられ、里内裏の中に、最も宏大にして、最も整備せる構造となりき。然るを後深草天皇建長元年また災上して、宮殿廊舎盡く烏有に歸せり。

二月一日(建長元年)の夜、常よりも九重の宮の内人少なにて、大方世も靜なるに、子の時ばかりに、閑院殿の二條おもての對より火出で來て、棟へ燃え出づる程にぞ、始めて見付けたる……承元に焼けにし後は、久しく此の四十餘年はなかりつるに、去年の冬御釜焼け損じて、又かく打續きぬるを、いと淺ましう思す(増鏡末の)建長三年に至つて、新造功を竣へぬ。此の役幕府、天下の諸大名、及び家人等に命じ、各其の分に隨ひ、殿舎廊屋牆垣等を分擔せしめ、造作鋪設一に先規に准じたり。爾來未だ幾年ならずして、正元元年賊火を内裏に放ちぬ。

同五月廿五日、閑院又回祿あり、最勝講の御裝束用途を、行事官が下人數多私用して、日は近くなる、如何にもすべきやうなくて、火を付けたる、未代の作法力なしと申しながら、不思議の事なり、其の下手人は禁獄せられたりしかども、云甲(後深草)斐なき事にてぞありし(五代帝王物語)

王室の式微、政道の壞亂、また甚しと云ふべし。其の後は造營せず。初め高倉帝の時より、爰に後深草帝に至るまで十代、約九十年に及びぬ。

富小路殿

爾後富小路殿を以て、皇居と定められぬ。位置は富小路の東、二條の北なれば、二條富小路殿とも稱し、冷泉の南に在るを以て、冷泉富小路殿とも云ふ。之より先建長元年、閑院内裏火わりし爲に、後深草天皇一時此處に遷御なりて、假皇居となりし事あり、此の時は前太政大臣西園寺實氏の私第たりき。

建長元年二月、前太政大臣の家に行幸ありて、暫し内裏(なり)に(なり)ける比、梅の花盛りに咲ける由聞しめして、人して結び付けさせ給ひける、
太上天皇

色も香も、かさねて匂へ、梅のはな、九重になる、やどのしるしに(續後撰集一)

花園天皇文保元年、又大内に准じて造營せられぬ、

今の内裏造り出されて、有職の人々に見せられけるに、いづくも難なしとて、既に遷幸の日近くなりけるに、玄輝門院（後深草）御覽じて、閑院殿の楯形の穴はまろく、ふちも無くてぞありしと仰せられける、いみじかりけり、是はえふの入りて、木にて縁をしたりければ、誤りにて、直されにけり（徒然草三十三段）

後醍醐天皇一たび隱岐に遷幸ありしかど、又還御なりて、建武中興の號令は此處より發し給へり。延元元年、足利尊氏關を犯し、富小路内裏遂に兵燹に罹りて焼亡せり。龜山帝より爰に至るまで七代、殆ど八十年なり。但し此の間、大覺寺流の天皇は、此處に御せざる事もありき、蓋し西園寺家は、北條氏と結托したればなりけり。

其の後南朝の天皇は、吉野に蒙塵し、足利尊氏東洞院土御門殿を以て皇居となし、北朝の帝を擁立す。此の殿こそは、實に今の京都御所の基礎にして、元中九年、後龜山天皇神器を後小松帝に讓るに及び、此の皇居始めて正統天皇の御所となり。降りて後土御門天皇より、正親町天皇に至る間は、皇室實に衰微を極め、宮

東洞院土御門殿

城の修理固より及ぶ所に非ず。京都は焦土と化し、内裏の牆壁頽れたりしに依りて、三條橋上より内侍所の御燈の光を望むを得しなど云ふも、此の程の事なり。正親町天皇永祿の末、織田信長京に入りて、先づ皇居を修む。天正三年には京中に命じて宮垣を築かしめ、爰に始めて皇居は回復の氣運に向ひぬ。

信長の時は、禁中の微々なりし事、邊土の民屋に異ならず、築地などは無く、竹の垣に茨など結び付けたる様なり、老人兒童の時は、遊びに往きて、縁にて土などねやし、破れたる簾を折節あげて見れば、人も無き體なり、信長知行など付けられ、造作など寄進ありし故に、少し禁中の居成しよくなりたり（老人雜話下）

豊臣秀吉信長の後を承け、大に内裏を修めて、其の面目を一新せり、即ち前田玄以を以て奉行とし、秀吉亦躬ら臨みて、其の工事を檢察し、天正十八年造營功成る。此の時皇居舊來の地盤を、東北に擴げて規模を大にし、始めて皇居の體裁を具へたり。徳川氏又漸々擴張し、度々の炎上新造の役に服し來りしが、殊に光格天皇天明八年の火災は、京都非常の變事にして、此の時天皇復古の欲慮あり、内旨を幕府に傳へ給ふ。老中松平定信、古典に通じて、識見あり、深く皇居造營に力を竭し

し事、總説に述べたる如し。寛政二年功成りて、之を寛政の造營と稱す。降りて孝明天皇嘉永七年(安政元年)又祝融に罹りしが、概ね寛政の例に依りて造營し、安政二年成れり。是實に幕府より皇居を造進せし最後にして、即ち現在の宮殿なり。今の御所東西三百八十一間、南北七百〇四間、皇居の東西百三十五間、南北二百四十六間。回顧すれば、東洞院土御門殿は、其の始め方四十丈の地なりしを、漸く擴張せられ、約五百年の中に、仙洞、女院宮、皇族、公卿等の宮殿邸宅、四面に相連り、以て現在の區域とはなりぬ。

第八章 都 府

平城京。桓武天皇の遷都。平安京の造營。右京の寂寞。白河の繁盛。平安京の東漸。上下兩京。應仁以後の荒廢。京都の恢復。

平城京

我が國古くは通常代毎に都を遷されしかば、嘗て規模宏大なる都府を見るに至らざりしが、持統天皇大和高市郡藤原にましまし、文武天皇又遷り給はず。是にて代ごとに遷宮する例は廢れて、後世大内裏の成立する前兆表れたりとも云

ふ可し。元明天皇も始めは藤原宮におはせしを、間もなく和銅元年遷都の詔ありて、方今平城之地、四禽叶圖、三山作鎮、龜筮並從、宜建都邑(續日本紀四)と宣り給ひ、同三年宮城街衢造營終りて移らる。其の規模唐の長安城の制に則り、全市を劃する事總べて九條、北に當り南面して宮城あり、朱雀大路を以て全都を左右兩京に區分し、玆に未曾有の壯麗なる大都府を見るに至れり。其の地は佐保川の西野にして、今の奈良市は其の洛東に當る。是なむ平城京にして、寧樂時代の文明は、實に其の英華を此處に開きしなり。

太宰少貳小野老朝臣歌

あをによし、寧樂の都は、咲く花の、にはふが如く、今さかりなり(萬葉集三) 然るを聖武天皇天平十二年、遷都の議復動き、平城宮の大極殿、其の外殿舎を毀ちて、山城相樂郡恭仁郷に遷されぬ。

悲寧樂京故郷作歌

田邊福麿之歌集中出也

立ち變り、ふるさ京と、なりぬれば、道の芝草、ながく生ひにけり、 なつさにし、奈良の京の、荒れ行けば、出で立つ毎に、嘆きし益(萬葉集六)

さて恭仁の新京を經營する事、凡そ四年。

澤田川

澤田川、袖つくばかり、淺けれど、はれ。淺けれど、恭仁の宮人、高橋渡す。

わはれ、そこよしや、たかはし渡す(催馬樂)

讚久邇新京歌

田邊福麿之歌集中出也

明つ神、吾が大君の、天の下、八島の中に、國はしも、多くあれども、里はしも、さはにあれども、山並の、宜しき國と、川なみの、立ち合ふ郷と、山背の、鹿脊山のまに、宮柱、太しき立て、高知らず、布當の宮は、河近み、瀬の音ぞ清き、山近み、鳥が音とよむ、秋されば、山もといろに、さを鹿は、妻呼びとよめ、春されば、岡邊もしいに、巖には、花咲きをり、あなわはれ、布當の原、あなたふと、大宮所、うべしこそ、吾が大君は、君のまに、聞し給ひて、刺竹の、大宮此處と、定めけらしも、萬葉集也

されど費用渾大にして、成功の望なかりしかば、更めて近江紫香樂宮を營まれし

が、議また變じ、遂に元の平城の都に歸り給ひぬ。

春日悲傷三香原荒墟作歌

田邊福麿之歌集中出也

三香の原、恭仁のみやこは、荒れにけり、大宮人の、遷り往ねれば、

咲くはなの、いろはかはらず、百敷の、大宮人を、立ちかはりぬる(萬葉集也)

即ち聖武天皇の尊樂の都を離れ給ひしは、一時の事たるに過ぎずして、此の都は、元明天皇より光仁天皇まで七代、七十餘年間の帝都たりき。

桓武天皇の遷都

されば最早復都を遷す可からざる者の如し。然るを桓武天皇位に即くに及び、容易く之を棄て、顧みず、延暦三年俄に山背乙訓郡長岡に遷都ありしを、未だ造營の畢るに及ばで、更に同十三年平安京に遷し給ひしは、大に理由なかる可からず。惜むらくは國史殘闕して、其の蹟不明なるが、思ふに奈良の朝には、崇佛營寺の政多くて、紀綱漸く弛み、國家の大業に至つては、之を度外に措き、又經綸の策略なかりき。光仁帝大に匡正し給はむの叡慮ありしを、惜むらくは其の登極春秋既に高く、未だ面目を新にするに至らずして崩御なり、其の大業蓋し桓武帝に待つ所あり。且つ奈良の地たる、大和にてこそ形勝の地なれ、日本全國に通觀す

れば、水陸の交通不便にして、さ許り好地に非ず。桓武天皇英明に座して、寧樂の都の到底萬乘を容る可き地に非るを看破せられ、更に新京を建て、元氣を一新し、以て大に經綸の業を行はむとし給へり。斯くて俄に長岡遷都の事ありしが、造營未だ半ばならずして、主任の謀臣藤原種繼賊矢に斃れ、事春宮に連り、國儲勳搖の變起りぬ。加ふるに長岡は、山崎の要塞に據り、淀川の津頭に接して、頗る好地なれど、區域狹隘にして、遂に帝王の都府に適せざりしかば、さてこそ更に平安京に遷都したまひしなれ。

平安京の造營

さて平安京(第四圖)の造營は、延暦十三年に始り、同廿四年に一先づ終りきと見えたり。委しくは今知る可からずと雖、十三年正月既に地を相し、三月新京を造營すべき詔あれば、造宮職は之と同時に設置せられしならむ。類聚國史、延暦十八年、和氣清麿薨去の記に、其の官職を記して、民部卿兼造宮大夫とあれば、長官は清麿なりしか。彼は平安遷都の首唱者なりければ、造宮職の長官となるも、故なきに非ず。延暦十五年坂上田村麿を木工頭に、菅野真道を造宮亮に任せられぬ。田村麿は武勳一世に冠絶し、真道は國家の故典に精通して、共に當時の名臣なり。

天皇の造營の事を重んじ、其の人を精選任用せられしを見るべく、加之天皇御自ら實地を巡行して、之を指揮監督し給へり。斯く上下鞠躬盡力したりしかば、約十年の間を以て、能く千古未曾有の大造營を成功するを得たり。さて其の位置は、葛野愛宕二郡に亘り、陰に背き陽に面し、所謂山河襟帶自然に城を成せる天下の要地にして、東山加茂川を左に控へ、西山桂川を右に擁し、以て其の位置を正し、廣さ南北一千七百五十三丈、東西一千五百〇八丈にて、周圍には築地あり、瓦屋なり、築地の内外に各溝あり。南面の中央には羅城門あり、平安城の正門にて、東西九間、南北二間、二重閣にて、屋上鷄尾を置く。南北を縦とし、中央に廣さ廿八丈なる朱雀大路を開き、大内裏の朱雀門より、羅城門に直通す。また朱雀大路の左を左京とし、右を右京とす、各之を九條に分ち、條を四坊に、坊を四保に、保を四町に分けたり、蓋し一町は方四十丈なり。南北に總べて三十三の縦衢を開き、京極、富小路、萬里小路、高倉、東洞院、烏丸、室町、町口(町尻)、西洞院、油小路、堀川、猪隈、大宮、櫛笥、壬生、坊城、朱雀大路、坊城、壬生、櫛笥、大宮、猪隈、堀川、油小路、西洞院、町口(町尻)、室町、烏丸、東洞院、高倉、萬里小路、富小路、京極、東西に總べて三十九の横衢を通す(一條、正親町、土御

右京の概況

門、鷹司、近衛、勘解由小路、中御門、春日、大炊御門、冷泉、二條、押小路、三條坊門、姊小路、三條、六角、四條坊門、錦小路、四條、綾小路、五條坊門、高辻、五條、樋口、六條坊門、楊梅、六條、左女牛、七條坊門、北小路、七條、鹽小路、八條坊門、梅小路、八條、針小路、九條坊門、信濃小路、九條。衢に大路、小路の別あり、大路は廣さ朱雀大路の外は、十七丈乃至八丈、小路は皆四丈なり。大内裏は一條と二條との間にあり、東西は共に大宮通なり。平安京の造營は、屏垣溝渠の微に至る迄、寸尺に定法ありて、苟且にせず、東西南北整然として、さながら碁局の如し。是亦長安城の制に依りて、斟定せられし者なり。さて平安京は、桓武天皇萬世不遷の帝都とし給へる者なれば、其の規模の宏大なる、其の制度の周密なる、實に空前絶後の名都なり。其の後數代は、王政隆盛の時なれば、政令能く行はれ、修理怠りなく、益壯麗なる都となりしかど、既に清和天皇貞觀八年五月、京中空閑の地を民に賜ひ、以て耕種せしめし事、三代實錄(三)に見え、又延喜式(四)に「凡京中不聽營水田、但大小路邊及卑濕之地、聽殖水葱、芹、蓮之類、不得因此廣溝、迫路、また、凡京中閑地者、不論貧富、量力播種、時營作、並加勸課、令盡地利」等の條あり。是等は多く右京の地を指し、者にて、右京殊に其の南部は、全く

白河の繁盛

規畫のみにて、遂に人烟稠密の市街とならざりしなり。天德以來皇居屢災し、天皇は別宮、又は外戚の家に御せり。其の地は概ね左京に在りて、わきて三條以北に多し。されば皇族、大臣、其の外時の權威家、争うて東北に居を營みたり。又地勢より見るも、西南は卑濕なるを、東北は高爽にして、鴨川の清流を帶ひ、東山の翠光に面し、固よりこの勝れる點あるを以て、漸く其の勢を偏重して、右京は自然に寂寥の郷となりぬ。圓融天皇天元五年(平安遷都を去る事百八十九年)の作なる、慶滋保胤が池亭記(本朝文粹二)に、當時の右京荒廢の實況を詳記せり。此の後藤原氏大政を楨にし、爲光の法住寺を、兼家の法興院を、道長の淨妙寺、法成寺を、賴通の平等院を營むなど、所々に土木を起して、公卿を使役し、國金を浪費し、次いで白河鳥羽の院政時代には、營寺の弊益甚だしく、白河院は白河仙院を離宮とし、其の中に法勝寺を起し給ひしより、堀河院の尊勝寺、鳥羽院の最勝寺、待賢門院の圓勝寺、崇徳院の成勝寺、近衛院の延勝寺、所謂白河の六勝寺並び興りしかば、國力之が爲に盡き、又白河院の鳥羽殿を創むる爲には、宮闕の火災後なるをも顧み給はざりき。かるが故に、佛寺離宮は其の美を増すと雖、平安京は愈荒廢に

歸せむとせり。此の時に當りて、白河甚だ繁華の巷となりて、爾來京、白河と併稱するに至りぬ。

文覺が庵室と、兵衛佐の館とは、ひげに近き程なりければ、藤九郎盛長を以て、先づ文覺が弟子に、相照と云ふ僧を招かれけり、即ち参りたれば、佐殿、遙に花の都を出されて、斯く草深き住居なれば、都の方も戀しかりつるに、何事どもか侍ると宣ふ、相照京、白河の有様より、藤氏、平家、前官、當職、公家、仙洞の事に至るまで、遙々と申しけり、源平盛衰記十九●文覺頼朝對面

高倉天皇治承元年の大火には、左京殆ど皆焦土となり、家々の日記、代々の文書、七珍萬寶さながら烟と消え畢りぬ。

去にし安元三年(治承元年)四月廿八日かといふ風烈しく吹きて、靜ならず、夜戌の時許り、都のたつみより、火出で來りて、いぬるに到る、果てには、朱雀門、大極殿、大學寮、民部省まで移りて、一夜が程に、塵灰となり、火本は樋口、富小路、池かや、病人を宿せる假屋より出で來けるとなむ、吹き迷ふ風に、とかく移り行く程に、扇を廣げたるが如く、末廣になりぬ、遠き家は煙に咽ひ、近きあたりは一向

平安京の東漸

焰を地に吹き付けたり、空には灰を吹立てたれば、火の光に映じて、遍く紅なる中に、風に堪へず吹き切られたる焰、飛ぶが如くにして、一二町を越えつゝ、移り行く、其のうちの一人、現心あらむや、或は煙に咽ひて仆れ伏し、或は炎にまぐれて忽に死にぬ、或は又僅に身一つ辛くして遁れたれども、資財を取らざるに及ばず、……人の營皆愚なる中に、さしも危き京中の家を造るとて、資を費し、心を悩ます事は、勝れて味氣なくぞ侍るべき方丈記續

次に福原遷都の事ありて、宮殿を撤し、屋舎を毀ち、淀川より難波に運び、之を兵庫に致す者、幾千萬なるを知らず、其の迹は皆荒墟となり果てたり。

大將此の女房を呼び出で、昔今の物語どもし給ひて後、小夜も漸う更け行けば、舊き都の荒れ行くを、今様にこそ歌はれけれ、

古き都を來て見れば、淺茅が原とぞ荒れにける、

月の光は、くまなくて、秋かせのみぞ、身にはしむ平家物語月見

未だ幾月ならずして、還幸ありきと雖、其の荒廢既に甚しかりき。初め白河に六勝寺建立せられ、次で平家は六波羅に居りて、殆ど鴨東の地を専らにし、後白河院

は、六波羅の南に、法住寺殿を營みて、壯觀を極め、承久以後北條氏兩六波羅を立つ。されば東山の麓、鴨河の東は、常に能く繁華を維持し、京都は東に遷り行きて、殆ど鴨河を中心とし、西は朱雀、東は東山を限るが如き形状となりぬ。

上下兩京

南北分争の際より、東洞院土御門殿皇居となり、次で足利義滿室町幕府を、室町頭に創營するに及び、幕下の諸條、各其の近傍に邸宅を構へしを以て、今や一條以外に擴張して、東北の隅繁華の巷となれり。爰に都會の狀益變じ、延曆經始の左右兩京は、轉じて事實上上下兩京となりぬ。さて室町幕府は、東西凡そ一町、南北凡そ三町、南面四足門あり、室町殿とも云ひ、花亭とも號し、又皇居に准じて花御所とも稱せり。義政の時に至るまで、七十餘年の府邸たりしが、此の間永徳(後圓融)永享(後花園)二回の臨幸ありき。

冬日侍行幸室町第同詠鶴有遐齡和歌

藤原雅親

ちざりおきて、猶萬代と、呼ばふらし、君待ちえたる、鶴のもろ聲、

藤原爲季

千代經べき、鶴をためし、の、此の宿に、君ぞみゆきの、年を重ねむ、室町殿行幸記

應仁以後の荒

後土御門天皇應仁以後、京都の荒廢は、又言ふ可き詞なし。細川、山名兩黨の兵、京中に亂入し、細川方は十六萬、山名方は十一萬と號し、煙塵十一年、全市殆ど皆薪土となりぬ。

計らざりき、萬歲期せし、花の都、今何ぞ狐狼の伏所とならむとは、たまたま殘る東寺北野さへ灰土となるを、古にも治亂興亡の習ありと雖、應仁の一變は、佛法王法共に破滅し、諸宗皆悉く絶え果てぬるを、感歎に堪へず、飯尾彦六左衛門尉一首の歌を詠じける、

汝や知る、都は野邊の、夕雲雀、あがるを見て、も、落つる涙は、應仁記三●格

京都の恢復

正親町天皇永祿の末、信長京都に入るに及び、離散せるを招きて、京都を再造し、爰に都會は始めて恢復の機運に向ひぬ。豊臣氏織田氏に代るに及び、更に全市を整理せむとて、前田玄以に命じて、其の事を掌らしめ、京中の佛寺を、京極の東側に移して、之を寺町と云ひ、以て市街の東を限り、又大に外廓を築きて、洛の内外を別ち、いたく京都の規模を弘めたり。されど此の時代より、街衢の本名を失ひし者多し。秀吉は又聚樂邸を營み、大佛殿を建て、天下の工匠役夫を召集し、諸

大名亦役を助けて、京都大に繁榮を致しぬ。徳川氏之を承け、元和以降海内昇平の氣運は、都邑富實の勢を猛進せしめ、次第に戸口増加し、四條の東にも新市街を立て、農耕の地忽ち人烟稠密の巷と變じ、全く今の形とはなれり。

第二編 官職位階

第一章 官職總説

官職。任官に關する成語。大寶の官制。大寶後の沿革。平安朝の四部官。其の官制。

官職は古くはつかさどと云へり。つかさとは萬葉集(四)に「佐保川の岸のつかさの柴な刈りそねありつゝも春し來らばたち隠るがね同(廿)に」足引の山谷越えて野づかさに今は鳴くらむ鶯の聲などある如く、小高き處を云ふ。其の語原は積み重なるなる可く、即ち高き所、目當等の意に用ひ、それより轉じて、官職の名稱ともなりし詞なり。さて官職を有する者はつかさびとまへつきみとね宮人など種々の名稱あり。つかさ人とは、官職をつかさどと云ふに依れる名稱にて、前つきみとは、天皇の御前に候ふきみの義なり。

十八年秋七月……到筑紫後國御木、居於高田行宮、時有
僵樹長九百七十丈焉、百寮蹈其樹而往來、時人歌曰、
朝しもの御木のさを橋まへつきみい渡らすもみけのさを橋景行紀

是に大の字を添へて、大前つ公とも云ひ、後には轉訛して、まうちぎみとも云へり。とねは、或は伴之部の約とも、或は殿寢の略とも云ひ、延喜式(下部)に「先是省率四位已下刀禰列立門外」とあり。宮人は宮仕人の義にて、是にも大の字を添へて大宮人とも云へり。

任官に關する成語

任官の事を除目と云ふ事、並に其の種類等は、既に第一編に述べたり。此の任官に關して、種々の成語あり。就中、聊説明すべきは、轉任と遷任と再任と復任と、停任と解官との區別なり。轉任とは官途の順序によりて進み轉ずるを云ひ、遷任とは諸司の官より諸寮の官に遷り、或は文官より武官に變り、或は地方官より京官になる類を云ふ。再任とは一たび職を辭して、再び元の官に任せらるゝを云ひ、復任とは父母の喪に遭へば、重服服解して官を解かれ、一年の間家居し、除服の折原職に復するを云ふ。停任とは過失などによりて、一時官を罷めらるゝを云ひ、解官とは何か犯罪ある時、又は其の他の事情によりて、長く官職を解かるゝを云ふ。後世之を詰めてけつくわんとも云ひ、闕官など字を宛てたり。事既に重疊せり、罪科尤も逃れ難し、早く殿上の御簡を削つて、闕官停任を行は

る可きかと、諸卿一同に訴へ申されければ、平家物語の(一●殿上)

此の外兼任は、物語文などには、かくと云へり。

昔中納言にて、左衛門督かけたる人侍りけり、上二人をかけてぞ通ひ給ひける

(任吉物語端)

猶延任、重任など云ふ事もあるが、是等は地方官の章(第七)にて述べむ。又老年に

及び官職を辭して引退するを致仕と云ひ、還叙令に、凡官人年七十以上聽致仕と見えたり。

大寶の官制

次に官職の沿革の大體を述べむ。孝徳天皇大化元年、唐の制度に依りて、官制を定められ、後來の世職世業の慣習を廢して、人材によりて官吏を登用する事となりぬ。續いて天智天皇の時、律令廿二卷を撰ばれしが、今傳はらねば知るに由なけれど、益官制も整ひしなる可し。次ぎて文武天皇大寶元年にも、律令を撰定せられて、神祇、太政二官以下、八百八官悉く完備せり。即ち當時の官制は、職員令に委しく見えて、後世の官制は、皆之を標準とせる者なれば、左に綱要を説かむ。神祇官。諸官の上に置く。

太政官。八省百官を管す。

一、中務省(中宮職、左大舍人寮、圖書寮、内藏寮、縫殿寮、陰陽寮、畫工司、内樂司、内禮

司)

二、式部省(大學寮、散位寮)

三、治部省(雅樂寮、立書寮、諸陵司、喪儀司)

四、民部省(主計寮、主稅寮)

五、兵部省(兵馬司、造兵司、鼓吹司、主船司、主鷹司)

六、刑部省(贓贖司、囚獄司)

七、大藏省(典鑄司、掃部司、漆部司、縫部司、織部司)

八、宮内省(大膳職、木工寮、大炊寮、主殿寮、典樂寮、正親司、内膳司、造酒司、鍛冶司、官

奴司、園池司、土工司、采女司、主水司、主油司、内掃部司、宮陶司、内染司)

警察武官には、

彈正臺、衛門府(隼人司)、左衛士府、右兵衛府、左馬寮、右兵庫寮。

地方官には、

左京職、東市司、攝津職、太宰府(防人司)、國司、郡司、軍團。

右の外、後宮、春宮、親王附きの官制、それぞれ整然と規定せられたり。又官吏に就きて、種々の方面より名稱を設けぬ。文官と武官と、京官(内官)と外官と、職事官と散官となどあり。中に就きて、職事官とは、職務あり位階ある者、散官とは、位階のみにて、別に職務のなき者、又散位とも云ふ。

又四部官と云ひて、普通は官を四等に分けて、長官、次官、判官、主典とす。長官は

其のつかさを總べ、次官は之を輔佐し、判官は役所を糾判し、主典は書記官なり。

又任官の法に、勅任、奏任、判任の別ありて、其の下を判補と云ふ。勅任とは、天皇直

ちに命じ給ひて、官に任する者にして、大納言以上、八省の卿、五衛府の督などなり。

奏任とは、太政官の奏聞によりて、任する者にして、内外諸司の主典以上等なり(但

し郡司は除外例とす)。判任とは、上奏するに及ばず、太政官の判断にて任する者

にして、郡司の主政、主帳などあり。判補とは、式部省の判断にて補する職にして、

舍人、史生、使部、等なり。

さて神祇官以下の事は、第二章より次ぎ次ぎ述ぶべけれど、防人、軍團は、後には

四部官、任官法

防人、軍團

其の制も破れし事なれば、爰に是を略述せむ。防人は前守とも書けり、崎守の義にて、西海道の要所を守る兵士を云ふ。防人を支配する役所は、即ち防人司にて、太宰府に屬す。防人は現役三年にて、交替の時には、國々より國府の官人引率して、西海道に下向す。之を防人部領使と云ふ、蓋しこゝりは事取りの義なる事、第一編にて述べたり。萬葉集(十)には、諸國の防人部領使の奉れる歌など、多く見えたり。

下總國防人部領使進歌

今日よりは、かへり見なくて、大君の醜の御猶と、出で立つ我は、

天地の神を祈りて、さつやぬき、筑紫の島を、さしていくわれは、

旅行きに行くと知らずて、あもしゝに言申さずて、今ぞ悔しき(萬葉集十)

軍團は、地方の急變に備ふる爲、諸國に置きし者にて、其の地樞要の如何によりて、大小中の三等あり。其の人數凡そ大は千人、中は六百人以上、小は五百人以下。大抵一國に二三團以上あれば、四五郡ほどに一軍團を置きし如し。さて徵發せられし兵士のうち、選拔せられて皇城を宿衛する者、及び邊要を守る防人を除く

大寶後の沿革

の外は、皆其の附近の軍團に編入せられしなり。

大寶令の官制は、右の如く備り居りしが、其の後世の變遷に従ひ、必要に應じて新に置かれし官もあり(所謂令外の官)或は不用となりて廢せられし官もあり、或は他の官に合併せられしもありて、平安朝となりては、頗る變遷を生せり。醍醐天皇の時、延喜式を發布せられしより後は、餘り廢置分合はなかりき。又此の時代にては、公卿殿上人、地下など云ひて、官人の階級を立て、後には攝家、清華、諸大夫とて、家筋によりて、官途昇進の規定を設けしにより、稍昔の世職世業の傾向となり。蓋し攝家は攝關たり得る家筋にて、清華は華族とも、英雄とも云ひ、大臣を先途とし、諸大夫は大納言まで昇進す。

中にも徳大寺殿は、一の大納言にて華族英雄、才覺優長、家嫡にてましましけるが、平家の次男宗盛卿に、加階越えられ給ひぬること、遺恨の次第なれ(平家一盛)故中御門藤中納言家成卿を、舊院大納言に成さばやと仰せられしかども、諸大夫の、大納言に成る事は、絶えて久しく候ふ、中納言に至り候ふだに、過分に候ふものをと、諸卿皆諫め申されしかば、思し召し止みぬ(平治物語信四不快)

武門政治の世となりては、従前の官職は、大方有名無實となりつゝ、別に大なる變更なくして、明治維新まで来れり。元來朝廷の官制は、實に整頓せるが如しと雖、元唐制に模倣せし者なれば、餘り繁雜にして便宜悪しく、實際は無用のもありき。之に反して、武家の職制は、真に必要なに應じて、置きし者のみにて、至つて簡易に、其の表面はとにかく、裏面は能く整備せりき。先づ平安朝の主なる官省の四部官を表示す可し。

四部官は、官省によりて文字を異にしても、何れも長官をかみ、次官をすけ、判官をじょう、主典をさくわんと通じ云ひて指支なし。

平安朝の四部官

主典	判官	次官	長官	四部官
史	祐	副	伯	神祇官
史外記	辨少納言	大中納言	左右太政大臣	太政官
録	丞	輔	卿	省
屬令史	允	助	頭	寮
屬令史	進	亮	正	司坊職署
疏	忠	弼	尹	臺
將曹	將監	中少將	大將	近衛府
志	尉	佐	督	衛門府
志	尉	佐	別當	兵衛府
典	監	貳	帥	太宰府
目	椽	介	守	國司
主帳	主政	少領	大領	郡司
軍曹	軍監	副將軍	將軍	鎮守府

其の官制

終りに次章以下に説明す可き、平安朝官制の目次を掲げて、今の官制との比較に資せむ。

神祇官。

太政官。

- 一、中務省(中宮職、大舍人寮、圖書寮、内藏寮、縫殿寮、陰陽寮、内匠寮)
- 二、式部省(大學寮)
- 三、治部省(雅樂寮、立書寮、諸陵寮)
- 四、民部省(主計寮、主稅寮)
- 五、兵部省(軍人司)
- 六、刑部省(囚獄司)
- 七、大藏省(織部司)
- 八、宮内省(大膳職、木工寮、大炊寮、主殿寮、典藥寮、掃部寮、正親司、内膳司、造酒司、采女司、主水司)
- 彈正左近衛府、右近衛府、左衛門府、右衛門府、左兵衛府、右兵衛府、左馬寮、右馬寮、左兵庫寮、右兵庫寮、檢非違使廳。

右京職、東市司、太宰府、國司、郡司。

藏人所。

院司。

春宮坊。

第二章 神祇官

職掌及び位置。四部官。神祇官代。

職掌及び位置

神祇官は、神祇の祭典を掌り、全國の官社を總管し、神主祝部を支配し、又御占の事などを職として、古來最も重きを置かれし官なり。職原抄(上)にも、以當官置諸官之上、是神國之風儀、重天神地祇故也とありて、此の官を第一とせしは、祭祀を以て政道の基とする古義に據りし者なり。其の位置は、宮城内郁芳門の南掖に在りて、劃して東院西院とす。長官以下の平常の事務は東院にて取扱ひ、祈年、月次、神嘗、新嘗等の諸祭には、諸司西院に來りて事を行へり。

其の長官は普通字音の儘にはくと呼ぶ。物語、歌集などに、只はくとのみある

四部官

は、皆此の神祇伯の事なり。

高御座の事具したる由職事申せば、やがて行幸あり……帳寮の役は、はくの三位の女なり(中務内侍日記伏見)

此の官昔は諸氏の人をも任せられしが、後朱雀天皇の時、花山帝の皇子清仁親王の御子延信王を、神祇伯に任せられてより、世々其の家の職となり、之を白川家と稱す。副以下は、中臣、齋部、卜部氏等が任せられたり。さて齋部氏は、古は中臣氏と相並びて權勢ありしを、藤原氏執政の世となりてより、漸く衰微し、後世に至りては、神祇官中遂に其の人なく、齋部代を設けて其の職を行はしむるに至りぬ。之に反して卜部氏は、後に漸次に勢力を増加し、はては白川家と神祇伯を相争ふに至れり。四部官の下には、神部、卜部などあり。神部は官内の雜事に携はる者、卜部は卜術優長の者を、伊豆より五人、壹岐より五人、對馬より十人取れり。祝詞などには、是に京都の卜部を加へて、四國の卜部と云へり。斯く依さし奉りしに、まに、聞しめす齋庭の瑞穗を、四國の卜部ども太兆の卜事を持ちて仕へ奉りて、悠紀に近江の野州、主基に丹波の氷上を齋ひ定めて、中

神祇官代

臣壽詞

中古以來朝綱の廢弛するに隨ひて、本官の用途は常に匱乏し、唯僅なる領地の收得などを以て之を補足し、又諸國の大社より年貢を奉らしめて、官中の用途に充てしが、政權武門に遷りてより益衰頽し、殿舎門壁は、年を逐ひて荒廢すれども、修理するに由なく、祭祀の日は、僅に帷舎を設けて、廳舎に代用せり。應仁以後は、頽廢愈甚しく、神祇伯忠富王、卜部兼俱と計りて、再興を企てしかど、其の事行はれずして、遂に吉田神社を以て、神祇官代とするに至れり。

第三章 攝政關白

攝政。關白。攝關の異名等。准攝政。内覽。

攝政

太政官の事を述ぶるに先だち、先づ云ふ可きは、攝政關白の事なり。攝政の攝と云ふ字は、字書に總也、代也とありて、天皇女帝、或は幼帝に代りて、萬機の政を總べ掌る職なり。此の職は、應神天皇未だ幼年の折、御母神功皇后が攝政せられしを嚆矢とす。降りては、推古天皇の御代に、聖德太子が攝政し、齊明天皇の時に、皇

關白

太子中大兄皇子(天智天皇)が攝政せし如く、古は皇后、皇太子の外には、攝政たりし例なかりき。然るに清和天皇九歳にして即位ありしにより、外祖父藤原良房攝政す。これを臣下の攝政たりし始りにて、爾後自ら職名となりて、藤原氏一門の官となれり。

關白の字は、漢書宣帝紀に、諸事皆先關白(霍光)然後奏御天子とあるに依る。天皇を輔佐し、萬機の政を行ふ職なり。但し攝政は幼帝の時の職にて、御元服後は、先づ攝政を辭し、後關白となる例なりき。官職難義に、攝政を辭し申さるゝをば、攝政復辟の奏と申すとあり。

殿の御前世を知り初めさせ給ひて、後帝は三代にならせ給ふ、我が御世は廿三四年ばかりにならせ給ふに、御門若うおはします程は、攝政と申し、おとなびさせ給ふ折は、關白と申し、おはしますに(榮華物語註)

始め光孝天皇の時勅して、凡そ奏すべき事、下すべき事、必ず先づ太政大臣藤原基經に諮詢せしむ、關白の實爰に萌芽す。宇多天皇の時、關白の名起りてより以來、藤原氏の極職となり、太政大臣以下、内大臣以上の本官を以て之を兼ねたり。後

には、道長の子孫のみにて、攝關を受け継ぐやうになり、鎌倉時代よりは、其の子孫が、近衛九條、二條、一條、鷹司の五家に分れて、是を五攝家と云ひ、交替に此の職に就き、以て徳川氏の季世に至れり。抑も攝關は、當初大に威權ありしを、院政時代にたりては、漸く衰へ、五家分立より以來は、殆ど實權を失へり。然れども、猶他氏の人、此の任に膺る事を得ざりしが、藤原氏ならずして、豊臣秀吉の關白に補せられ、之を秀次に傳へしは、實に歴代中の違例なり。併し又舊に復して、五家の外之を侵す者なかりき。

攝關の異名等

さて攝關は、正官に非ざるを以て、大方大臣の兼ねる例なるが、中には大臣を辭して、單に此の職に居る者もありて、殆ど正官の如くなれり。總べて攝關たる者は、藤氏長者を帶する例とす。攝關は古來、一の人、一の所、攝録、執柄、博陸、阿衡、大殿、太閤、禪閣等、種々の名稱あり。一の人とは、攝關は官の順序によらず、第一の座席に着くを以て云ふ。職原抄(上)にも、又執柄必蒙一之座之宣旨、故稱一人、又云ある如し、一座は首席の義なり。三條の帝位に即かせ給ひしに、父おとこの譲りにて、保元三年八月十六日、關白

になり給ふ、御年十六とぞ聞え侍りし、昔よりかゝきびははてなり給へる。人の是や始めにて座しますらむ、(今鏡五●藤初花)若く侍りし時より、優におはしますと、見奉りしみにしかば、世の中の一の所も、何とも思ひ侍らず、唯此の殿を頼み聞えてなむ、過り侍りぬ、(源氏物語手)攝録は、又攝録とも書き、録は統ふる義にて、日本書紀(推)にも、立麻戸豐聰耳皇子爲皇太子、仍録攝政とあり。即ち天皇に代りて、萬の政を統べ掌る意にて、音便にせらるゝとも云へり。

廿二日に、新攝政をやめ奉つて、元の攝政に成り返り給へり、攝録の詔書を下され、僅に六十日、そも春日大明神の御計なれば、然る可き事を云ひながら、見果てぬ夢とぞ思召しける、(源平盛衰記三十五●木)左大將の御父君は、内實のおとと聞えし、嘉元の頃俄にかくれ給ひにしかば、せうろくもしあへ給はざりしにより、今は只人にてこそいますべければとて、斯く争ふとぞ聞えし、(増鏡み秋)執柄は、政柄を執る義なる事は、云ふも更なり。博陸は、臣下にて攝關の始めと云

ふ漢の霍光を博陸侯と云ひしによる。阿衡は殷の官名取りて攝關の異稱とす。三公には列すれども、大將をば經ざる臣のみあり、執柄の息、英才の輩も、此の職を先途とす、信頼などが身を以て、大將を汚さば、彌奢りを極めて、謀逆の臣となり、天の爲に滅され候はむ事、争か不便に思召され、候ふ可き（平治物語 信一●信賴 信四●不快）かるが故に、北嶺は天子本命の伽藍なり、仍て朝廷輔危の計略を運らす、南都は博陸股肱の氏寺なり、須らく藤氏類家の淹屈を救ふべし（太平記 藤南都に送る）〔備考〕十訓抄（上）に、阿衡に就きて、橘廣相と藤原佐世との學問に於る門戸の争あれど、長くてえ引かず。

大殿は先きの攝關の謂なり。太閤は關白を辭して、其の子が關白となりし時の稱號なり。但し一條兼良の如く、在職中に太閤と云へるもあれど、違例なり。禪閣は出家せる太閤にて、禪定太閤の略語なり。又攝關の妻は、北政所と云へり、内政を取る義なり。攝關の母を大北政所とも、略して大政所とも云ふ。

斯くて關白は、百官を總べ、萬機の政を行ふ者なるが故に、實際關白ならずとも、權力いみじき者を關白と呼びし例もあり。例へば、中納言藤原顯隆が、白河法皇

に、寵せられて權威あり、夜常に入りて侍し、云ふ所多く聞かれければ、時人稱して夜關白と云ひしが如し。猶法師關白、平關白も、此の例なり。

又顯隆の中納言と云ひし人、世には夜の關白など聞えしも、辨に成さむと思ふに、詩作らでは、いかいならむ、四韻詩作る者こそ辨にはなれと、仰せられければ、驚きて好みなどせられけり（今鏡 二●浦釣）

成就院の寛助僧正までなりて、鳥羽院の御時は、生佛と思召しければ、世を我儘にして、法師關白とまで云はれ給ひけり、いみじかりける人なり（十訓抄 下）平大納言時忠卿は、女院の御兄におはしける上、主上の御外戚にて、内外に附たる執權の臣とぞ振舞ける、叙位、除目偏に此の卿の沙汰なりければ、世の人は平關白とぞ申ける（源平盛衰記 三●高倉院 卷）

准攝政とは、天皇御成年後も、病氣或は他に事情ある時、政務儀式のうち或部分を、攝政に准じて行ふ可き旨、宣旨を下されし者にて、一定の職名に非ず。例へば、藤原道長が内覽なりし時、三條帝不例なりしかば、攝政に准じて叙位、除目を行ふ可き由、宣下せられしが如し。蓋し三條帝は、成人の後即位せられしかば、固より

准攝政

攝政なく、又關白を置かざりしに因れり。後には攝政を辭して、關白となりし時、之を重んじて、猶准攝政の宣旨を下されし事あり。高倉天皇の時、關白藤原基房を、准攝政にもなされし類にて、成人の御時、攝政を返し奉られて、關白と申す也。猶かみとして、しやうじ申さるゝ故、准攝政の宣下など申す事あり、猶重くし申さるる儀也。官職難義にも見えたり。

内覽

内覽は、太政官より文書を奏下する前に、内見する役にて、攝關は大抵内覽の宣旨を下されたり。又たとひ攝關ならずとも、内覽の宣下のみありしもありて、攝關と同じく、萬機の政を執り行ひし者なるが故に、雜史等には、天下執行の宣旨給はるなど書けり。

宇治左大臣頼長と申すは、知足院禪閣殿下忠實公の三男にておはす、……久安六年九月廿六日、氏長者に補し、同七年正月十九日内覽の宣旨蒙らせ給ふ、攝政關白を開きて、三公内覽の宣旨是ぞ始なると、人々傾け申されけれども、父の殿下の御計ひの上は、君も強に仰せらるゝ仔細もなし（保元物語 謀叛 新院御）我が失せ給ひし時、御病重くなる際に、内に參らせ給ひて、おのれ斯く罷りなり

て侍ふ程、此の内大臣伊周の大臣に、百官並に天下執行の宣旨給ふ可き由、申し下さしめ給ひて、我は出家せさせ給ひてしかば、此の内大臣殿を關白殿として、世の人集り參りし程に（大鏡 道隆）

藤原道長の如きも、一條、三條兩代、廿二年間は内覽にて、三條帝の末長和四年、准攝政となり、翌年後一條帝の御即位ありて、始めて攝政となりしなり。後世には、關白を辭して後、内覽元の如しの宣下を蒙り、當職の關白以外に、内覽たりし者あり、二條良基の如し。

第四章 太政官

位置及び職掌。太政大臣。左大臣。右大臣。三公三槐。内大臣。大臣の名稱。准大臣。大納言。中納言。參議。封戸職田。少納言。辨。外記。史。太政官の三局。

太政官は官のつかさとも云ひ、又支那の官名に宛て、尙書省、關省とも云へり。其の位階は、朝堂院の東宮内省の西にて、其の構造、他の諸官衙に比すれば宏壯に

位置及び職掌

太政大臣

して、中世以後は、即位及び大嘗の式をも、此の應にて行はれし事前、前に述べたる如し。其の職掌は、八省百官を總べ、天下の大政を統理する官にて、恰も今の内閣に同じ。

(一)太政大臣一人。最高の官にて、天皇の御師範となり、四海に儀表たる人にて、職員令に「无其人則闕」とある如く、闕の官と云ふ者なり。古くは臣下の、太政大臣たりし者は、一人もなくして、藤原不比等の如きも、薨去後に太政大臣を贈られしなり。彼の惠美押勝が大師(太政大臣の改稱)となり、弓削道鏡が太政大臣禪師となりし如きは、亂政の際、全く君寵によりし事なれば、固より例外たるに過ぎず。平安時代となりて、文徳天皇の朝、藤原良房が始めて之に任せられてより、藤氏引續き此の官に就き、後には他家の人も任せられたり。此の職を勤めたる者は、特に待遇も異なりて、薨去後は諡を下されぬ。良房を忠仁公、基經を昭宣公、忠平を貞信公と云ふの類なり。さりながら、出家せし者には、其の沙汰なかりき。兼家、道長、頼通などは、皆出家せしが故に、諡なし。又太政大臣の事を、相國とも、大相國とも云へるは、支那の官名に當てたるなり。

左大臣

佛御前は、髮姿より始めて、みめ貌世に勝れ、聲よく、節も上手なりければ、なじかは舞は損すべき、心も及ばず、舞ひすましたりければ、入道相國舞に愛で給ひて、佛に心を移されけり(平家物語一王)

(二)左大臣一人。太政大臣は別に職掌なく、闕の官なるが故に、太政官の政務は、左大臣總裁す。されば、左大臣を「一の上」とも云ふ。職原抄(上)にも、官中事一向左大臣統領之、故云「一上」と見えて、こは「一の上」の略語とぞ。蓋し上卿とは、禁中にて何か事ある時の奉行にして、大臣、納言などが勤むる例なり。

又禁中陣頭にて、公事を行はせ給ふ時、外記、官吏等を諫めさせ給ふに、過たぬ次第を辨へ申せば、我が僻事と思召す時は、忽に折れさせ給ひて、御怠狀を遊ばして、彼等に給ふ、恐れをなして給はらざる時は、我がよく思召す怠狀なり、只賜はり候へ、「一の上」の怠狀を、以下の臣下取傳ふる事、家の面目に非ずや」と仰せられければ、畏りて給はりけるとかや(保元物語一●新院立御)

(三)右大臣一人。職掌は左大臣と同じ。左大臣の缺けたる時、或は事故ありて、出仕せぬ場合などには、太政官の政事を總裁す。此の故に、左大臣が關白などの

右大臣

三公三槐

時には常に右大臣が政務を執りぬ。

太政大臣と左右大臣とを總稱して三公とも三槐とも云へり。三公とは支那に大師、大傅、大保を三公と稱せしに據る。職原抄(上)に三公者象天之三台星也とあるは、即ち紫微星を天帝として、其の傍に、虛精、陸淳、曲順の三台星ありと云ふ天文より出でし者にて、斯く三台星に配當せしより、三公を星の位とも云へり。

大將になり侍りし頃、俊成入道の申しおくる、

雲の上や、近きまもりとなりぬれば、星の位も、うたがひぞなき(林下集下)

三槐も支那の故事によりし者にて、又職原抄(上)に三槐者、周世外朝植三槐、三公班列其下とありて、槐を植えて、其の下を三公の位置と定めしより、稱號となれり。

内大臣

(四)内大臣一人。職掌左右大臣に同じ。左大臣も右大臣も出仕せぬ場合には、内大臣代りて政務を總べ掌れり。此の職は、古く大寶令以前にありて、左右大臣の上位に位し、中臣鎌足之に任せられしを、其の後廢せられて、令にはなく、光仁帝の御代より再び置かれ、藤原良繼是になりしが、昔の内大臣とは異なりて、左右大臣の下に位する事となりぬ。又此の官を、數の外の大臣とも、かけ靡く星とも云へ

り。數の外の大臣とは、員外大臣の義にて、令撰定後三公の外に、此の大臣を置きし故に云ふ。影靡く星とは、内大臣は員外の大員なれど、三台星に配當せられたる三公に、轉任す可き官なるが故に、三公に靡く大臣の義なる可し。

建保二年内大臣家百首祝

藤原有季朝臣

代を照らす、かけ靡く星の、位山、なほさかゆかむ、末もはるかに(夫木集三十)

さて大臣を古くは、おほいまうちぎみ、おほいどの、おといなど云ひ、又支那の名稱を借りて、運府、槐門、相府など書けり。先づおほいまうちぎみは、おほさまへつぎみの訛なり、まへつぎみは、既に述べたる如く、天皇の御前に候ふ公の義にて、大臣を他の臣下と區別する爲に、大と云ふ美稱を冠らせたるなり。太政大臣は、猶此の上に、大を添へて、おほさまおほいまうちぎみと云ひ、左右大臣も此の例にて、左のおほいまうちぎみ、右のおほいまうちぎみとも呼べり。

染殿の后のお前に、花瓶に櫻の花をさゝせ給へるを見

て詠める、

先のおほさまおほいまうちぎみ

年ふれば、齡は老いぬ、然はあれど、花をし見れば、物思ひもなし(古今集二)

大臣の名稱

おほいどのはおほきとのの音便にて、大殿の義なり。おといも亦同じく、太政大臣をおほきおとい、左大臣を左のおといなど云ふは、常の事なり。

此のおといは……真信公よりは、御兄に當らせ給へど、卅年まで、大臣になり後れ給へりしを、遂になり給へれば、おほきおほいどのの御よろこびの歌

おそくとく、遂に咲きぬる、梅の花、誰が植ゑ置きし、種にかあるらむ(大鏡仲平)

蓮府は王儉の故事により、槐門は三公を三槐と云ふに基く。

想夫戀と云ふ樂は、女男を戀ふる故の名には非ず、本は相府蓮、文字の通へるなり、晉の王儉大臣として、家に蓮を植ゑて愛せし時の樂なり、之より大臣を蓮府と云ふ(徒然草三二段)

如何に況や、先祖に未だ聞かざりし太政大臣を極めさせ給ふ、所謂重盛が無才愚闇の身を以て、逆府槐門の位に至る(平家物語數二則)

相府は丞相府の略語にて、左右大臣を、左相府、右相府と云ひ、略して左府、右府とも云ひ、又丞相に添へて、左丞相、右丞相とも云ふ。丞相はもと支那の官名なり。

況や昔は殿上の交りをだに嫌はれし人の子孫ぞかし、今は……父子丞相の位

准大臣

に至り、兄弟將相の榮を並べたり、末代と云へども、不思議なりし事どもなり(源平盛衰記一●一族)

(五) 准大臣。是は大臣に昇進すべき人が、大臣に闕官なくて、暫しの間任せらるる事能はぬ時、准大臣の宣旨を下して、出仕せしむる者にて、固より正官には非ず。又歴朝の間、此の官に居りし者も、極めて少し。是を儀同三司と云ひしは、一條天皇の時、藤原伊周、准大臣となりて、儀三司(三公)に同じとて、斯く自稱せしに因れり。元來儀同三司とは、支那にて位階の名稱なれば、原義とは全く異なり。

中關白通ひそめ侍りける頃

儀同三司母

忘れじの、行末までは、かたければ、今日をかぎりの命ともがな(新古今集三十一)

(六) 大納言。大寶令には、四人を定員とせしを、後増減あり。既に文武帝慶雲二年に二人とし、宇多帝の時、正二人、權一人とせしが、漸次に權官増加して、高倉帝の時には、十人にもなり、後鳥羽帝の時より、六人と定められぬ。斯く人數多ければ、平大納言、藤大納言など、氏を付けて呼び分け、新任の者は、新大納言、最も故參なるを、一の大納言と云へり。權大納言の事は、數より、外の大納言、數の外の大納言な

大納言

どとも書けり。さて大納言の職掌は、大臣と共に天下の政事を議し、又天皇の仰の可なるを勸め、否なるを止め、下よりの言を奏上し、上よりの言を傳達するが故に、天下喉舌の官とも云ふ。元來納言と云ふ名義も、令義解(職且)に「納言於上、宣上言於下也」とありて、奏宣の謂にて、倭名抄(五)にも、此の職を、於保伊毛乃萬宇須豆加佐と訓めり。又大納言を亞相と云ふは、丞相に亞ぐ意にて、大臣に次いで、公事を行へばなりけり。

少將は、我が身の少し寛ぐに付けても、父いがか成り給ひぬらむ、か許り暑き折節に、装束も寛げ給はず、狭き所にこそ、押籠め奉りたるらめと、心苦しさに、大納言の事は、いか聞しめしつると問ひ給へば、宰相は、一筋に御事をのみ申しつれば、亞相の御事までは、心も及ばずと答へ給ふ(源平盛衰記六●丹波少將並)

(七)中納言。職掌は大納言と同じく、大納言の副とも云ふ可し。令外の官にて始め、大納言の定員を、二人に減せし時、慶雲二年、三人の中納言を置き、是も後に權官出來て、漸次に人數増加せしが、後鳥羽帝の時より、八人に定められぬ。さて此の官に任せらるゝには、五つの途あり。即ち參議、大辨、近衛中將、檢非違使、別當の

中納言

中、何れか一つを勤めし者か、又は攝關の子息か、通常、任せられて、此の外の者は、中納言たる事、むつかしかりき。又中納言の事を、黃門と云ふ。是は支那の職名にて、元は宮門の圍が、黃色なるにより、黃門と云ひ、黃門の内にて、官吏は事を執るが故に、官吏の名稱なるべきが、我が國にては、特に中納言を黃門に當てしなり。徒然草(二九段)に、四條黃門、東野州閑書に、京極黃門など見えたり。

參議

(八)參議。借字にて、三木とも書けり。官中の政を參議する義にて、是も令外の官なるが、大寶令撰定の後、間もなく設けられぬ。即ち大寶二年、大伴安麻呂、粟田真人、高向麻呂等をして、朝政を參議せしむ、是ぞ參議の嚆矢にて、嵯峨帝の御代より、八人と定まれり。さて參議は、大臣納言に次いで、重き職なれば、十分の資格なくば、之に任せらるゝ事難し。資格に七つの道あり、藏人頭、大辨、近衛中將、年勞ある左中辨、天皇の師たりし式部大輔の五官の中、一つを勤めし者か、五國の國司を、無事に歴任せし者か、或は三位の位階を有する者かより任せり。

六條の修理大夫顯季と云ひし人、世の覺えありておはせしに、敦光と云ひし博士の、など殿は宰相參議には成らせ給はぬぞ、宰相になる道は、七つ侍るなり、中

に三位に座すめり、又五國治めたる人も、なるとこそは見え侍れと云ひければ、
 顯季もさ思ひて、御氣色とりたりしかば、それも物書く上の事なり」と仰せられ
 しかば、申すに及ばで止みにきとぞ、云はれ侍りける(今鏡二●釣せ)
 又參議の事を、宰相とも、相公とも、八座とも、やくらのつかさとも云ひ、又權參議、准
 參議、非參議と云ふ者もあり。宰相は元大臣の唐名なるが、參議は朝政を參議す
 る事、大臣と等しきを以て、特に參議の名とす。參議は公文書などに署名する時
 書く例にて、普通は宰相と云へるが多し。但し八人もありて、紛はしきに因り、源
 宰相、平宰相、新宰相など云ひ、近衛中將を兼ねたる者は、宰相中將と云ふ。相公は
 宰相公の略稱なる可く、小野篁を野相公、大江善人を江相公、橘廣相を橘相公、三善
 清行を善相公など云へる、皆參議たりしなり。八座は參議八人あるより名づけ
 し者にて、文德實錄(齊海三)藤原諸成の傳記に、恨不登八座而遽然頓逝とあれば、少
 くとも既に其の頃より云へるを見る可し。やくらのつかさは其の訓なり。
 六月(元弘)五日の暮程に、東寺まで臨幸成りければ、武士たる者は申すに及ばず、
 攝政、關白、太政大臣、左右の大將、大中納言、八座、七辨、五位六位、内外の諸司、醫陰の

兩道に至るまで、我劣らじと、参り集りしかば、車馬門前に群集して、地府に雲を
 布き、青紫堂上に陰映して、天極に星を列ねたり(太平記十一)
 いぬる應徳の元の年の夏、みな月の廿日餘りのころは、ひやくらのつかさに備
 りて、五日の暇もさまたげなし(後拾遺集序)
 權參議、准參議は、權大納言、准大臣など云ふ權准と同じ類にて、一時の者たりしに
 過ぎず。非參議と云ふに三種あり。(イ)三位以上にて、未だ參議たらぬ者(有職同
 說中)(ろ)四位にても、一たび參議となりし者、即ち前官の參議(上)は四位にても、參
 議に任せらるべき資格を有する者、是なり。
 なま中の上達部よりも、非參議の三四位どもの、世の覺え口惜しからず、元の根
 ざし賤しからぬが、安らかに身をもてなし、振舞ひたる、いとかはらかなりや(源
 氏物語木)
 さて參議以上は重職なれば、特に封戸、職田など云ふ俸祿を賜りき。封戸は、御
 封とも云ひて、戸口を賜り、地租の半及び其の外の貢賦を、悉く所得とす。其の額、
 太政大臣は三千戸、左右大臣は二千戸、大納言は八百戸、以下差等あり(令)。

封戸職田

年も還りぬ、寛弘七年とぞ云ふめる、よろづ例の有様にて、過ぎもていくに、帥殿は、今年となりては、いと御心地重りて、今日や今日やと見えさせ給ふ、何事も月頃し盡させ給へれば、今はいかいす可きと思し歎き、さるは一昨年よりは、御封なども、例の大臣の定に得させ給へど、國々の守も、抄々しく、すがやかに奉らばこそあらめ、いとほしげなり(榮華物語花初)

後に賜封の制弛みて、國を給ふ例となり、除目に國司の官を賜りぬ、所謂年官(年給にて、其の体祿を得たり。職田は職分田とも云ひて、田地を賜る、太政大臣は四十町、左右大臣は三十町、大納言は二十町、以下差等ありき(令))。

少納言

(九)少納言(三人)。詔勅宣下の事を司り、内印(天皇御璽)外印(太政官印)を取扱ひ、小事を奏宣す。此の官に任せられたる者は、中務省の侍従を兼帶する例なれば、其のかみは要職なりしを、嵯峨天皇の時、藏人出来てよりは、殆ど職權なきに至りぬ。
(十)辨。左右大辨各一人。左右中辨各一人。左右少辨各一人。

左大辨は、中務、式部、治部、民部の四省を管轄し、故に此の四省を、左辨官と云ふ。右大辨は、兵部、刑部、大藏、宮内の四省を支配す、此の四省を、右辨官と云ふ。倭名抄(五)に

辨

は、辨を於保止毛比と訓めり。ともひの義は、萬葉集(三)に御いくさを、あともひ給ひとある、あともひにて、率ゐる事、即ち八省を統率する義あり。中少辨の職掌も大辨と同じきが、是は文筆に携はれば、學才ある者を任じたり。昔は左右中辨の中に一人、左右少辨の中に一人、權官を置き、左右大辨を合せて、八辨と云ひし事もありしを、後には左中辨にのみ、權官を設けて、七辨と云へり(參議の所に掲げた例)。又正官の、左右の大中少辨を、六座と稱しき。

花山院の折に、惟成の辨を、入道殿一條院にわたりて、元の如く六座にてつかはむと、仰せられけるを、だに、我が君に仕う奉りし事の、それに付けても、思出でられぬ可ければ、つかさ位を捨て、法師になりにつむ(讚岐典侍日記下)

總じて權官のある階級は、直ちに正官に就くは、困難なりきと見ゆ。
さて帝(後三)位に即かせ給ひて、後(藤原)左中辨に加へさせ給へと申しければ、露ばかりも、理なき事をばすまじきに、いかで斯かる事をば申すぞ、正左中辨に始めてならむ事、あるまじき由、仰せられければ(今鏡司五)

又關省は、前にも云へる如く、太政官の唐名なるを、後には辨官の事を、關省とも關

臺とも云へり。

彼の俊基(藏人右)は、累葉の儒業を繼いで、才學優長なりしかば、顯職に召仕はれて、官階臺に至り、職職事を司どれり(太平記一●俊基)

外記

(二)外記。大外記二人。少外記二人。

大外記は、中務省の内記の作れる詔勅宣命を勘へ正し、太政官の奏文を作り、臨時及び恒例の儀式を奉行する官なるが故に、文筆に長せる者を任ず。後には清原中原二氏の人、代々此の官に任せられぬ。さて此の官は、六位相當なるが、年功にて、五位に叙せられたるを、外記大夫と云ふ。蓋し大夫は五位の通稱なり。

宰相俄に道心起して、出家して、高野に龍居せられたりける所へ、大臣外記大夫と云ふ者の、物に心得たるを、使にて、出家の哀さなど、云ひやる様にて、彼の住家の指圖を、委しくせられにけり(十訓抄中)

少外記も、其の職掌大外記と同じ。此の下には、史生、使部と云ふ役あり、史生は文書を寫し、使部は公事に驅使せらるゝ者なり。枕草紙(八)に、大饗の日の史生と云ふを、えせもの、所得る折の事の中に數まへたり。

因に曰く、外記の事務を執る所は、建春門外に在りて、外記廳とも、外記局とも云へり。其の南を南所と云ひ、大臣以下此處に臨みて、政務を執る事ありしより、又結政所とも、かたなしとも云へり。蓋しかたなしは、かたねなすの義なる可し(倭訓彙)外記が、政務に關する書類を、一つに結び束ぬる義ならむ。

外記の廳の結政の座に、古宮の柱の、今に残れるを、政の

序に見て詠める、

中原師光朝臣

いにしへの、奈良の都の宮柱、このかたなしに、なほのこるかな(續後拾遺集六)

史

(三)史。左右大史各二人。左右少史各二人。

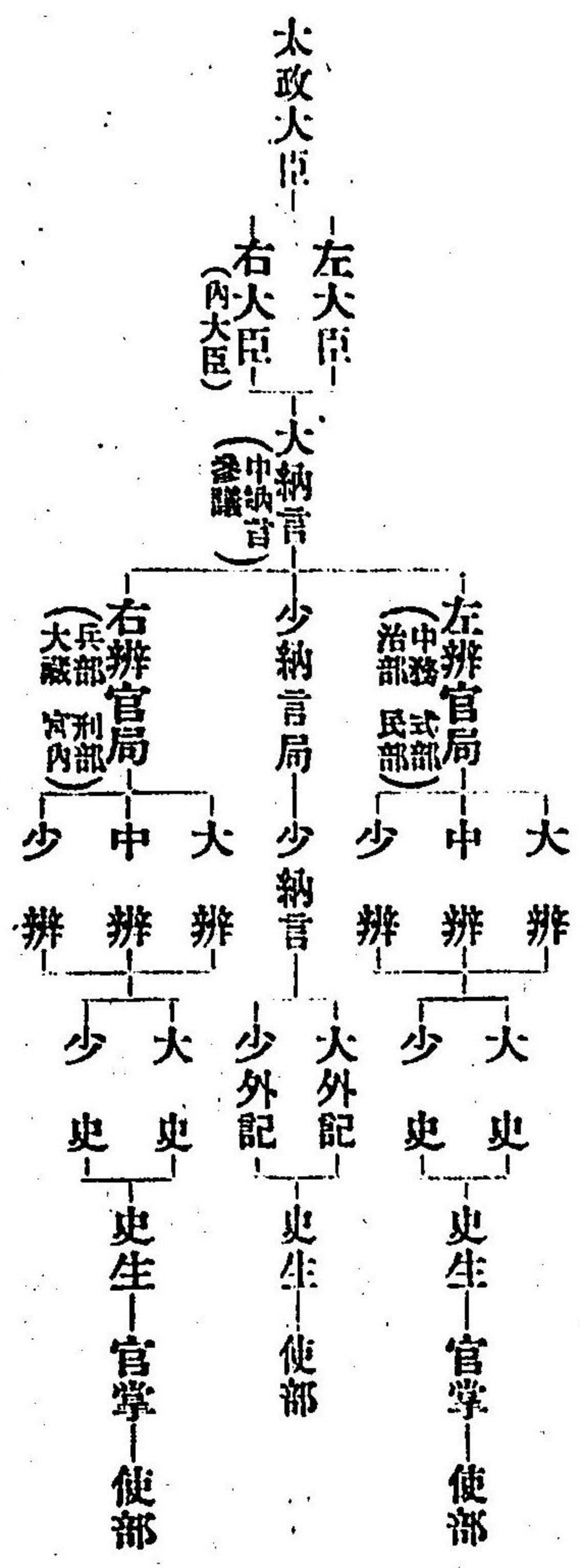
大史は外記と同じく、太政官の文書勘例を掌る。是も六位相當なるが、五位にて勤むる時は、史大夫とも、大夫史とも云へり。一條天皇の御代、小槻奉親左大史となりてよりは、其の子孫世々此の官を勤め、後には右大史をも兼勤せり。少史の職掌も大史と同じ、大史を合せて、八人あるが故に、八史と云へり。

座に着きて、事厳しく定め、しり給ふに、此の史文挾に文はさみて、いらなく振舞ひて、此の大臣に奉るとて、いと高やかに鳴らして侍りけるに、大臣文もえ

太政官の三局

取らずして、わなゝきて、やがて笑ひて(大鏡時平)
 此の下には、史生、官掌、使部と云ふあり。官掌は使部を檢校し、官内の設備雜務を掌りき。

さて太政官は、他の官省とは異なり、天下の大政を掌る所なれば、政務繁多なるは、云ふ迄もなし。故に官内を三局に分ちて、少納言局、左辨官局、右辨官局とし、少納言及び左右の辨を判官として、各政務を分掌せしめ、外記及び左右の史を、主典として、之に屬せしめ、大、中納言參議以上は、之を統べ掌れり。左の如し。



更に三局の分擔を述べれば、少納言局にては、詔勅宣命を勘へ正し、其の宣下を掌り、又太政官の奏文を作り、恒例臨時の儀式を奉行す。左右辨官局にては、八省を分管して、諸官省諸國より、申し出づる庶務を辨理して、納言に上申し、官符(太政官より令達する書)官牒(太政官より他の官省に照會する書)を書き、其の他、太政官内の文書を取り扱ふ。此の三局の役人を、上官(政官の借字)、太政官の官人の義と云ふ。

「かうはせぬ事なり、上達部のつき給ひしなどに、女房ども上り、上官などのゐる障子を、皆打とはし損ひたりなど、苦しがる者もあれど、聞きも入れず(枕草紙)」
 其の後、少納言局にては、少納言は侍從兼帶の職なれば、十分局内の事務を取る事能はざるより、自ら實權外記に移り、清原、中原兩家、累代大外記に任せられて、局内の庶務、所謂局務を勤めぬ。左右辨官局にても、辨官は兼任の者多く、左右大史が専ら事務を取扱ひ、後には小槻氏が、左大史にて右大史の職をも兼帶し、兩局を合併して、官内の庶務、所謂官務を勤めたり。斯くて後世には、局務官務の兩局となりぬ。

第五章 八省

中務省。中務卿。侍從。内舍人。内記。監物。中務省の被官。
 式部省。其の被官。治部省。其の被官。民部省。其の被官。
 兵部省。其の被官。刑部省。其の被官。大藏省。其の被官。
 宮内省。其の被官。

(一)中務省。中務省の中は、禁中の義、即ち禁中の政務を執るつかさにて、又支那の官名に當て、中書省とも、鳳閣とも云へり。其の位置は、建禮門の南に在りて、主上の御側の事務、詔勅の宣下などを掌り、八省中最も重職とす。其の被官は、職一、寮六なるが、大寶令には、此の外、書工司、内樂司、内禮司の三司ありき。書工司は、繪畫彩色の事を掌り、内樂司は、樂香を供へ奉り、内禮司は、宮中の禮儀、及び非違を禁察する事を掌りしが、平城帝の時、書工司を内匠寮に、内禮司を彈正臺に、宇多帝の時、内樂司を典樂寮に合併せり。左に中務省の官人中、卿、侍從、内舍人、内記、監物の事を略述せむとす。

卿は一人にて、其の職掌は、天皇を輔導し奉り、詔勅の宣下、叙位の事等に携はる。

中務省

中務卿

侍從

此の職、仁明天皇の頃までは、臣下も任せられしを、其の後は親王のみを以て、任せらるゝ事となり、物語文等には、中務の宮、中務の御子など見え、若し親王なき時は、缺員にて置けり。又此の官を、支那の官名に宛て、中書王とも云へり。醍醐天皇の皇子兼明親王と、村上天皇の皇子具平親王とは、共に中務卿たりしかば、兼明親王を前中書王、具平親王を後中書王と呼べり。四部官の下には、史生、省掌、使部などありき。

侍從の職掌は、天皇の御側に陪侍して、用務を勤め、叙慮の及ばぬ所を補ひ、御遺脱を注意し奉るにあり。大寶令の制は、定員八人なりしが、漸次に人數増して、後には廿人許りにもなれり。其の中三人は、少納言を兼帶す。此の職は、要職なるが、位置はさばかり高からざりき。

同じ人ながら、大夫の君や、侍從の君など、聞ゆる折は、いとあなづり易きものを、中納言、大納言、大臣などになりぬるは、むげに、せむ方なく、やんごとなく、覺え給ふ事のこよなきよ(枕草紙九)

されど中には、大納言、參議などにて、侍從を兼任する事もありき。例へば大鏡(五伊尹)

に侍従大納言行成卿、榮華物語(下松の)に侍従宰相源基平と見えたり。侍従の詰所は侍従局と云ひて、中務省内の西北にありき。又侍従の事を、おもと人拾遺、鈴蟲など云へり。おもと人は御許人にて、御側に近侍する義。拾遺は其の職掌職員令に「拾遺補闕」とありて、又支那に拾遺と云ふ職名あれば、以て侍従の唐名とせしなり。之を訓讀して、和歌にはのこりを拾ふと詠めり。鈴蟲は八雲抄(三)にも見えたるが、義詳ならず。

文治三年、閑居百首述懐、

こす浪ののこりを拾ふ、濱の石のとをとて後も、三とせ過しつ(拾遺愚草上)

侍従辭退し侍りける秋の頃、蟲の聲を聞きてよめる、

藤原爲隆朝臣

秋をへて、我が身ふりぬる、鈴蟲のよそになるにも、音こそ鳴る(臨永和歌集九)内舍人の内は、禁内の義にて、大舍人に對して、付けたる名稱なり。此の職は帶刀して宿衛し、車駕行幸の時供奉護衛する事を司る。其の詰所は、中務省内の東北隅にありき。後には内舍人のうちより選抜して、攝關などの隨身に付けられ

内舍人

しもありて、是を内舍人隨身と云へり。内舍人の人数は、令の制にて九十人、後屢増減ありき。古くは、大臣納言の子息たちも、之に任せられき。

今は昔閑院の右の大臣と申す人おましけり、御名をば冬嗣となむ申しける、其の御子數多おはしけり、兄をば長良の中納言と申しけり、次をば良房の太政大臣と申しけり、次をば良相の左大臣と申しけり、次をば内舍人良門と申しけり、昔は斯くやんごとなき人も、初官には内舍人にぞ成りける(今昔物語廿七)

醍醐天皇以來は侍(恪勤)を以て任せられ、源平の武士も多く之になれり。後には源氏にて内舍人たる者を源内、平家のを平内、藤氏のを藤内と云へり。

内記。大内記二人。中内記二人(後廢せらる)。少内記二人。

内記は、太政官の外記に對する名稱にて、詔勅宣命を作り、位記を書き、禁中の記事を掌る職なれば、文筆に長けたる者を以て任す。内記の詰所は宣陽門の南にありて、内記所とも、内記局とも云ふ。又内記の事を、柱下とも、柱史とも云へるは、支那に柱下史と名づくる官ありしに因る。

保延五年五月朔日、祈雨の奉幣ありけり、大宮大夫師頼卿奉行せられけるに、大

内記

監

内記備辨障りありて、參らざりければ、宣命を作るべき人なかりければ、上卿は忍びて宣命を作りて、少内記相永作りたるとぞ號せられける、此の宣命必ず神威ある可き由、自讃せられけるに、果して三日雨夥しく降りたりけるとなむ(古今著聞集神祇)
監物。大監物二人。中監物四人(後廢せらる)。少監物四人。
監物は出納を監察し、管鑰を請進する事を掌る。即ち大藏省、内藏寮などの庫藏の出納に立ち會ふ者にて、又出納の出を主として、おろしもの、いづかさとも名づけたり。詰所は内舍人の東隣なり。

大監物

鈴をしで、はたほこまでも、おろし物預り申す、つかさなるべし(詠百寮和歌)

左に中務省の被官を述べむ。

中宮職

(い)中宮職。皇后附の役所なり。倭名抄(五)には奈加乃美夜乃豆加佐と訓み、之を略してみやづかさ(宮司)と云ひ、又中宮職を單にし(職)のみ云へり。元來中宮は三宮の汎稱にて、同時に皇太后、太皇太后おはする時は、各其の司を置き、皇太

大舍人寮

后宮職、太皇太后宮職と云へり。大夫は一人ありて、后宮一切の事務を總べ掌れり。元大夫は一位より五位までの總稱にて、後には三位以上を卿と云ふに對して、四位五位を大夫と云ひ、遂に五位のみの通稱となれり。されば總べて職の長官は、大夫と濁讀する例なり。さて此の大夫は、中古時代には、后宮に縁故ある者任せられ、大抵納言などの兼官なりき。是を只宮の大夫とも稱し、又太皇太后、皇太后を、大宮と云ひしより、其の長官は大宮の大夫とも云へり。此の下役の進は、大進と少進とあり。

太皇太后宮の大進にて、年久しくなりにけるを、亮のあ

きたりけるを望むとて、

吹き上ぐる、風もあらなむ、人知れぬ、秋のみやまの、谷の古葉を(清輔集)

大進は六位相當の官なるを、五位の者之になれば、大夫、進と云ふ。平治物語(一●源氏勢法)
に、次男中宮大夫進朝長とあり。

(ろ)大舍人寮。大舍人の大は、内舍人の内に對する事、恰も大藏省の大が、内藏寮の内に對するが如し。元來寮には大小の別ありて、大寮は小寮より官位の相當

高し。同じ中務省中にも、此の大舍人寮の如きは、大寮にて、陰陽寮の如きは小寮なり(此の事は位階の事)。さて大舍人寮は、禁中に宿直して、警衛驅使の雜事に仕へ奉り、行幸の時は供奉する役にて、追儼には、身體の長大なる者、鬼を務むる事前に述べたり。官舎は美福門内に在り。元は左右に分れたりしを、平城天皇の時合併せられぬ。四部官のうち助は、行幸の時鳳蓋の御綱を取る事を掌れば、是を御綱のすけとも云へり。

やがて此の時忠の卿、内藏頭信基、讃岐の中將時實父子三人、衣冠にて供奉せらる。近衛司、御綱の助、甲冑弓箭を帶して、行幸の御供仕る、七條を西へ、朱雀を南へ行幸なる(平家物語の七部注上)

四部官の下には、大舍人四百人(元は左右各八百人)あり、内舍人よりは下れる者なり。

(は)圖書寮。 朝廷の御書籍佛經等を掌り、國史を修撰するを職とす。其の官舎は、内裏の西北武德殿の北に在りき。所謂紙屋紙も此の寮より調進せし者にて、其の製造所は紙屋院と云ひて、今の北野の紙屋川附近にありき。蓋し紙屋紙と

圖書寮

内藏寮

は當時の官用の紙にて、宣旨紙、給旨紙の名もあり、音便にてかんや紙、かうや紙ともへり。

(に)内藏寮。 内藏は大藏に對する名稱にて、御座所近き倉庫を保管し、又御裝束、諸社に奉納する幣物を掌り、其の外饗饌を辨する事などもありき。和名抄(五)には、宇知乃久良乃豆加佐と訓めれど、内の字は略して讀まぬ例にて、即ち大藏に對へて、是をば唯藏とのみ云ひ習へるなり。

此の皇子三つになり給ふ年、御袴着の事、一の宮の奉りしに劣らず、くらづかさ納殿の物を盡して、いみじうさせ給ふ(源氏物語)

其の官舎は内裏の西北にて、掃部寮の東にありき。さて諸國より貢獻せる金銀、珠玉、錦綾、其の他の物品は、先づ大藏省へ納め、それより内藏寮の倉庫へ分け入れし者なるが、米穀等の倉は、宮城の外近衛堀河に在りて、其處を御倉町と云へり。内藏頭は前途有望の人を選びて任せられしを、後には御用の物品華奢になり、寮の經費多端なるより、收入多き國司をして、之を兼帶せしめて、不足を補はしめし事あり。後世にては山科家、或は高倉家の人が、代々此の職を帶して、御裝束調進

縫殿寮

の事を掌れり。

(は)縫殿寮。ぬひどの寮。又略してぬひれうとも云ふ。女官の考課、即ち品行の良否、職務の勤惰を調査する事を掌り、又御服の裁縫、雜染等の事を職とす。官舎は内裏の北、内藏寮の東にありき。

陰陽寮

(へ)陰陽寮。天文曆數の事を掌り、風雲氣色異變あれば奏聞す。官舎は太政官の北、中務省の東に在りき。頭には安倍家、或は加茂家の人を以て、代々任す。職原抄(上)に「昔一家兼兩道、而加茂保憲以曆道傳、其子光榮以天文道傳、弟子安倍晴明、自此後兩道相分」と見えたり。此の寮に陰陽師、陰陽博士、曆博士、天文博士、漏刻博士など屬せり。

さて土御門より、東さまに率て出だし參らせ給ふに、晴明が家の前を渡らせ給へば、自らの聲にて、手を夥しくはたはたと打つなる。帝おりさせ給ふと見ゆる天變ありつるが、既に成りにけりと見ゆるかな。參りて奏せむ。車に裝束疾うせよと云ふ聲を聞かせ給ひけむは、さりとて哀に思召しけむかし(大鏡花三)

(備考)宇治拾遺物語(十卷の●大)に「天文博士が月の大將星を犯すと云ふ勘文奉り

し話を載せたり。
漏刻博士の下に、守辰丁廿人ありて、漏刻を見て、毎時鐘鼓を打ちならず、之をとさもりとも云へり。

寄物陳思歌

時守の、うちなす鼓、よみみれば、時にはなりぬ、逢はなくも怪し(萬葉集十一)

(と)内匠寮。竹取物語に「うちだくみ六人を召し取りて」とある如く、うちだくみとも讀みし者なり。令外の官にて、聖武帝の時創置せられ、工匠營作の事を掌り、

其の外儀式の時、御座所を裝飾などする職なり。官舎は藻壁門内にありき。後には、工匠の事、木工寮、修理職に移りて、此の寮大に其の職務を失ひぬ。

里の殿は、修理職、たくみづかさ、に宣旨下りて、二なら改め造らせ給ふ、もとの木立、山のたゝすまひ、面白き所なるを、池の心廣くしなして、めでたく造りの、しる(源氏物語(源氏物語))

(二)式部省。式部省は禮儀、文官の考課、選叙、學政等を掌り、大學寮を支配せり。

大寶令には、今一つ散位寮と云ふ被官ありて、文武官の位階のみを有して、別に職

式部省

内匠寮